

**若 狭 湾 沿 岸
海 岸 保 全 基 本 計 画**

平成14年6月

福 井 県

は じ め に

福井県の海岸は、ほぼ全域が国定公園（越前加賀海岸国定公園および若狭湾国定公園）に指定されており、美しい砂浜、荒々しい岩礁海岸、断崖などさまざまな地形が良好な海岸景観を形成するとともに、きれいな海には藻場が広がり、多様性に富んだ生態系を形成しており、豊かな自然環境を有しています。



良好な景観を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっています。

また、豊かな海は、水産資源を育み、海岸の漁港としての利用が盛んであるとともに、対岸貿易の拠点としての港湾利用も行われています。

このように、福井県の海岸は、人々に多くの恩恵を与えるとともに、地域の発展に寄与し、地域の財産となっています。

一方、自然豊かな福井県の海岸も冬季になると日本海特有の厳しい自然の脅威にさらされています。低地においては冬季風浪による越波被害が、砂浜海岸においては砂浜の侵食などの海岸災害が、これまでに数多く発生してきました。そのため、人命や財産を守るために、越波防止や砂浜の侵食防止のための海岸整備が行われてきました。

しかし、防災面からみた場合、未だ越波被害が発生している海岸や砂浜の侵食が進んでいる海岸があり、また、近年では、漂着ごみや利用客によるごみの投棄、砂浜への車両の乗入れなどの環境面での問題やマリンスポーツ利用の増加による海岸利用の錯綜、漁港・港湾周辺における違法駐車などの利用面での問題が発生しています。

このような状況を踏まえ、福井県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、石川県境から越前岬までの延長約74キロメートルの加越沿岸および越前岬から京都府境までの延長約338キロメートルの若狭湾沿岸について、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目的に「海岸保全基本計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備等とはもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を一層推進していきます。

平成14年6月

福井県知事

栗田幸雄

目 次

1. 海岸保全基本計画の策定について	1
1.1 海岸保全の基本理念	1
1.2 計画対象範囲	2
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	4
2.1 若狭湾の海岸の現況	4
2.1.1 防護面から見た海岸の現況	4
2.1.2 環境面から見た海岸の現況	7
2.1.3 利用面から見た海岸の現況	10
2.1.4 ゾーン区分と各ゾーンの課題点・課題	13
2.1.5 沿岸の課題点・課題のまとめ	18
2.2 海岸保全の方向および施策	19
2.2.1 海岸保全の方向	19
2.2.2 若狭湾沿岸の海岸防護の目標	20
2.2.3 防護・環境・利用に関する施策	21
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	30
3.1 海岸保全施設の整備の考え方	30
3.1.1 海岸保全施設を整備しようとする区域	30
3.1.2 海岸保全施設の種類・規模・配置	31
3.1.3 海岸保全施設による受益の地域とその状況	31
3.2 海岸保全施設の整備内容	32
3.2.1 海岸保全施設の整備内容一覧	32
3.2.2 越前海岸ゾーン	34
3.2.3 敦賀湾ゾーン	42
3.2.4 美浜ゾーン	48
3.2.5 三方・小浜ゾーン	55
3.2.6 小浜湾ゾーン	62
3.2.7 大飯・高浜ゾーン	71
4. 海岸の環境保全など管理に関する事項	78
4.1 日常的な管理に関する事項	79
4.2 環境問題への対応	80
4.3 啓発活動	80

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって	-----	81
5. 1 計画実施時に配慮すべき事項	-----	81
5. 2 計画実施における組織体制および事務分掌	-----	84

参 考 資 料

1. 若狭湾沿岸海岸保全基本計画策定フロー
2. 若狭湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員構成
3. 用語の説明
4. 福井県のすぐれた自然情報図 1999
5. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

若狭湾沿岸海岸保全基本計画の構成

1. 海岸保全基本計画の策定について

○海岸保全の基本理念

1.1

安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目指して

「残された福井の豊かな自然環境を守る」とともに

「防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める」ことを基本的な理念とする

1.2

計画対象範囲

沿岸方向の対象範囲
○越前岬～京都府境に至る約338km
岸沖方向の海岸の範囲
○海岸保全区域が最小範囲となるが、防護・環境・利用の取組み（施策）の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行う

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2.1 若狭湾の海岸の現況

○沿岸の現況、問題点・課題

2.1.1

防護面の現況

- 人為的影響を受けていない自然海岸が多く残されている
- 冬季の高波浪によって侵食を受けている砂浜海岸が多い
- 概して海岸の背後地は高いが、局所的に低地が分布
- 冬季風浪等による越波被害が各所で発生

2.1.2

環境面の現況

- 貴重な植生や鳥類、昆虫類が沿岸に多く分布
- 沿岸一帯に藻場が分布
- 岩礁海岸やリアス式地形、砂浜海岸による優れた海岸景観を形成
- 環境基準値を満足し、良好な水質環境を維持
- 油流出事故やごみの散乱、砂浜への車両乗り入れによる人為的な影響が見られる

2.1.3

利用面の現況

- 景勝地が多く、観光利用が進む海岸線
- 海水浴場が多く、海水浴場には夏季に多くの利用者が来訪
- 海岸の背後は様々な土地利用がされている
- 海岸へのアクセスとなる国道、県道が海岸沿いに位置
- 多様な海岸利用が進む

2.1.4

ゾーン区分

- 越前海岸ゾーン ○敦賀湾ゾーン
- 美浜ゾーン ○三方・小浜ゾーン
- 小浜湾ゾーン ○大飯・高浜ゾーン

防護面の課題

- 現状の施設整備では十分といえず引き続き整備が必要

環境面の課題

- 自然が多く残されており、保全が望まれる
- 海岸に対する人為的な影響に対する対策が必要

利用面の課題

- 水際線や砂浜へのアクセスの改善
- 利用のための調整が必要

2.1.5

沿岸の問題点・課題のまとめ

2.2 海岸保全の方向および施策

○海岸保全の方向

2.2.1

魅力あふれる豊かな自然環境の保全、安全で親しみのある海岸環境の創出と次世代に向けた新たな交流、地域の文化の継承・発展に寄与する海岸づくり

安全で快適な海岸づくり

- 砂浜の保全・回復、高波浪に対する防護機能の向上

自然と共生する海岸づくり

- 豊かな海岸環境の保全
- 地域と連携した取組みにより親しみのある海岸づくり

次世代に向けた海岸づくり

- 新たな交流と地域の文化の継承・発展に寄与

○防護の目標および防護・環境・利用に関する施策

2.2.2

若狭湾沿岸の海岸防護の目標

- 防護すべき地域
- 防護水準

2.2.3

海岸の防護に関する施策

- 海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上
- 自然の防災機能の活用
- 防災・避難体制の整備
- 砂浜の保全・回復
- 総合的な土砂管理への取組み
- 周辺海岸および周辺施設への配慮
- 海岸保全施設の機能維持
- 侵食や越波・越流の把握

海岸環境の保全に関する施策

- 海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境への配慮
- 海岸域における貴重種を含む動物の生息環境への配慮
- 海岸域における藻場の保全と藻の育成環境への配慮
- 岩礁・断崖等の良好な自然景観への配慮
- 砂浜と海岸林が一体となった自然景観への配慮
- 自然環境に対する人為的な影響の緩和
- 油流出事故などへの適切な対応
- 環境教育への活用
- 海域の良好な水質・底質環境の保全
- 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

海岸における公衆の適正な利用に関する施策

- まちづくりとの連携
- 水際線や前浜へのアクセスの確保
- 多様な海岸利用への配慮
- 快適な海岸利用に資する施設整備
- 多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応
- 高齢者、障害者等への配慮
- 海岸に関する情報の発信
- 海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

○ハード面の対応

3.1

海岸保全施設の整備の考え方

- 海岸保全施設を整備しようとする区域
- 海岸保全施設の種類・規模・配置
- 海岸保全施設による受益の地域とその状況

3.2

海岸保全施設の整備内容

- 海岸保全施設の整備内容一覧
- 各ゾーンの整備内容

4. 海岸の環境保全など管理に関する事項

○ソフト面の対応

4.1

日常的な管理に関する事項

- 海岸の監視および点検
- 海岸における規制措置
- 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設
- 市町村長による海岸の管理
- 災害への対応

4.2

環境問題への対応

- ごみの不法投棄
- 漂着ごみ
- 油流出事故
- 景観および貴重な生物への配慮

4.3

啓発活動

- マナーの向上
- 海岸愛護活動

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって

○計画実施時に配慮すべき事項

5.1

関係行政機関との連携と調整

- 海岸を一元化して担当する部局間の組織・協議会による連携の強化

地域住民や利用者、市町村との関係

- 海岸に対する共通の認識と各々の役割の認識により、地域住民や利用者、市町村および県がそれぞれの立場から協力し施策を実施

海岸情報の蓄積と活用

- 海岸の実態の的確な把握に努め、より有効な対策を検討
- 幅広く海岸に関する情報を発信

海岸環境への影響の把握

- 施設の整備に当たっては対象地域への影響を事前に把握し、適切な計画を検討

事業効果の検討について

- 事業の実施に当たって費用対効果分析を行い事業が投資効果を有するものであるかを検討

計画の見直し

- 社会情勢変化に的確に対応するため、必要に応じて、計画を柔軟に見直す

○組織体制および事務分掌

5.2

- 福井県海岸関係事業連絡協議会
- 海岸管理に関係のある部局(福井県)
- 海岸管理に関係のある部局(国の機関)

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 海岸保全の基本理念

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防護・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。

福井県では、法改正を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、越前岬から京都府境までの延長約 338 km の若狭湾沿岸について、広域的な視点でとらえて「海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備などはもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していくものである。

若狭湾沿岸の海岸は、敦賀湾の一部を除くほぼ全域が国定公園に指定されている。越前加賀海岸国定公園と若狭湾国定公園の二つが敦賀湾を挟んで指定されており、多様性の富んだ生態系やきれいな海、さまざまな地形が織りなす海岸景観など、豊かな自然環境を有している。我々は古来よりこの優れた自然の恵みの恩恵を受けてきた。天然の良港である敦賀は大陸と千年以上も昔から往来があり、大陸文化を受け入れてきた。また、京都や奈良との結びつきが強かった小浜は、都への大陸文化の玄関口でもあり、若狭地方独特の伝統を形成していった。このように、若狭湾沿岸は海との結びつきが強く、海を中心として生活基盤を形成していった。

一方、自然豊かな若狭湾沿岸も冬季になると日本海特有の厳しい自然の脅威にさらされる。若狭湾沿岸の海岸背後には人口や資産、社会資本等が集積しており、低地においては冬季風浪による越波被害が、砂浜海岸においては砂浜の消失など著しい海岸災害がこれまでも数多く発生してきた。そのため、人命や資産を守るために越波防止のための護岸整備や砂浜の侵食防止対策等の海岸整備が進められてきた。

しかし、防災面からみた場合、未だ越波被害が発生している海岸や砂浜の侵食が進んでいる海岸があり、また、近年では、漂着ごみや利用客によるごみの投棄等の環境面や、錯綜する海岸利用、集落内や漁港、港湾等での違法駐車等の利用面においても様々な問題が発生している現状にある。

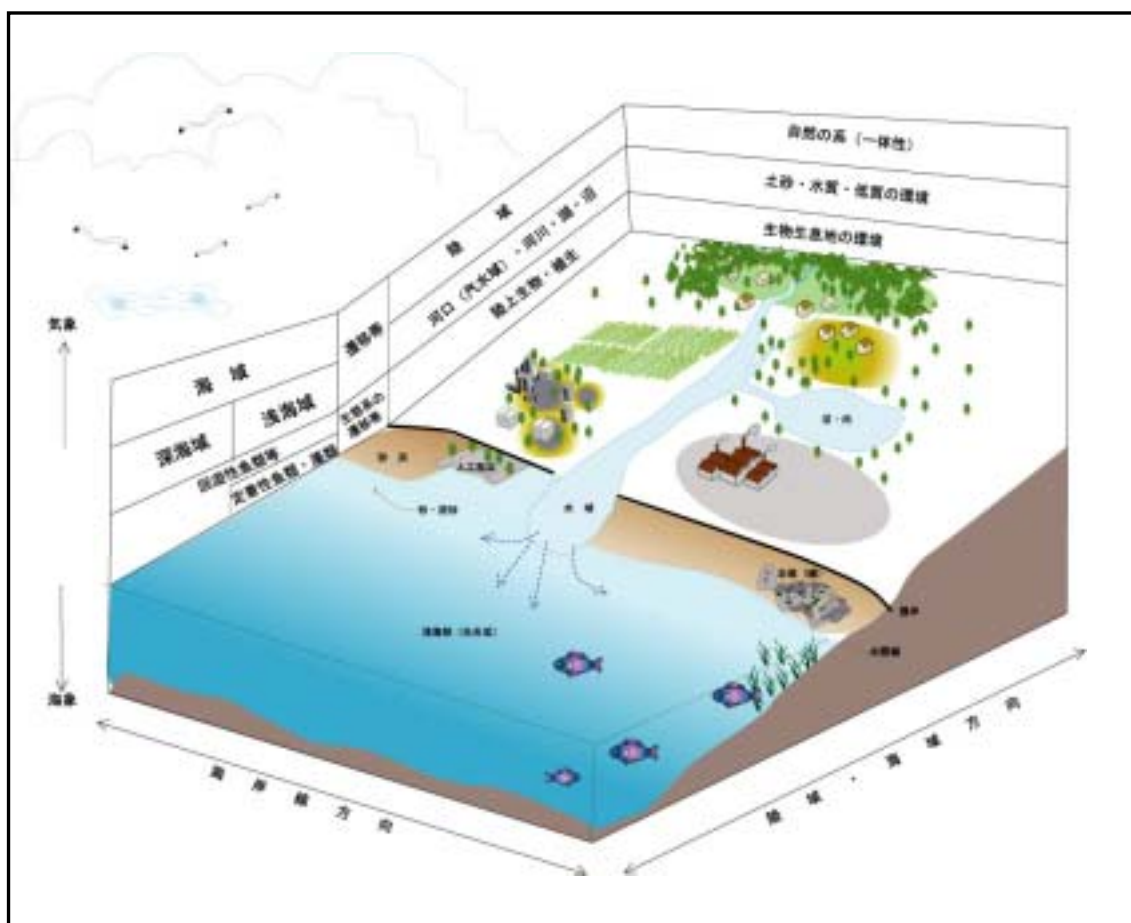
このような背景から、福井県では、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目指して、今後の海岸保全においては、**「残された福井の豊かな自然環境を守る」**とともに**「防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める」**ことを基本的な理念とする。

1.2 計画対象範囲

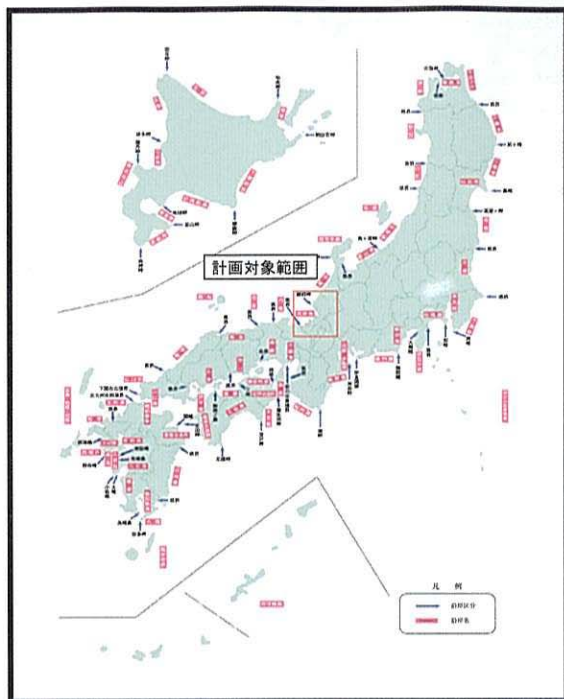
国が定めた「海岸保全基本方針」では、地形・海象面の類似性および沿岸漂砂の連続性に着目して、海岸保全基本計画を作成すべき「一体の海岸の区分（沿岸）」として、日本全国の海岸を71の沿岸に区分している（次頁参照）。

本計画の沿岸方向の対象範囲は、この沿岸区分に基づき、越前町の越前岬から高浜町の京都府境に至る延長約338kmの海岸線とする。

また、岸沖方向の海岸の範囲としては、海岸事業を実施する「満潮線から内陸に50m、干潮線から沖合に50mを原則とする海岸保全区域」が最小範囲となるが、河口から海岸に供給される土砂は河川流域における山地などから運ばれ、沿岸の生態系は河川流域の森林と深いつながりを持っていることが近年指摘されていることなど、その影響範囲は広く、海岸線付近に生息・生育している動植物はその生態によって分布範囲が異なっていることから、海岸保全基本計画の策定に当たっては、防護・環境・利用の取組み（施策）の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行うものとする。

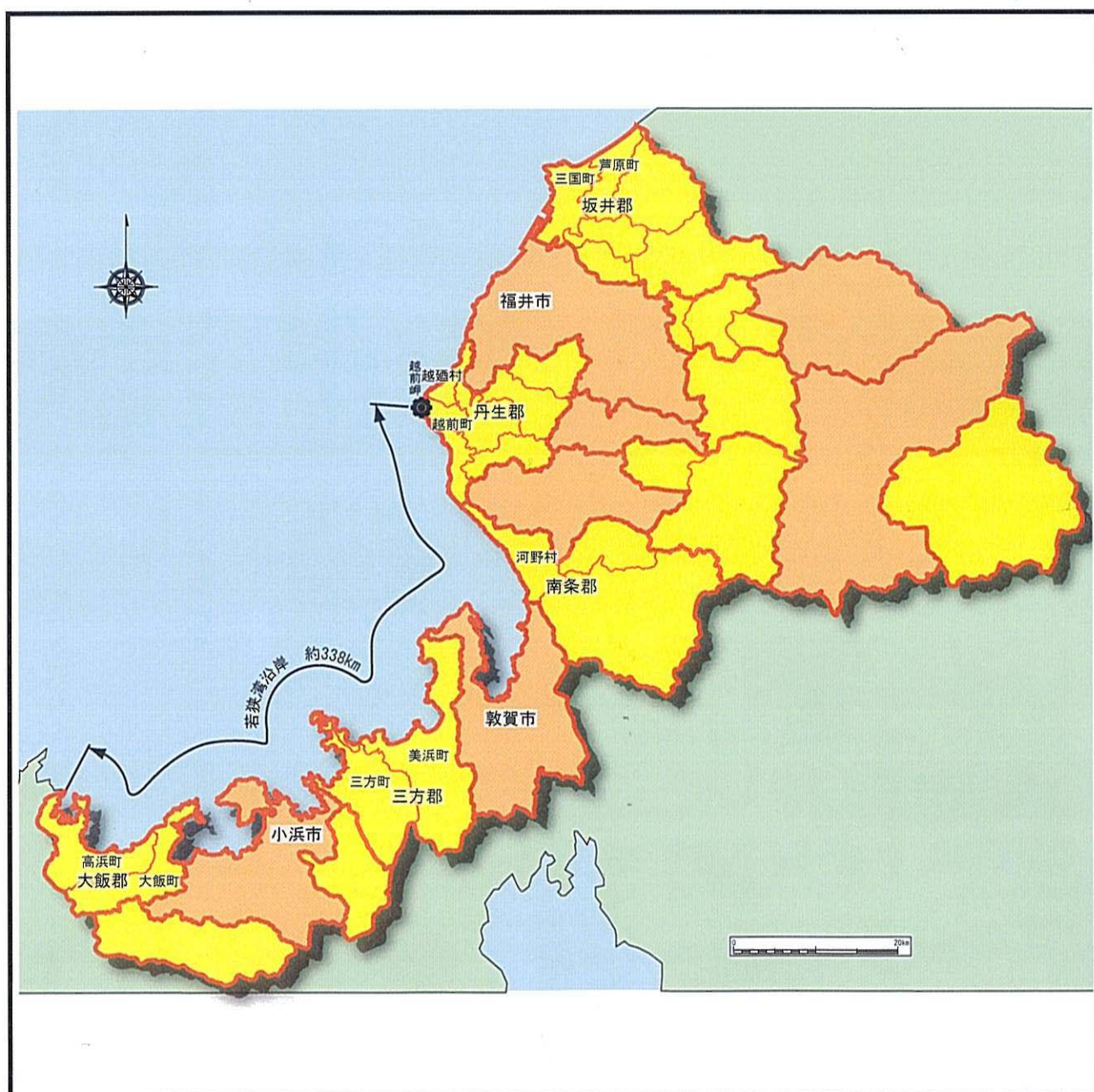


海岸環境の関連する範囲のイメージ



若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 計画対象範囲

沿岸名	若狭湾沿岸
境界	越前岬～県境
沿岸総延長	337,635 m
沿岸市町村 (2市5町1村)	越前町 (18,490 m)
	河野村 (19,551 m)
	敦賀市 (57,213 m)
	美浜町 (51,184 m)
	三方町 (29,537 m)
	小浜市 (76,088 m)
	大飯町 (34,641 m)
	高浜町 (50,931 m)



2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2.1 若狭湾の海岸の現況

2.1.1 防護面から見た海岸の現況

(1) 海岸線の現状

若狭湾沿岸は岩礁海岸の延長が長く、人為的な影響を受けていない自然海岸が多く残されている。特に、越前町や河野村の海岸では砂浜海岸は一部の区間で見られるのみで、ほとんどの海岸線が岩礁海岸である。砂浜海岸は延長の比較的長い海岸が美浜町や高浜町の海岸で見られるが、敦賀市や三方町、小浜市、大飯町の海岸では延長の比較的短い砂浜海岸が、湾奥や半島・岬に囲まれた入り江に点在している。

(2) 侵食（海岸線の変化）の現状

①砂浜海岸における海岸線の汀線変化

若狭湾沿岸では沿岸漂砂による広域的な砂の移動は小さいが、冬季の高波浪などによって砂が移動して、侵食を受けている砂浜海岸が多い。なお、敦賀湾の湾奥や高浜町の砂浜海岸では東向きの漂砂によって、東側で汀線が前進し、西側では後退する傾向が見られる。

②海岸保全施設の整備状況

海岸侵食の顕著な海岸では、突堤や離岸堤、人工リーフ等の海岸保全施設によって砂浜の維持・回復が図られている。また、砂浜の回復が見込めないところでは養浜によって砂浜の回復が図られている。

(3) 高潮・高波浪への対応

①沿岸の風、波、流れ

若狭湾沿岸では敦賀港において、気象、海象が観測されている。

〔 風 〕 年間を通じて SSE 方向が卓越しており、頻度は約 20%を占めている。また、風速 10m/ s 以上の強風は、NNW 方向が卓越している。

〔 波 〕 敦賀港の波向きは夏の比較的穏やかな期間は NW～Nの波向きを示し、冬の高波浪時にはNの波向きがもっとも卓越する。

〔流 れ〕 若狭湾は湾口が広く、沖合を流れている対馬海流の影響を受けやすい。夏季には対馬海流の分枝が若狭湾に接近して流れることがあり、流速を増し、2ノット近くになる。また、冬季には、北西の季節風の影響で南東方向の表層流が強まることもある。

②背後地の状況

若狭湾沿岸一帯では、概して海岸部の地盤高は高くなっているが、局所的には低地に集落が分布している。特に、敦賀湾や小浜湾の湾奥部には市街地を形成し、住宅地が密集しており、地盤高も低い。

③高潮・高波浪による被害

若狭湾沿岸は、複雑に入り組んだ海岸線を有するリアス式海岸のため、天然の良港に恵まれている。しかし、夏季の台風通過時の風浪・高潮や冬季風浪による海岸保全施設への被害が各所で発生している。

④海岸保全施設の整備状況

越波の顕著な海岸では、堤防・護岸により波の進入を防ぐとともに、必要に応じて消波工、離岸堤等の施設を設置し、冬季風浪などによる越波の低減を図っている。



糠海岸



食見海岸

防護面から見た現況

海岸性状の凡例	
砂浜海岸	黄色
岩礁海岸	赤色
河口	青色

凡 例	
●	高潮・高波浪による被害箇所
○	侵食傾向にある区域
■	海岸保全施設の無い区域



越前岬

越前村

越前町

福井市

若狭湾沿岸

河野村

美浜町

敦賀市

京都府

福井県

大飯町

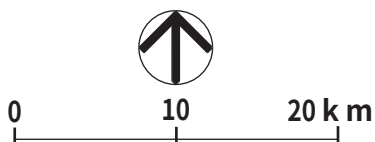
三方町

高浜町

大飯町

小浜市

大島漁港



2.1.2 環境面から見た海岸の現況

(1) 生物の生息・生息環境

①植物

若狭湾沿岸は敦賀湾の東側の一部を除くほぼ全域が国定公園（越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園）に指定されており、貴重な自然環境が保全されている。沿岸部における貴重な植生は、半島や島嶼に多く分布しており、スタジイ林やタブノキ林等の照葉樹林が林冠を形成し、若狭湾の代表的な海岸景観を見せている。沿岸部の生育環境として重要なところでは、冠者島や蒼島（原生状態の照葉樹林）、気比の松原（アカマツ林）等がある。

②動物

豊かな自然環境を有する若狭湾沿岸では全国的に貴重な鳥類や昆虫類の生息が確認されている。沿岸部における貴重な種として、鳥類ではクマタカ、ウミスズメ、クロサギ等、昆虫類では指標昆虫類5種、特定昆虫類22種が確認されている。また、鳥獣保護区が敦賀半島西岸一帯と岳山、三方五湖周辺において指定されている。

③藻場

若狭湾沿岸の海岸線は、その大半が岩礁性に富んだリアス式海岸であり、藻場はこうした岩礁性海岸を中心として、沿岸部のほとんどにわたって分布している。藻場に多く出現する海藻はホンダワラ属が挙げられ、本種を中心としたガラモ場が多く分布している。

(2) 多様な海岸地形、優れた海岸景観

①多様な海岸地形

若狭湾沿岸は変化に富んだ海岸地形を有しており、越前町から河野村にかけての海岸線は切り立った断崖が海にせり出しており、敦賀市以西では敦賀半島や常神半島等多くの半島からなるリアス式地形を形成している。

②優れた海岸景観

若狭湾沿岸には優れた海岸景観が数多く分布しており、砂浜海岸では竹波海岸が周囲に見られる岩礁とあわせて優れた景観を形成している。また、岩礁海岸では音海の断崖景観、立石岬や越前岬等の岬景観、および蒼島、烏辺島等の島嶼景観などの優れた海岸景観が見られる。

(3) 自然環境に対する人為的な影響

①沿岸海域の水質

若狭湾沿岸はA類型に指定されており、最近のCODの経年変化をみると概ね1mg/㎡付近で推移しており、環境基準値を満足し良好な水質環境を維持している。

②ごみの散乱

若狭湾沿岸一帯において沖合からの漂着物や海岸利用者が残していくごみ、河川から流出してくるごみ、故意のごみ投棄等、ごみの散乱が目立つ。ごみの回収については地域の人々によって定期的に実施されてきているが、ごみの処理が課題となっている。

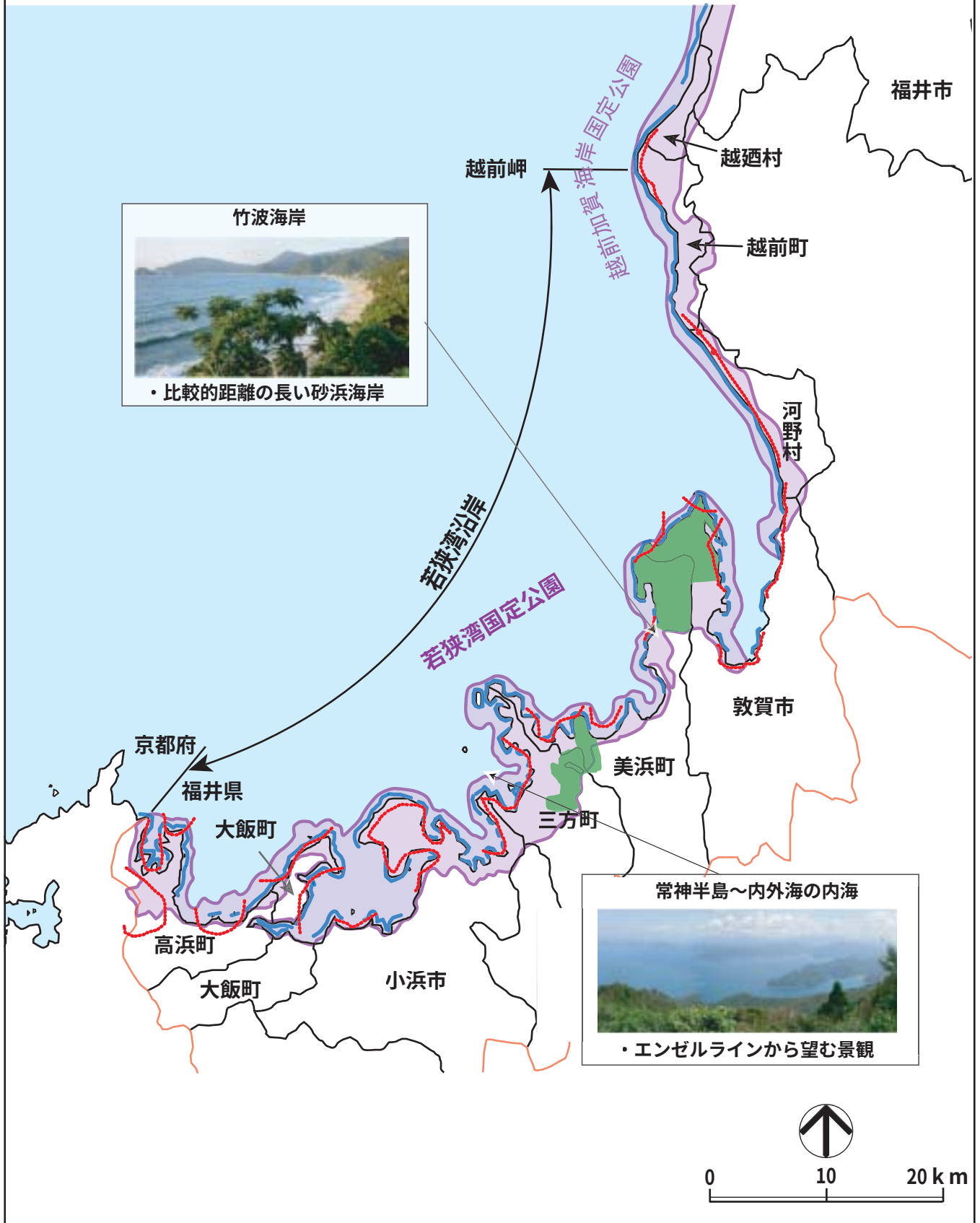
③砂浜への車の進入

若狭湾沿岸は岩礁性海岸が多いことから、車の海岸への乗り入れによる問題は少ないが、砂浜海岸の一部では車の進入が見られ、海岸環境への影響が懸念される。

ムサシアブミ群落	クロサギ
 © 浜口千秋	 © 山形則男
優れた海岸景観	
 竹波海岸	

環境面から見た現況

凡 例	
国定公園	
鳥獣保護区・特別保護区	
藻場	
良好な海岸景観	



2.1.3 利用面から見た海岸の現況

(1) 海岸整備と背後の土地利用

①観光利用が進む海岸線

若狭湾沿岸には、越前岬や立石岬、常神半島、蘇洞門等に海岸景勝地が多数存在しており、全国的に著名な観光地である三方五湖や気比の松原等を加え、多くの人が訪れる観光地となっている。入り江や湾には多くの海水浴場が点在しており、竹波海岸や和田港海岸等は規模の大きい海水浴場として、駐車場や利便施設が整備されている。

②海水浴利用

若狭湾沿岸には数多くの海水浴場が分布し、夏季の海水浴シーズンには県内を始めとして京阪神から 100 万人以上の利用者が訪れる。厨海岸、敦賀港海岸（松島地区）、竹波海岸、和田港海岸、高浜海岸は、規模の大きい海水浴場として駐車場や利便施設が整備されている。また背後の地区には旅館・ホテル・民宿等が多く立ち並び、観光による地域振興に寄与している。

③背後の土地利用

越前町から河野村にかけては崖が海岸線まで迫っており、局所的に存在する低地に漁港を中心として集落が分布している。また、海岸線には生活道路として重要な役割を果たす国道が位置している。敦賀市以西では敦賀平野や三方五湖一帯の美方低地、小浜平野に比較的規模の大きい低地があり、敦賀平野や小浜平野には市街地が形成され、人口が集中している。また、美方低地では集落が分布するほか農地として利用されている。一方、半島部では崖が海岸線まで迫っており、局所的に存在する低地に集落が分布しているが、利用されていない海岸が多い。

(2) 海浜周辺へのアクセス

①車両による海岸へのアクセス

海岸へのアクセスとなる国道および県道については、山地が海岸に迫る若狭湾沿岸北部では、国道 305 号と国道 8 号が海岸沿いを走り直接のアクセス道路となっている。その他沿岸においても湾岸沿いに国道や県道等の幹線道路が走るため、全般にアクセスは良好であるが、敦賀半島の先端や大島の外海に面する沿岸部等では海側へのアクセス道路が少ない。

②水際線や前浜への歩行によるアクセス

海岸線には海岸付近を散策できるように遊歩道が設置されている区域も見られる。また、海水浴場に利用される砂浜海岸では、階段護岸やスロープが整備されているなど、水際のアクセスに配慮した整備も見られ、岩礁海岸では全般に水際に近づくのは困難であるが、

海に面して幹線道路が通る海岸では、水際に出る階段などが設置されているところも見られる。

(3) 海岸利用および整備の現状

①多様な海岸利用

港湾や漁港、観光地としての利用のほかに、海水浴や、スキューバダイビング、サーフィン、釣りといったマリンスポーツ等の利用もなされている。また、キャンプ場や公園等が整備されている。

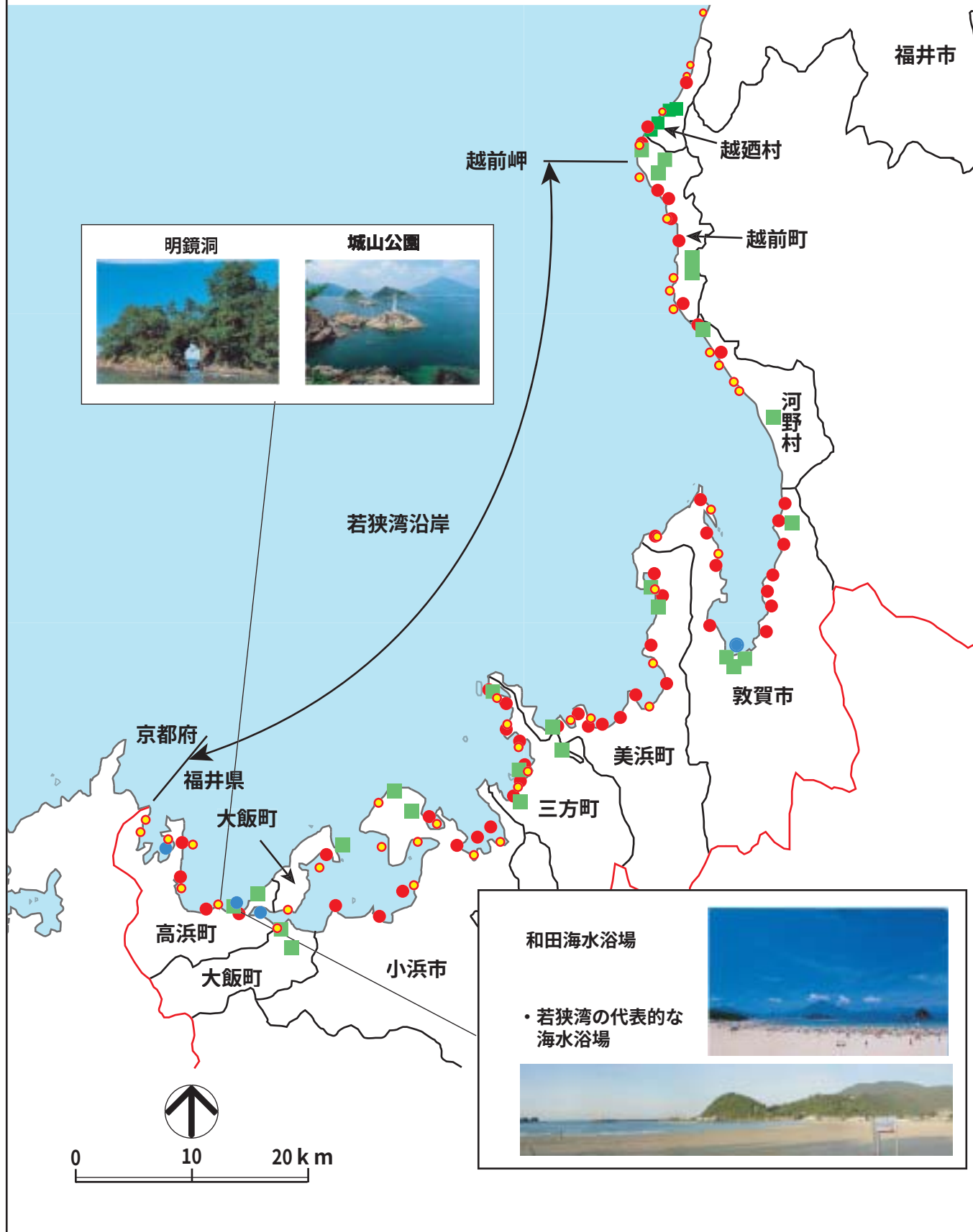
②海岸における利便施設

各地の海水浴場には、駐車場、トイレ、シャワー、休憩施設、売店等の利便施設が整備されつつあるが、中には未整備の個所もある。また、観光地となっている岩礁海岸においても、休憩園地や駐車場、トイレが整備されている。

海水浴利用	階段
 和田海水浴場	 東浦海岸
スロープ	休憩舎
 田烏漁港	 和田港（岡津地区）

利用面から見た現況

凡 例	
港湾	●
漁港	●
海水浴場	●
レク施設	■



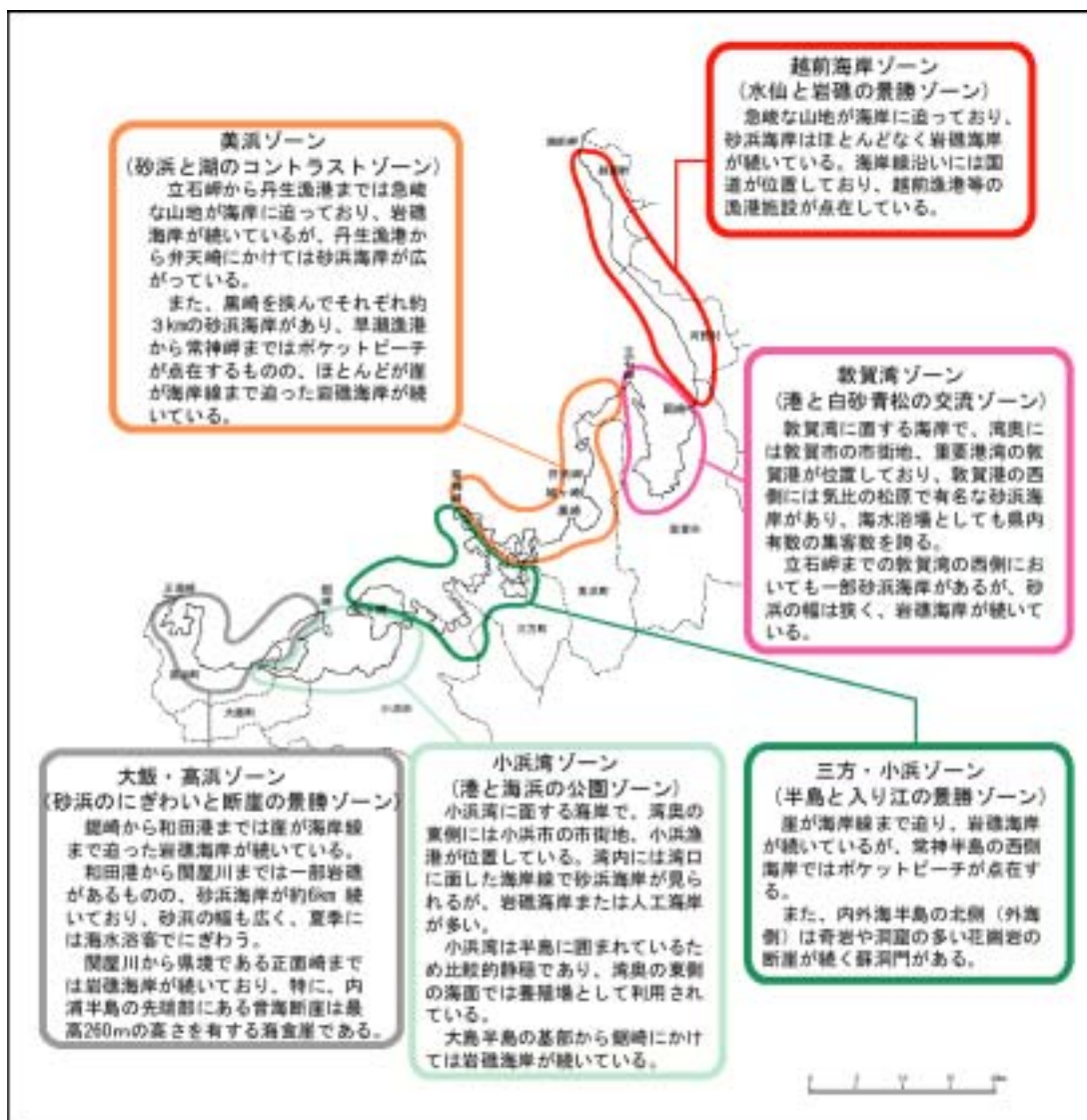
2.1.4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題

若狭湾沿岸は、越前海岸から敦賀湾までと敦賀湾以西では海岸の地勢状況が大きく異なる。越前海岸側は比較的単調な岩礁海岸が続き、敦賀湾からは大小さまざまな半島からなるリアス式海岸で、複雑な海岸線の形状を呈した岩礁海岸が多く、その間には比較的延長の長い砂浜海岸や半島や岬に囲まれたポケットビーチが点在する。そのため、それぞれの海岸には自然環境や背後の土地利用等に応じた対策が必要である。

ゾーン区分に当たっては、前述の地形条件に主眼を置き、さらに自然公園指定区域の分布、背後の土地利用等、下記に示す項目を基に検討した。

ゾーン区分における検討項目

- ☆自然条件 : 海底地形、自然公園区域、流入河川の位置
- ☆社会経済条件 : 背後の土地利用、港湾・漁港等の位置



ゾーン毎の沿岸域の特性

ゾーン名	沿岸域の特性							
	市町村	海岸地形	主な流入河川	主な港湾・漁港	主な土地利用	自然公園	特徴	
越前海岸ゾーン （水仙と岩礁の景勝ゾーン）	越前町 (18,490m)	越前岬			国道305号	保安林	越前加賀海岸国定公園	
		岩礁海岸	玉川川					
				越前漁港				
			糠川	糠漁港				
			河野川	河野漁港				
敦賀湾ゾーン （港と白砂青松の交流ゾーン）	敦賀市 (57,213m)	砂浜海岸			国道8号			
		岡崎						
		岩礁海岸						
		岩礁海岸						
		埋立地	敦賀港	港湾施設				
		砂浜海岸	井の口川	市街地				
		岩礁海岸		県道佐田竹波敦賀線				保安林
		砂浜海岸						
		岩礁海岸						
		立石岬		県道竹波立石縄間線				保安林
		岩礁海岸						
		岩礁海岸						
美浜ゾーン （砂浜と湖のコントラストゾーン）	美浜町 (51,184m)	岩礁海岸			県道佐田竹波敦賀線		若狭国定公園	
		砂浜海岸	落合川	丹生漁港				
			馬背川					
		弁天崎						
		岩礁海岸						
		城ヶ崎						
		砂浜海岸	太田川					
		岩礁海岸						
		黒崎						
		岩礁海岸						
		砂浜海岸	耳川					
	早瀬川	早瀬漁港						
	岩礁海岸							
	常神岬							

ゾーン名	沿岸域の特性						
	市町村	海岸地形	主な流入河川	主な港湾・漁港	主な土地利用	自然公園	特徴
三方・小浜ゾーン (半島と入り江の景勝ゾーン)	三方町 (29,537m)	常神岬			県道常神三方線	保安林	崖が海岸線まで迫り、岩礁海岸が続いているが、常神半島の西側海岸ではポケットビーチが点在する。 また、内外海半島の北側（外海側）は奇岩や洞窟の多い花崗岩の断崖が続く蘇洞門がある。
	小浜市 (76,088m)	砂浜海岸				国道162号	
		岩礁海岸					
		松ヶ崎					
小浜湾ゾーン (港と海浜の公園ゾーン)	小浜市 (76,088m)	岩礁海岸					小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。湾内には湾口に面した海岸線で砂浜海岸が見られるが、岩礁海岸または人工海岸が多い。 小浜湾は半島に囲まれているため比較的静穏であり、湾奥の東側の海面では養殖場として利用されている。 大島半島の基部から鉾崎にかけては岩礁海岸が続いている。
		護岸	北川	小浜漁港	国道162号	市街地	
		砂浜海岸	南川				
		岩礁海岸	飯盛川		国道27号Jr小浜線		
		人工海浜	本所川				
		埋立地	佐分利川	和田港			
		岩礁海岸				保安林	
		鉾崎			県道赤礁崎公園線		
		岩礁海岸				保安林	
		砂浜海岸	子生川	高浜漁港	国道27号Jr小浜線	港湾施設	
大飯・高浜ゾーン (砂浜のにぎわいと断崖の景勝ゾーン)	高浜町 (50,931m)	岩礁海岸	関屋川		県道音海中津海線		鉾崎から和田港までは崖が海岸線まで迫った岩礁海岸が続いている。 和田港から関屋川までは一部岩礁があるものの、砂浜海岸が約6km続いており、砂浜の幅も広く、夏季には海水浴客でにぎわう。 関屋川から県境である正面崎までは岩礁海岸が続いており、特に、内浦半島の先端部にある音海断崖は最高260mの高さを有する海食崖である。
		正面崎				港湾施設	
				内浦港		保安林	

■ ゾーンごとの海岸の防護に関する課題

ゾーン			越前海岸ゾーン	敦賀湾ゾーン	美浜ゾーン	三方・小浜ゾーン	小浜湾ゾーン	大飯・高浜ゾーン
ゾーンの地形的特徴			急峻な山地が海岸に迫っており、砂浜海岸はほとんどなく岩礁海岸が続いている。海岸線沿いには国道が位置しており、越前漁港などの漁港施設が点在している。	敦賀湾に面する海岸で、湾奥には敦賀市の市街地、重要港湾の敦賀港が位置しており、敦賀港の西側には気比の松原で有名な砂浜海岸があり、海水浴場としても県内有数の集客数を誇る。 立石岬までの敦賀湾の西側においても一部砂浜海岸があるが、砂浜の幅は狭く、岩礁海岸が続いている。	立石岬から丹生漁港までは急峻な山地が海岸に迫っており、岩礁海岸が続いているが、丹生漁港から弁天崎にかけては砂浜海岸が広がっている。 また、黒崎を挟んでそれぞれ約3kmの砂浜海岸があり、早瀬漁港から常神岬まではポケットビーチが点在するものの、ほとんどが崖が海岸線まで迫った岩礁海岸が続いている。	崖が海岸線まで迫り、岩礁海岸が続いているが、常神半島の西側海岸ではポケットビーチが点在する。 また、内外海半島の北側（外海側）は奇岩や洞窟の多い花崗岩の断崖が続く蘇洞門がある。	小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。湾内には湾口に面した海岸線で砂浜海岸が見られるが、岩礁海岸または人工海岸が多い。 小浜湾は半島に囲まれているため比較的静穏であり、湾奥の東側の海面では養殖場として利用されている。	鋸崎から和田港までは崖が海岸線まで迫った岩礁海岸が続いている。和田港から関屋川までは一部岩礁があるものの、砂浜海岸が約6km続いており、砂浜の幅も広く、夏季には海水浴客でにぎわう。 関屋川から県境である正面崎までは岩礁海岸が続いており、特に、内浦半島の先端部にある音海断崖は最高260mの高さを有する海食崖である。
現況および問題点	海岸侵食	海岸線およびその変化	海岸線のほとんどが岩礁海岸であり、砂浜海岸は一部の区間で見られるのみで、砂浜の経年的な変化は小さい。	敦賀湾の湾奥および東側、西側の一部の区間で砂浜海岸があるが、侵食傾向にある。	敦賀半島の西側に位置する竹波海岸は、砂浜幅は50m程度あるものの、侵食傾向にある。 佐田海岸や久々子海岸では、保全施設の整備が進み、海浜も安定しつつある。	砂浜海岸は半島や岬に囲まれたポケットビーチとして点在しているが、塩坂越漁港、世久見漁港、食見海岸等では侵食傾向にある。	和田港海岸（岡津地区）では人工海浜の整備が進んでいるが、湾奥にある加斗海岸などでは侵食傾向にある。	和田港の整備後、砂浜海岸の形状が変化しており、海岸の東側は浜幅が増加しているものの、西側は侵食が進んでいる。 高浜海岸では海岸整備が進み、砂の堆積傾向が見られる。
		流入河川および海岸の漂砂機構	越前町では、玉川漁港や、越前漁港（大樟）へ流入する玉川川や大樟河川等の河川が存在する。 河野村では、河野川や八田川、今泉川が、河野漁港、河野海岸へそれぞれ流入している。 急峻な崖および岩礁海岸がほとんどであり、一部砂浜海岸があるが、高波浪による侵食が見られる。	湾奥には黒河川、笙ノ川、木の芽川等の河川が流入している。 敦賀湾の湾内における砂浜海岸では沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さいが、湾奥に位置する松原海岸では、河口付近に砂が堆砂しているものの、海岸の西側では侵食傾向にある。 湾の西側および東側にある砂浜海岸では高波浪による侵食が見られる。	竹波海岸へは、落合川や馬背川が、佐田海岸へは5河川の小河川が、久々子海岸には耳川がそれぞれ流入しており、比較的延長の長い砂浜海岸を形成している。早瀬漁港へは、久々子湖からの流入河川が存在する。 比較的延長の長い砂浜海岸においては沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さいが、高波浪によって徐々に侵食を受けている区間が見られる。	三方町の遊子海岸、世久見漁港や、小浜市の田島漁港、内外海漁港（泊地区）へ、小河川が流入しており、ポケットビーチを形成している。 砂浜海岸はポケットビーチとして地形的に囲まれた形状であり、沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さいが、高波浪によって徐々に侵食を受けている区間が見られる。	小浜漁港へは、北川・南川の大きな河川が流入している。飯盛川は加斗海岸へ注いでいる。小浜市と大飯町の境にある和田港海岸（岡津地区）へは、佐分利川、本所川が流入している。 小浜湾内では比較的静穏であるため沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さいが、湾口から直接波が進入してくる海岸では高波浪によって侵食を受けている区間が見られる。	2河川が高浜漁港へ流入している。内浦湾の南側に位置する海岸へは、青葉山を水源とした河川が流入している。 和田港海岸、高浜海岸の比較的延長の長い砂浜海岸は、冬季風浪による東向きの沿岸漂砂が見られ、構造物の設置などによる海浜形状への影響が大きい区間である。内浦湾における砂浜海岸はポケットビーチとして地形的に囲まれた形状であり、沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さいが、高波浪によって徐々に侵食を受けている区間が見られる。
		海岸保全施設による現状の保全状況	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として離岸堤などの整備が行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、離岸堤や人工リーフ等の整備が行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。 また、遊子海岸や食見海岸等では養浜による砂浜の整備も行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。 また、和田港海岸（岡津地区）や大島海岸等では養浜による砂浜の整備も行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。 また、和田港海岸（和田地区）では養浜による砂浜の整備も行われている。
	高波浪など	越波状況	海岸は岩礁から成り立ち、これらの自然の岩礁は消波機能を果たしている。しかし、背後低地への越波を効果的に防止するまでには至っていない。	松原海岸の背後地には、海岸林（松林）が形成されている。敦賀湾内には砂浜が残されている区間はあるものの、砂浜の侵食によって越波の防止は十分ではない。	比較的砂浜の幅が広い海岸はあるものの、砂浜の侵食によって越波の防止機能が十分でない区間が見られる。	海岸線の形状は岬や半島に囲まれた入り江が多いが、海底勾配が急であるため、高波浪が直接海岸線に来襲し、砂浜の侵食によって越波の防止機能が十分でない区間が見られる。	小浜湾の湾奥は半島に囲まれた形状であり、比較的静穏であるが、湾口に面した海岸線では、砂浜の侵食によって越波の防止が十分でない区間が見られる。	内浦湾の海岸および漁港施設は、リアス式海岸の入り組んだ地形の中に位置しており、そのような地形が、波浪の低減効果を有しているが、砂浜の侵食によって越波の防止が十分でない区間が見られる。
		海岸保全施設による現状の防護状況	冬季には高波浪が直接海岸線に来襲するため、越波が著しい。そのため、越波を防止する目的として護岸前面には消波工や離岸堤が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。
地域毎懇談会における住民意見			冬季風浪時には高波による越波が著しい区間が見られ、新しい工法の採用などの工夫が必要である。 高波浪により侵食が生じる区間がある。 海岸線沿いの道路は生活道路でもあり、高波浪時には越波によって道路が閉鎖される。	敦賀湾の湾奥や湾の東側、西側にある砂浜海岸では侵食が生じている。 構造物の設置によって海浜の形状が変化している。 高波浪時には越波によって道路背後まで砂が打ち上げられている。	砂浜の侵食によって越波が大きくなってきている。 徐々に侵食が進み、砂浜海岸の汀線幅が狭くなってきている。 毎年養浜を行っても砂が流失してしまう。	養浜を実施しても冬季の高波浪で砂浜が消失する。 河口に砂が堆積する。 高波浪による越波が著しい区間がある。 海底勾配が急であることから、事業費が高くなることから、防護面でのインフラ整備が遅れている。	侵食が進み砂浜が消失した海岸における、砂浜の復元が必要。 開発がかえって侵食を進めているケースが見られる。 湾奥の海岸では高波浪時に越波が生じる区間がある。 大島半島の低地では護岸背後への越波が生じている区間がある	砂浜海岸における侵食への早急な対応が必要である。 養浜を行っても、冬季風浪によって河口へ移動してしまう。 海岸整備は自然が相手であるため、様子をみながら慎重に行うべきである。 施設ができていてもアクセス道路が必要である。
ゾーンにおける防護面の課題			・冬季の高波浪による背後低地への越波被害 ・高波浪による侵食	・冬季の高波浪による砂浜海岸の侵食 ・構造物の設置による波および海浜の変化	・冬季の高波浪による砂浜海岸の侵食	・冬季の高波浪による砂浜海岸の侵食 ・河口閉塞 ・冬季の高波浪による背後低地への越波被害	・冬季の高波浪による砂浜海岸の侵食 ・冬季の高波浪による背後低地への越波被害	・冬季の高波浪による砂浜海岸の侵食 ・河口閉塞 ・冬季の高波浪による背後低地への越波被害

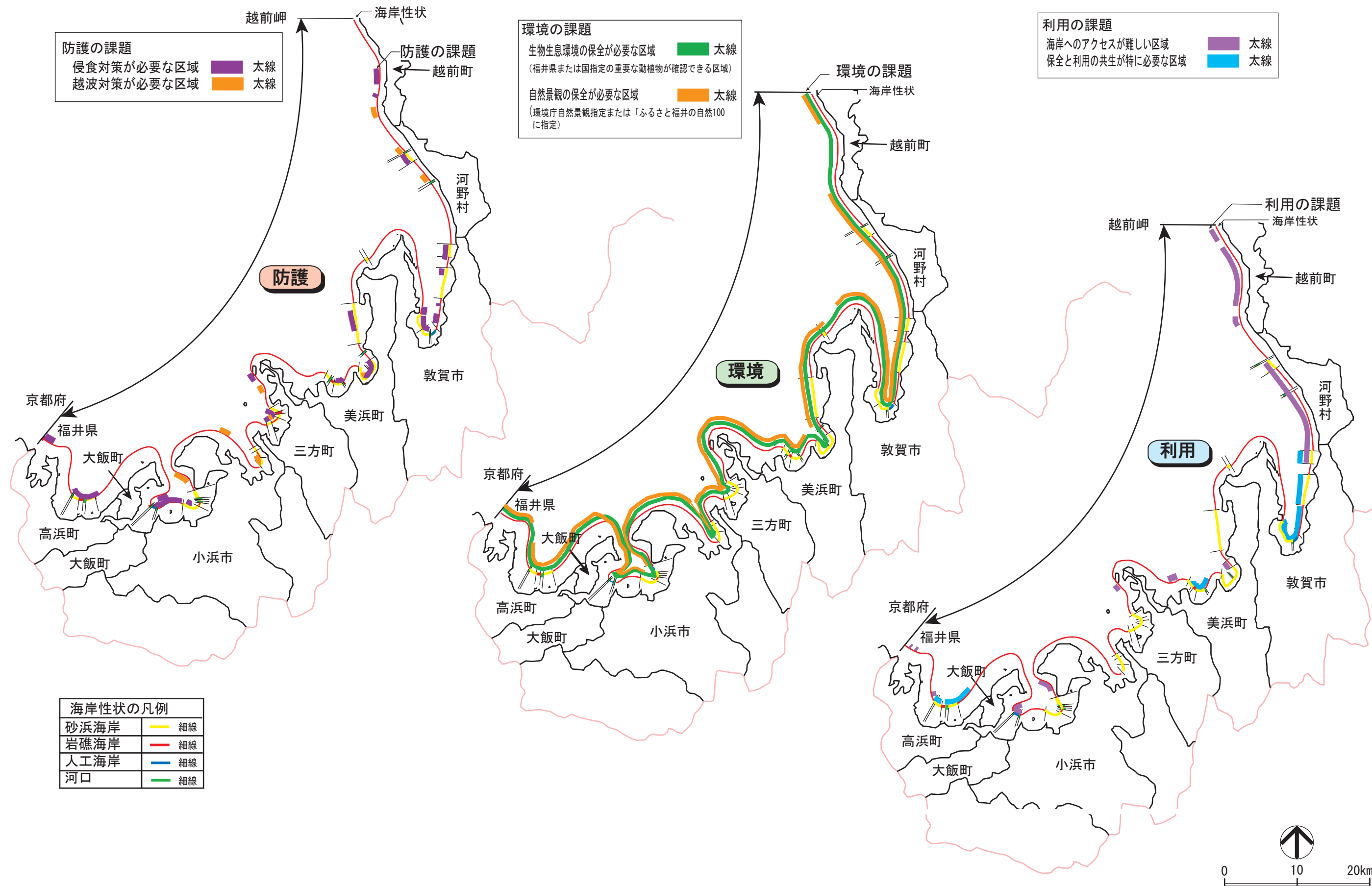
■ ゾーンごとの海岸環境の保全に関する課題

ゾーン			越前海岸ゾーン	敦賀湾ゾーン	美浜ゾーン	三方・小浜ゾーン	小浜湾ゾーン	大飯・高浜ゾーン
現況および問題点	生物の生息・生育環境	貴重な動物の生息	クマタカ、ウミスズメ、クロサギ等の、貴重な鳥類が確認されている。タマムシ類（オオツボシタマムシ、サビナガボソタマムシ）や、オオムラサキも生息している。	ゾーンAで確認された貴重な鳥類に加え、シロハラミズナギドリ、ヒクロウミツバメが確認されている。また、イラガセイボウ、キンモウアナバチ等も生息している。	コクガン、コハクチョウ等が確認されている。三方五湖にはワシ類やカモ類が渡来する。昆虫類では、キンモウアナバチ等も生息している。	マガン、ミサゴ、オジロワシが確認されている。クロサギ、コハクチョウ、サギ類の集団営巣地でもある。また、ヒナカマキリやアミダテントウ等の昆虫類も確認されている。	ミサゴ、クマタカが生息している。クロサギ、サギ類の集団営巣地でもある。昆虫類では、トビナナフシ類、ヒナカマキリ、オオゴキブリ等が生息している。	ウミスズメの生息が確認されている。クロサギ、サギ類の集団営巣地にもなっている。ヒナカマキリ、クマゼミ、アミダテントウのほか、ツマグロキチョウ、ムラサキシジミ等の蝶類が確認されている。
		貴重な植物群落の分布	越前海岸は水仙の日本三大生産地であり、生産面積は60haにも及ぶ。越前町には、エチゴトラノオの群落も存在する。	敦賀湾の西に位置する松原海岸には、「気比の松原」と呼ばれる約40haの松林が広がっている。敦賀半島東岸には、ヤマモモ、ヒメユズリハ、ソクシンラン等の植生が見られる。	敦賀半島北西部に位置する白木神社の後背斜面には、スダジイ林が分布している。神子神社周辺には、タブノキ林が広がっている。	三方海中公園内に位置する鳥辺島の周縁部には、モチノキ、ヤブニッケイが、また内部では、スダジイ、タブノキ、ヤブニッケイ等が、林冠を形成している。	小浜市の蒼島には、原生状態の照葉樹林が存在する。黒駒神社境内の北側には、スダジイ林が残存している。冠者島は、島内全域にわたりスダジイ林、タブノキ林等の自然林が発達している。	鷹島は、島全体が原生的な照葉樹林に覆われている。伊装諾神社周辺、音海地域、天満神社周辺には、スダジイ林が形成されている。青葉山山頂付近には、オオキンレイカが生育している。
		海浜植生の分布	岩礁海岸で海浜は限られており、岩場の境目に、海岸植生が点在している程度である（白浜城崎漁港）。	敦賀港（赤崎地区）には、部分的に海浜植生が見られる。	砂浜海岸が続くが、海浜植生の分布はほとんど見られない。常神半島の西側では、風衝地を中心にして、スダジイ林を主とする照葉樹林が見られる。	食見海岸や、内外港漁港（阿納地区）では、部分的に存在する砂浜に、海浜植生が見られる。	東勢浜海岸では、砂浜海岸において、わずかではあるが、海浜植生が存在している。	点在する砂浜海岸には、海浜植生の分布はほとんど見られない。内浦湾の海岸断崖には、タンゴイワガサ、オニヤブマオ等が優占し、断崖荒原を形成している。
		藻場の分布	ホンダワラ属、ワカメ、クロメ等を優先種とした藻場が、沿岸のほぼ全域に形成されている。	ホンダワラ属、モズク、アマモ等を優先種とした藻場が、沿岸のほぼ全域に形成されている。	ホンダワラ属、ワカメ、モズク、イシモズク等を優先種とした藻場が、沿岸のほぼ全域に形成されている。	獅子崎から甲ヶ崎沿岸には、ホンダワラ属、アマモ、ワカメ等を優先種とした藻場が形成されている。	ホンダワラ属、ワカメ、クロメ等を優先種とした藻場が形成されている。青戸入江内には、アオサの分布も見られる。	ホンダワラ属、ワカメ、アオメ、クロメ等を優先種とした藻場が形成されている。
		法規制区域の指定	全域が、越前加賀海岸国定公園に指定されている。越前岬周辺は、休猟区に、またその地域の内陸側一帯は、鳥獣保護区に指定されている。また、越前海岸沿いの8山系は、渡り鳥保全地域の指定を受けている。	敦賀半島の東岸地域一帯は、若狭湾国定公園に指定されている。また同地域から松原海岸背後地にかけての一帯は、保安林および銃猟禁止区域に指定されている。日本3大国名勝のひとつ「気比の松原」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。鳥獣保護区には、敦賀半島西岸一帯、岳山、三方水月湖周辺が指定されている。国名勝「三方五湖」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。鳥辺島には特別保護地区の海中公園地区が存在する。国名勝「三方五湖」、同「若狭蘇洞門」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。小浜湾の東側内陸部、および、大島半島北端部東岸は、銃猟禁止区域に指定されている。国指定天然記念物「蒼島」、国史跡「小浜藩台場跡」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。安土山周辺は、銃猟禁止区域に指定されている。また、青の松原は保安林に指定されている。県名勝「今戸鼻」がある。
	自然為環的に影響する	ごみ発生状況	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。消波ブロックの間に空缶等のごみが目立つ。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較のごみの少ない砂浜もある。消波ブロックの間に空缶等のごみが目立つ。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較のごみの少ない砂浜もある。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較のごみの少ない砂浜もある。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較のごみの少ない砂浜もある。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較のごみの少ない砂浜もある。
		海岸愛護活動の状況	越前町内の海岸のほぼ全域において、清掃員1000人規模の定期的な清掃が行われている。	敦賀港海岸（松島地区）では、毎年海水浴シーズン前に、市民による清掃作業を行っている（気比の松原を愛する会）。	海水浴場の存在する、竹波、佐田、久々子海岸等では、定期的な砂浜の清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。	全ての海岸保全区域内で、定期的な清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。	ゾーン内の小浜市に位置する海岸保全区域では、定期的な清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。	和田港海岸や高浜海岸では、定期的な清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。
海岸地形・海岸景観	良好な景観の指定分布	「水仙群生地」「城山」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「越前岬の海岸景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「気比の松原」「金ヶ崎城址・天筒山一帯」「水島・明神崎」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「西浦海岸の文学的自然景観」「東浦海岸の景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「水晶浜・丹生の浦」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「三方五湖の自然景観」「久々子、松原の海岸景観」「竹波の海岸景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「常神半島・御神島」「三方海中公園・鳥辺島」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「田島の海の文学的自然景観」「世久見、食見の海洋海岸の自然景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「赤礁崎」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「大島の内海景観」「加斗、蒼島の自然景観」「内外海の内海景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「青葉山」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「内浦湾の自然景観」「音海の家食崖の景観」「和田、高浜の海岸景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	
	海岸景観の状況	景観の良好な岩礁海岸が続く。急峻な山地が海岸に迫っている。	敦賀湾に面して岩礁性の海岸が続く。日本3大松原のひとつ国名勝「気比の松原」がある。敦賀半島東岸は、岩礁海岸が続く。	急峻な山地や崖が迫った岩礁海岸が続く。国名勝「三方五湖」があり、絶景の海岸美を形成している。美浜原電から弁天崎にかけては砂浜海岸が広がる。ポケットビーチも見られる。	崖が海岸線に迫る岩礁海岸が続く。国名勝「三方五湖」、同「若狭蘇洞門」があり、絶景の海岸美を形成している。内外海半島の若狭湾川は、奇岩や洞窟の多い断崖が続く。	小浜湾奥には、岩礁海岸が続いている。国指定天然記念物「蒼島」、国史跡「小浜藩台場跡」があり、歴史的景観および暖地性植物群落の海岸を形成している。佐分利川東岸には、人工海浜が見られる。	ゾーン西側では、岩礁海岸が続く。中央部では、長い砂浜海岸（青の松原など）が続く。内浦半島には、巨大な断崖と隆起海食台が存在する。県名勝「今戸鼻」があり、音海海岸は絶景の海岸美を形成している。	
地域毎懇談会における住民意見			海岸清掃を行ってもごみの処分に困る。 海への汚水排水による養殖等の漁業への影響が心配である。 河口に砂が堆積することによってごみが溜まるようになってきた。 藻場の生育機能を持った工法の採用が望まれる。 自然をできるだけ残すという配慮が必要。	魚や貝などが減少してきており、自然の復元など生態系に配慮した整備が必要である。 海岸愛護を高めていくためにも、地域住民で海岸清掃などの環境整備に積極的に取り組んでいる。	海岸背後地の松枯れにより景観が悪化している。 漂着ごみが多く、処理に困っている。 各地区では定期的に海岸清掃を実施している。 藻場や魚介類への配慮が必要。	漂着したごみの処理に困る。	離岸堤の整備においては景観面に配慮した工夫が必要。 松枯れによって海岸の景観が損なわれている。 漂着ごみや川からの流出ごみに対する対策が望まれる。 養殖が盛んであり、水質保全への対応が必要。 青戸入江の浄化、水質改善が必要。	夏場に離岸堤背後の砂浜に海水が溜まり異臭を放つ。 河口に砂が堆積し、鮭が遡上しなくなった。
ゾーンにおける環境面の課題			・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・水質保全 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・砂浜海岸による良好な海岸景観の保全 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・水質保全 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響

■ ゾーンごとの適正な利用に関する課題

ゾーン名			越前海岸ゾーン	敦賀湾ゾーン	美浜ゾーン	三方・小浜ゾーン	小浜湾ゾーン	大飯・高浜ゾーン
現況および問題点	海岸整備と背後の土地利用	土地利用状況と施設の配置	急峻な山地が海岸に迫っており、山と海との間に挟まれた狭い平野部に漁港を中心として集落が点在している。大比田海岸、横浜海岸の背後地には集落および農地利用が見られる。また、海岸沿いには国道と有料道路が走り、観光地として有名な越前岬周辺や厨海岸の背後地等には、レクリエーション施設や休憩施設等が整備されている。	敦賀湾に面する海岸で、湾奥には敦賀市の市街地、重要港湾の敦賀港が位置している。 敦賀湾の東側および西側の海岸背後地には、低地が点在し、集落および農地として利用されている。 観光地として有名な気比の松原周辺には、ホテルや旅館、土産物店、休憩施設等が整備されている。	河口付近に広がる低地を中心として、海岸背後地は集落または農地として利用されている。特に、菅浜漁港から早瀬漁港までの低地には集落が点在し、農地として利用されている。 常神半島の東側海岸は崖が海岸線まで迫っており、背後地の利用はない。	崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所にも局所的に点在し、漁港および集落、農地が分布する。 内外海半島の北側（外海側）は崖が続いており、背後地の利用はない。	小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。また、内外海漁港（泊地区）や湾奥の飯盛川、佐分利川河口では低地が広がり、集落および農地利用がなされている。 大島半島の基部から鋸崎の区間では崖が海岸線まで迫っており、半島の先端部に低地が広がるのみで、集落および農地の利用が見られる。	鋸崎から和田港までは崖が続いており、一部農地利用があるもののほとんど背後地の利用はない。和田港から関屋川までは砂浜海岸が続き、低地が広がっており、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。 内浦湾では崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所にも局所的に点在し、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。
		関連計画の有無	・甲楽城海岸マリンパーク整備事業	・港湾計画（敦賀港海岸） ・若狭湾地域観光リゾート構想	・若狭湾地域観光リゾート構想	・いきいき海の子浜づくり（環境整備事業）（大浜海岸） ・C C Z計画（食見海岸） ・若狭湾地域観光リゾート構想	・わかさ大飯マリンワールド計画（和田港海岸・岡津地区-） ・海岸整備計画（小浜漁港） ・若狭湾地域観光リゾート構想	・若狭湾地域観光リゾート構想
	海浜へのアクセス	立地条件	海岸沿いに、国道305号が走る。観光道路としてしおかぜラインが整備されている。	海岸沿いに、国道8号、県道佐田竹波敦賀線、県道竹波立石縄間線が走る。	ゾーン東側は、海岸沿いを国道27号、県道佐田竹波敦賀線が走っているが、久々子湖より西側で海岸にアクセスできる道路はわずかである。観光道路としてレインボーラインが整備されている。	国道162号、県道常神三方線が主要なアクセス道路である。ただし、半島部でアクセスできる道路はわずかである。内外海半島には観光道路であるエンゼルラインが整備されている。	国道27号と162号が海岸沿いを走り、そこへ県道赤礁崎公園線や県道加斗袖崎鹿島線が接続し、半島部でも海岸沿いに道路が整備されている。	国道27号が東西方向に走り、県道舞鶴野原港高浜線と県道音海中津海線が、内浦湾を囲むように南北に走る。
		海岸へのアクセス	道路側から海岸へ降りる階段や、スロープ等が整備されている。しかし、急峻な岩礁海岸が多く、保全区域以外の場所ではアクセスできる箇所は限定される。	海岸へ続く階段やスロープ等が整備されている。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている箇所もあるが、湾奥の直立護岸においては水際へのアクセスが困難である。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている。
		駐車場の設置	観光地として有名な地域であり、景勝地などの観光資源周辺には、駐車場が整備されている。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	主要な海水浴場周辺には、駐車場が整備されている。しかし、それ以外の海岸では、駐車場が未整備な箇所もある。
	海岸における快適性・利便性	多様な海浜・海域の利用	くりや長須浜、くりや大浜海水浴場の海水浴客数は、それぞれ24,700人、11,600人である（平成13年）。海域では、釣りやマリンスポーツ（スキューバダイビング）が行われている。	松原海水浴場の海水浴客数は、約26万人を誇る（平成13年）。海域では、防波堤での釣りやマリンスポーツ（サーフィン）が行われている。	菅浜・ダイヤ浜、竹波・水晶浜の海水浴客数は、それぞれ62,600人、88,000人である（平成13年）。海域では、防波堤での釣りやマリンスポーツ（レジャーボート、モーターバイク、サーフィン等）が行われている。	三方町沿岸には、海水浴客数5,000人前後の海水浴場が、点在する。小浜市では、阿納、田島海水浴場でそれぞれ11,900人、33,900人の海水浴客数がある（平成13年）。海域では、釣りやマリンスポーツ（サーフィン）が行われている。	鯉川シーサイドパーク、長井浜海水浴場の海水浴客数は、それぞれ21,800人、11,300人である（平成13年）。海域では、釣りやマリンスポーツ（サーフィン、ジェットスキー）が行われている。	和田海水浴場の海水浴客数約31万人をはじめ、2万人前後から5万人を超える海水浴客数を誇る海水浴場が海岸沿いを占める（平成13年）。海域では、釣りやマリンスポーツ（サーフィン）が行われている。
		観光資源	越前岬、越前岬水仙ランド、越前温泉、アクティブハウス越前、河野シーサイド温泉、越前夏祭り等	気比の松原、マリーナ（敦賀港）、釣り公園、金ヶ崎城跡、気比神宮等	三方五湖、レインボーライン、野外彫刻等	三方五湖、レインボーライン、海釣り公園みかた、福井県海浜自然センター、三方海中公園、蘇洞門等	若狭マリンピア、若狭マリンブラザ、鯉川シーサイドパーク、わかさ大飯マリンワールド、プレパーク大飯、あかぐり海釣り公園、若狭たかはまエルらんど、岡津製塩遺跡等	若狭和田マリーナ、城山公園、五色山公園、漁村文化伝承館、山中北のビカリア化石等
		利便施設その他の設置状況	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。
		海岸利用の基盤	砂浜は少ないが越前岬周辺などの岩礁海岸が風光明媚であり、観光地としての海岸利用基盤は充実している。	湾内には海水浴場やレクリエーションの施設（市営松原海水浴場や気比の松原等）が多く整備されている。	菅浜から三方五湖の間では海水浴場やレクリエーションの施設（久々子海水浴場やレインボーライン等）が多く整備されており、常神半島から見る海岸景観は貴重な観光資源となっている。	ポケットビーチ状の砂浜海岸は海水浴場として利用されており、内外海半島から見る海岸景観（蘇洞門など）は貴重な観光資源となっている。	人工海浜などの海岸整備（鯉川シーサイドパークなど）が進められており、利用基盤が増加している。	延長の比較的に長い砂浜海岸（高浜海岸など）は海水浴場として整備されている。
地域毎懇談会における住民意見			海辺に憩いの場としての公園整備が望まれる。 釣り客の駐車によって漁業活動に支障がでている。 海岸背後のレクリエーション施設と海岸との連携（海水浴場までのアクセス）について基本計画の中で位置づけを望む。 自然と触れ合うことのできる海岸整備が望まれる。	釣り客が増加してきており、海を利用した観光面の整備が望まれる。 港湾施設で釣りをする人が多くなっており適切な管理が必要である。 構造物の設置による地引き網漁への影響が心配である。 海岸線の近くではトイレなどの施設整備が不足している。	遊覧船による観光利用に適した所であり、活用方法の検討が必要である。 レジャーボートやモーターバイク等の利用が多く、何らかの規制が必要である。 防波堤での釣り客が多く、車の乗入れの規制が必要である。 砂浜の背後に公園などの利用施設が必要である。	—	海岸整備においては海岸背後地も計画に取り込んでいくことが重要である。 海岸整備が市の活性化につながっていくことが大切である。 海岸へのアクセス改善として自転車道や遊歩道などの整備が必要である。海岸にグリーンベルトの整備が必要である。 犬見地区の海岸線にはトイレや休憩所がなく、憩える場所がない。利便施設は景観など地域の特性に配慮して欲しい。 犬見地区の海岸は水際に近づくことができないため、親水性に配慮した海岸整備が必要である。	身障者に配慮したトイレなどの利便施設が必要である。 遠浅のため離岸堤に容易に人が上られるようになってしまった。
ゾーンにおける利用面の課題			・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮	・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮 ・海岸における利便施設の不足	・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮	・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮 ・海岸における利便施設の不足	・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮 ・海岸における利便施設の不足	・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮

2. 1. 5 沿岸の問題点・課題のまとめ



2.2 海岸保全の方向および施策

“美しく、安全で、いきいきした福井県の海岸を次世代へ継承していくために”

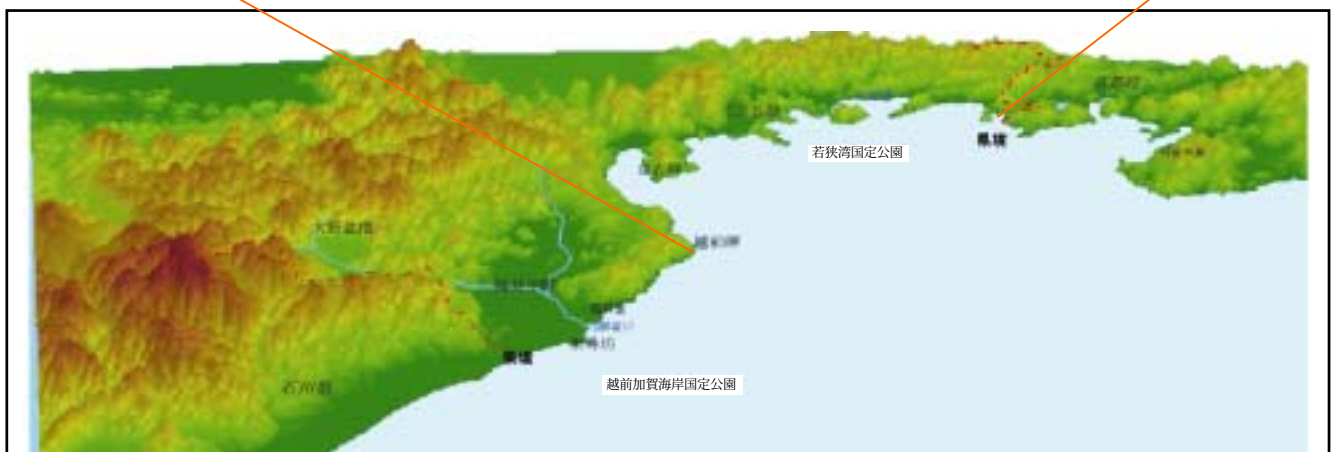
国が示した「海岸保全基本方針」は、都道府県知事が基本計画を策定する際に踏まえるべき方針であるが、その冒頭の「海岸の保全に関する基本的な理念」の項に、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている、とある。

この方針を踏まえ、若狭湾沿岸の特性を考慮し、長期的な海岸の在りかたを、海岸保全の方向として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる若狭湾沿岸の将来像を実現するために当面実施していく防護・環境・利用の施策、および海岸保全の方向の実現に向けて設定される防護の目標を示す。

2.2.1 海岸保全の方向

魅力あふれる豊かな自然環境の保全、安全で親しみのある海岸環境の創出と次世代に向けた新たな交流、地域の文化の継承・発展に寄与する海岸づくり

- ・失われつつある砂浜の保全・回復と冬季風浪などの高波浪から海岸背後の低地集落を守る越波・越流対策等、必要な防護機能を高め、安全で快適な海岸づくりを目指す。
- ・若狭湾沿岸独特のリアス式海岸が織りなす魅力あふれる海岸地形や生物の生息・生育の場となっている海岸環境を今後とも維持していくとともに、地域と連携した取組みにより親しみのある海岸づくりを目指す。
- ・これらの取組みが、次世代に向けた新たな交流と地域の文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。



2.2.2 若狭湾沿岸の海岸防護の目標

(1) 防護すべき地域

若狭湾沿岸海岸保全基本計画の対象区間である越前岬から京都府境に至る区間の内、侵食、越波、浸水等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

冬季風浪は、広範囲にわたり長時間吹き続ける特性を有しており、近年においても若狭湾沿岸においては、様々な被害が発生している。また、冬季のみではなく、過去には台風又来襲や低気圧の通過による被害も福井県の海岸一帯で発生している。このため、冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波や浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護する。

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図る。

なお、海岸保全施設については、侵食、越波、浸水等による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて適切に整備を進めていくものとする。



敦賀港海岸（常宮地区）



敦賀港海岸（常宮地区）



和田港海岸（和田地区）

2.2.3 防護・環境・利用に関する施策

(1) 海岸の防護に関する施策

～低地における越波・越流対策～

①海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上

現況の海岸保全施設では、防護できない高波浪による越波・越流に対し、沖合施設を組み合わせるなど、より効果的な工法の採用を図り、越波・越流被害を防止する。

②自然の防災機能の活用

砂浜海岸において、砂浜の持つ「自然の消波機能」をより活用した効果的な海岸保全の検討を行う。

③防災・避難体制の整備

高波浪や津波に対して、安全で迅速な避難ができる体制を整備するため、ソフト対策の充実を図る。

～海岸侵食への対応～

④砂浜の保全・回復

砂浜海岸では、高波浪による侵食や沿岸漂砂による汀線形状の変化によって砂浜幅が狭くなっている海岸については、現状の砂浜の保全を図るとともに、必要に応じて養浜などの面的防護方式により、砂浜の回復を図る。

⑤総合的な土砂管理への取組み

海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域を一貫した流砂系ととらえて、関係機関と連携を図りつつ土砂を総合的に管理する方策への取組みを行う。

～周辺海岸および周辺施設への配慮～

⑥周辺海岸および周辺施設への配慮

若狭湾沿岸は地形が複雑に湾入したリアス式海岸を形成しており、湾や入り江が数多く存在する。そのため、海岸保全施設による反射波などが周辺海岸や養殖施設等の周辺施設に影響を与えることが予想される。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、周辺海岸および周辺施設に影響を与えないように構造形式や施設配置に十分に配慮する。

～海岸保全施設の機能維持～

⑦海岸保全施設の機能維持

現況の海岸保全施設の中には整備後 30 年以上を経過しているものも含まれており、今後、施設の老朽化や機能の低下等への対応が必要となってくる。そのため、海岸保全施設の適切な維持管理を行い、既存施設の耐久性の向上および機能維持に努める。

～侵食や越波・越流の把握～

⑧侵食や越波・越流の把握

侵食や越波・越流がある海岸については、海岸保全対策の基礎資料となるデータ収集に努める。

低地における越波対策



糠海岸

海岸侵食への対応



高浜海岸

海岸侵食への対応



久々子海岸

防護施策図

海岸性状の凡例	
砂浜海岸	黄色 (細線)
岩礁海岸	赤色 (細線)
河口	青色 (細線)

凡 例	
●	高潮・高波浪による被害箇所
—	侵食傾向にある区域
■	海岸保全施設の無い区域

敦賀湾ゾーン

現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ、砂浜の保全・回復に努める。

冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

越前海岸ゾーン

冬季の高波浪が直接海岸線に來襲するため、越波が著しい区間では、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

大飯・高浜ゾーン

現状の海岸線を維持するとともに、海岸線の変化が大きい海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ安定化を図り、砂浜の保全・回復に努める。

冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

小浜湾ゾーン

現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。

冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

美浜ゾーン

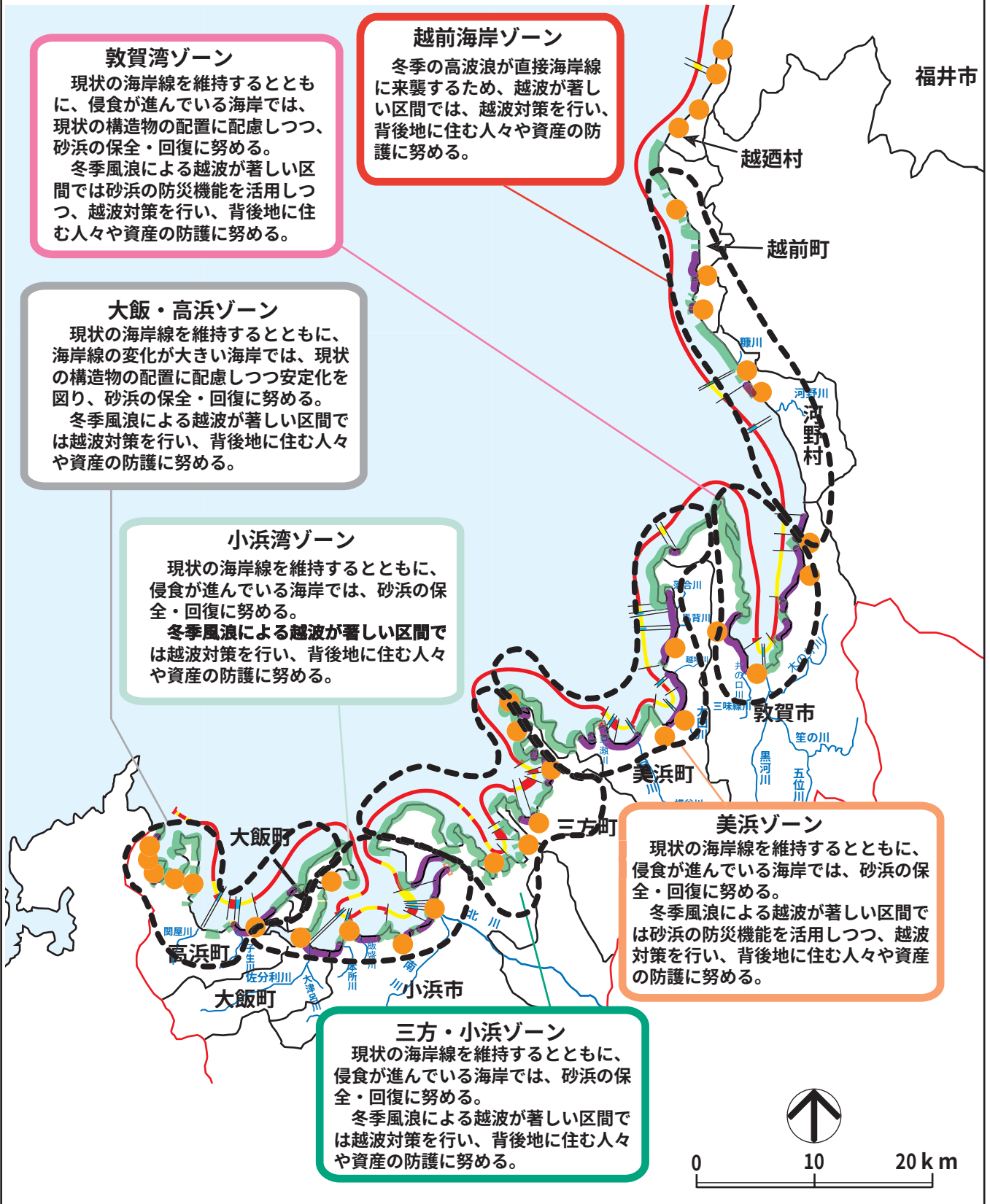
現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。

冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

三方・小浜ゾーン

現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。

冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。



(2) 海岸環境の保全に関する施策

～生物の生育および生息環境への配慮～

①海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境への配慮

若狭湾沿岸には、スタジイ林やタブノキ林等の貴重種を含む植物群落があり、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生育環境に配慮する。

②海岸域における貴重種を含む動物の生息環境への配慮

若狭湾沿岸には貴重な種として、鳥類ではクマタカ、ウミスズメ、クロサギ、コアジサシ等、昆虫類ではムカシトンボ、フクイアナバチ等が確認されており、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生息環境に配慮する。

③海岸域における藻場の保全と藻の育成環境への配慮

若狭湾沿岸のほぼ全域で藻場の分布が確認されている。藻場は魚介類などの産卵・生育空間でもあることから、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

～良好な海岸景観の保全～

④岩礁・断崖等の良好な自然景観への配慮

若狭湾沿岸はリアス式海岸、島嶼等に見られる柱状節理、断崖等の自然景観の名勝地が多く、また、沿岸のほとんどの区域が越前加賀海岸国定公園または若狭湾国定公園に指定されている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら良好な自然景観の保全に配慮する。

⑤砂浜と海岸林が一体となった自然景観への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、気比の松原などに見られるように、砂浜や海岸林の景観、さらにはそれらが創り出す一体的な自然の海岸景観の保全に配慮する。

～自然環境に対する人為的影響の緩和～

⑥自然環境に対する人為的な影響の緩和

豊かな海岸環境の適切な保全のため、砂浜への車両の乗入れやごみの散乱、不法投棄等による人為的な影響の抑制方法を検討する。

⑦油流出事故などへの適切な対応

油流出事故など、突発的に生じる環境への影響に適切に対応する。

⑧環境教育への活用

多様な生物が生息し、豊かな自然環境を形成している海岸を、生物の多様性や生態系等をテーマとして、自然と触れあうことができる環境教育の場として利用し、海岸環境と人間のより良い関わり方の啓発に努める。

～海域の水質・底質環境の保全～

⑨海域の良好な水質・底質環境の保全

若狭湾の良好な水質・底質環境の保全を図るため、悪化した海域では、底質改善などの積極的な浄化対策を推進する。また、海岸構造物を設置するに当たっては、海水が滞留しない

ような配置計画を検討するなど、水質、底質環境には十分な配慮を行う。

～砂浜の持つ多様な機能の保全・回復～

⑩砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

砂浜は微生物や曝気効果による海水浄化効果を持つとともに、多様な生物の生息環境でもある。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜の持つ多様な機能に配慮し、砂浜の保全・回復を図る。

コアジサシ



© 山形則男

海岸に散乱するごみ



環境施策図

凡 例	
国定公園	
鳥獣保護区・特別保護区	
藻場	
良好な海岸景観	

越前海岸ゾーン

海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。

岩礁海岸が多く、ほとんどの海岸線で藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

岩礁海岸等の良好な自然景観の保全に努める。

三方・小浜ゾーン

海中公園に指定されている箇所があり、豊かな自然環境の保持に努める。また、海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。

岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

岩礁海岸等の複雑に入り組んだリアス式海岸が創り出す良好な景観の保全に努める。

美浜ゾーン

鳥獣保護区に指定されている区域であり、海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。

岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

水晶浜に代表される砂浜海岸や岩礁海岸等の複雑に入り組んだリアス式海岸が創り出す良好な景観の保全に努める。

大飯・高浜ゾーン

海岸線には貴重な動物種が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。

岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

和田港海岸および高浜海岸の砂浜海岸や岩礁海岸等が創り出す良好な景観の保全に努める。

敦賀湾ゾーン

海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。

岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

松原海岸に見られるように、砂浜、海岸林およびそれらが一体となって創り出す良好な景観の保全に努める。

景観に優れた海岸が多く、良好な自然景観の保全に努める。

小浜湾ゾーン

海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。

岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

岩礁海岸等が創り出す良好な景観の保全に努める。

福井市

越廼村

越前町

河野村

敦賀市

美浜町

三方町

大飯町

高浜町

大飯町

小浜市



0 10 20 km

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

～周囲と調和した海岸の整備～

①まちづくりとの連携

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸背後の集落、農地等の土地利用、漁業活動状況、観光レクリエーション利用状況、道路網の整備状況、市町村の地域整備計画等、まちづくりの動向をふまえ、それらとの連携により相乗効果が期待される整備を図る。またその際には、地域住民の意見に十分配慮する。

～海辺における快適性・利便性の向上～

②水際線や前浜へのアクセスの確保

誰もが利用しやすく、海と触れあえる海岸を目指し、必要に応じて階段やスロープ等の設置を推進し、アクセスの向上を図る。

③多様な海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸域一帯における漁業活動や釣り、海水浴やマリンスポーツ、また海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

④快適な海岸利用に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、必要に応じ関係機関と連携し海岸利用者、地域住民の意見を反映させた利便施設の整備を推進する。

⑤多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応

海岸利用の多様化に伴い、海岸環境や地域利用の調整が必要な場合には、市町村、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりを支援する。また、海水浴や釣り、マリンスポーツ等の海岸利用に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸愛護思想の普及に努める。

⑥高齢者、障害者等への配慮

高齢者、障害者等のハンディキャップを持った人々が安全に海辺に近づき、身近に自然に触れることができるように、海岸施設の整備に当たっては、バリアフリー化を推進する。

⑦海岸に関する情報の発信

多様な海岸利用に対応するために、報道機関などの協力やインターネット、ポスターなど様々な手段を用いて、海岸に関する情報（海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、海岸でのイベント等）を積極的に発信する。また、若狭湾のきれいな水に関する情報を同様に様々な手段を用いて発信することにより、訪れる人々の環境に対する関心を高めるなどの効果が期待できる。

～海岸愛護思想の普及～

⑧海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

海岸利用のマナー向上のために、関係機関と協力し、ボランティア活動としての海岸清掃や環境教育の充実によって、海岸愛護思想の普及を図る。

海岸沿いの施設



越前町：越前がにミュージアム

スロープ



田烏漁港

海岸の便利施設



和田港（岡津地区）

利用施策図

凡 例	
港湾	●
漁港	●
海水浴場	●
レク施設	■

越前海岸ゾーン

まちづくりの動向等との連携を図り、海岸背後のレクリエ施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。

多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。

三方・小浜ゾーン

海水浴等の利用者が多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。

健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

大飯・高浜ゾーン

多くの海水浴客が京阪神から訪れており、健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

敦賀湾ゾーン

背後に人口集積地を抱え、地域の身近な自然として、多くの人々が様々な形態で利用しており、海水浴等の利用客も多いことから、多様な海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。

健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

美浜ゾーン

海水浴等の利用者が多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。

多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。

健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

小浜湾ゾーン

まちづくりの動向等との連携を図り、海岸背後のレクリエ施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。

直立の人工海岸では水際線へのアクセスの向上を図る。

健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

福井市

越廼村

越前町

河野村

敦賀市

美浜町

三方町

大飯町

高浜町

大飯町

小浜市



0 10 20 km

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3.1 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、今後の海岸保全施設の整備を進めていく区域について、ハード面における対応を以下に示す。なお、整備をしようとする区域における海岸保全施設の整備の方向性については、各ゾーン毎に設定された「防護」、「環境」、「利用」の各施策を踏まえて決定する。

3.1.1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、従来の長期計画区域、地元からの要望箇所についてそれぞれ下記の評価項目により検討を加え、防護機能の不足している区域を設定する。

整備しようとする区域の設定に関する評価項目

現状把握事項	海岸保全の問題点・課題点		評価項目
海岸線の現状 ・ 砂浜海岸における汀線変化 ・ 海岸の地形・生成過程 ・ 沿岸の風・波・流れ	○海岸侵食への対応	・ 砂浜の保全・回復 ・ 総合的な土砂管理との連携 ・ 沿岸漂砂の連続性の確保	・ 汀線の侵食堆積状況 ・ 現況の平均的な浜幅 ・ 海岸地形など ・ 漂砂移動の特性
高波浪の防護状況 ・ 海岸保全施設の整備状況 ・ 背後地の状況	○高波浪への対応	・ 海岸保全施設による防護効果の確保 ・ 砂浜の防災機能の活用 ・ 防災および避難体制の確立	・ 平均的な海底勾配（水深0～20m） ・ 局所的な波高の増大 ・ 現況の平均的な浜幅 ・ 背後地の地盤高および低平地の広さ ・ 海岸保全施設整備の進捗状況 ・ 海岸保全施設の被災状況
背後地の土地利用	—	—	・ 背後の土地利用

3.1.2 海岸保全施設の種類・規模・配置

海岸保全施設の種類・規模・配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の方向性を踏まえて適切に設定する。

3.1.3 海岸保全施設による受益の地域とその状況

海岸保全施設を整備しようとする区域については、背後の土地利用状況およびその受益地域を示す。

3. 2 海岸保全施設の整備内容

整備を必要とする区域における海岸保全施設の整備内容（整備の方向性、施設の種類の、規模、受益地域の状況、位置など）を示す。

3. 2. 1 海岸保全施設の整備内容一覧

ゾーン名	市町村	海岸名	所管名	県の担当課	海岸保全 区域延長 (m)	規 模 (m)	施設の種類の	整備の方向性			受益地域
								防護面	環境面	利用面	
越前海岸ゾーン	越前町	厨 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,822	620 420	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・重要な地形地質（厨の海岸段丘など） への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場や越前 夏祭りなど）への配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、商業地、山 林
		高 佐 茂 原 海 岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	336	300	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮	・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地、山 林
		米 ノ 浦 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	1,485	70 170	越波による被害の軽減を 目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対 する防護効果の向上	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮	—	住宅地、山林
	河野村	糠 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	640	150	越波による被害の軽減を 目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対 する防護効果の向上	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観への配慮	—	住宅地、山林
		甲 桑 城 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,473	260	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場、河野 シーサイド温泉など）への配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地、山 林
		河 野 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	630	350	越波による被害の軽減を 目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対 する防護効果の向上	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観への配慮 ・重要な地形地質（河野海岸の枕状溶 岩と凝灰礫岩など）への配慮	—	住宅地、山林
	敦賀市	大 比 田 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,121	350 70	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観への配慮 ・重要な地形地質（元比田の海岸段丘 など）への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮	住宅地、農用地、山 林
		横 浜 海 岸	農林水産省 農村振興局	漁港漁村整備室	1,157	120	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮	住宅地、農用地
	敦賀湾ゾーン	東 浦 海 岸（杉津）	国土交通省 河川局	砂防課	5,428	500	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮	住宅地、農用地
		敦 賀 港 海 岸（赤崎地区）	国土交通省 港湾局	港湾課	1,540	1,107	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・良好な自然景観への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮	住宅地、商業地、山 林
		敦 賀 港 海 岸（松島地区）	国土交通省 港湾局	港湾課	1,391	1,391	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・良好な自然景観への配慮 ・貴重な動植物の生息環境への配慮 （気比の松林など） ・重要な地形地質（気比の松原など）へ の配慮	・多様な海岸利用（海水浴場、花火 大会など）への配慮	住宅地、商業地、自 然公園
		敦 賀 港 海 岸（常宮地区）	国土交通省 港湾局	港湾課	6,523	4,000	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・貴重な動植物の生息環境への配慮（ミ ドリセイボウ・キアシハマダカハチモドキなど）	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮	住宅地、商業地、農 用地
		一般公共海岸（沓地区～浦底地区）	国土交通省 港湾局	港湾課	—	1,000	岩礁海岸の保全を 目指した保全施設	・岩礁海岸の保全	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観への配慮	—	山林
			農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	—	1,500	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮	住宅地、農用地
美浜ゾーン	美浜町	竹 波 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	5,472	1,500	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観（水晶ヶ浜など）への 配慮 ・重要な地形地質（水晶ヶ浜など）への 配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地、山 林
		佐 田 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	4,675	2,300	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地、山 林
		坂 尻 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	1,040	180	越波による被害の軽減を 目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対 する防護効果の向上	—	—	住宅地、農用地
		久 ヲ 子 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	3,767	560	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・重要な地形地質（久々子海岸の花崗 岩と縄文洞穴など）への配慮	・多様な海岸利用（海水浴場や海上 花火大会など）への配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地
三方・小浜ゾーン	三方町	常 神 海 岸	農林水産省 農村振興局	漁港漁村整備室	910	200	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観（常神半島など）への 配慮	—	農用地
		神 子 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	890	350	越波による被害の軽減を 目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対 する防護効果の向上	・良好な自然景観（常神半島など）への 配慮	・多様な海岸利用（海水浴場など）へ の配慮	住宅地、農用地、山 林
		小 川 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	475	200	砂浜の保全・回復を 目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観（常神半島など）への 配慮	・多様な海岸利用（海水浴場、海釣 り公園みかたなど）への配慮	住宅地、山林

ゾーン名	市町村	海岸名	所管名	県の担当課	海岸保全 区域延長 (m)	規 模 (m)	施設の種類	整備の方向性			受益地域
								防護面	環境面	利用面	
三方・小浜ゾーン	三方町	遊 子 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	600	300	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観(常神半島など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮	住宅地、農用地
		塩 坂 越 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	670	150	越波による被害の軽減を目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上	・良好な自然景観(塩坂越～宇久の海岸など)への配慮 ・重要な地形地質(塩汲坂の海岸露頭など)への配慮	—	住宅地、山林
		世 久 見 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	264	264	越波による被害の軽減を目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上	・良好な自然景観(塩坂越～宇久の海岸など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮	住宅地、農用地
		食 見 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,035	670	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観(塩坂越～宇久の海岸など)への配慮 ・貴重な動植物の生息環境への配慮(スタジオ林・ハマドなど)	・多様な海岸利用(海水浴場、海浜自然センターなど)への配慮	住宅地、農用地
	小浜市	田 烏 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	1,885	150	越波による被害の軽減を目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上	・良好な自然景観(塩坂越～宇久の海岸など)への配慮	—	住宅地、山林
		内 外 海 漁 港 (西 小 川 地 区)	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	1,195	200 30	越波による被害の軽減を目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上	・良好な自然景観(塩坂越～宇久の海岸など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮	住宅地、農用地、山林
		内 外 海 漁 港 (泊 地 区)	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	2,255	180	越波による被害の軽減を目指した保全施設	・海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上	・良好な自然景観(内外海など)への配慮	—	住宅地、農用地、山林
小浜湾ゾーン	小浜市	小 浜 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	7,854	400	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	—	・多様な海岸利用(若狭マリビ7、大漁市など)への配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、山林
		東 勢 浜 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,409	1,021	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮	住宅地、農用地
		加 斗 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,579	1,400	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観(加斗海岸・蒼島など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮	住宅地、農用地
		和 田 港 海 岸 (岡 津 地 区)	国土交通省 港湾局	港湾課	3,683	780	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・良好な自然景観への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場、鯉川シーサイドパークなど)への配慮	住宅地、農用地
		大 島 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	4,184	550	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観(大島半島・赤礁崎など)への配慮 ・重要な地形地質(宮留の超塩基性岩とオリビンサンドなど)への配慮	—	住宅地、山林
		大 飯 町									
	大飯町	大 島 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	4,184	550	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観(大島半島・赤礁崎など)への配慮 ・重要な地形地質(宮留の超塩基性岩とオリビンサンドなど)への配慮	—	住宅地、山林
大飯・高浜ゾーン	高浜町	和 田 港 海 岸 (和 田 地 区)	国土交通省 港湾局	港湾課	4,924	1,400	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・良好な自然景観(和田～高浜海岸など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場、火の祭典花火大会など)への配慮	住宅地、商業地、農用地、山林
		高 浜 漁 港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	2,000	900	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・良好な自然景観(和田～高浜海岸など)への配慮 ・貴重な動植物の生息環境への配慮(イトヨなど) ・重要な地形地質(高浜町の自然貝層など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮	住宅地、山林
		高 浜 海 岸	国土交通省 河川局	砂防課	4,344	1,050	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・良好な自然景観(和田～高浜海岸など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場や花火大会など)への配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地
		神 野 浦 第 一 海 岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	400	200	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観(内浦湾など)への配慮	・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地、山林
		神 野 浦 第 二 海 岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	300	100	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観(内浦湾など)への配慮 ・重要な地形地質(神野海岸の十字岩脈など)への配慮	・水際線や前浜へのアクセスの確保	農用地、山林
		山 中 海 岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	600	80	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観(内浦湾など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮	農用地、山林
		宮 尾 第 一 海 岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	300	300	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観(内浦湾など)への配慮 ・重要な地形地質(山中北のピカリア化石など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮 ・水際線や前浜へのアクセスの確保	住宅地、農用地、山林
		宮 尾 第 二 海 岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	200	200	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復	・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・良好な自然景観(内浦湾など)への配慮	・水際線や前浜へのアクセスの確保	農用地、山林
	高浜町	和 田 港 海 岸 (和 田 地 区)	国土交通省 港湾局	港湾課	4,924	1,400	砂浜の保全・回復を目指した保全施設	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進	・良好な自然景観(和田～高浜海岸など)への配慮	・多様な海岸利用(海水浴場、火の祭典花火大会など)への配慮	住宅地、商業地、農用地、山林

3.2.2 越前海岸ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿 岸 名		若狭湾沿岸
ゾーン名		越前海岸ゾーン（越前岬～横浜海岸）〔水仙と岩礁の景勝ゾーン〕
背後地の状況		崖が海岸線まで迫っており低地が少ないが、越前町、河野村では漁港を中心として集落が点在する。また、海岸線に沿って国道または有料道路が位置している。 大比田海岸、横浜海岸の背後地には集落および農地利用が見られる。
整備の必要性および目的		越前町、河野村では冬季の高波浪による越波被害が生じており、越波対策が必要である。
施 策	防護面	冬季の高波浪が直接海岸線に來襲するため、越波が著しい区間では、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。
	環境面	海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸が多く、ほとんどの海岸線で藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。 岩礁海岸などの良好な自然景観の保全に努める。
	利用面	まちづくりの動向などとの連携を図り、海岸背後のレクリエーション施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。 多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。
整備計画の方針		冬季風浪が大きく、越波が著しい海岸であり、越波防止を目的として整備を行う。 海岸線に生息する貴重な生物の生育および生息環境に配慮する。 海岸線一帯は国定公園に指定されており、良好な岩礁海岸の景観を維持するとともに、景観に配慮した工法の採用を検討する。この際、藻場の保全・回復にも配慮する。 また、海岸背後のレクリエーション施設と一体となった海岸の利用促進を進める。
関連計画の有無		・甲楽城海岸マリンパーク整備事業

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	越前町	厨海岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,040
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮および重要な地形地質（厨の海岸段丘など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場や越前夏祭り等）への配慮および水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、商業地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	越前町	高佐茂原海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	300
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮			
	利 用	水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	越前町	米ノ浦漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	240
整備の方向性	防 護	海岸性状：岩礁海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮			
	利 用	—			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	河野村	糠漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	150
整備の方向性	防 護	海岸性状：岩礁海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮および良好な自然景観への配慮			
	利 用	－			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	河野村	甲楽城海岸	国土交通省 河川局	砂防課	260
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮および良好な自然景観への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場や河野リゾート温泉等）への配慮および水際線 や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	河野村	河野海岸	国土交通省 河川局	砂防課	350
整備の方向性	防 護	海岸性状：岩礁海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮、良好な自然景観への配慮、重要な地形地質（河野海岸の枕状溶岩と凝灰礫岩等）への配慮			
	利 用	—			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	敦賀市	大比田海岸	国土交通省 河川局	砂防課	420
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮、良好な自然景観への配慮、重要な 地形地質（元比田の海岸段丘など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	敦賀市	横浜海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	120
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

(3) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【越前海岸ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
931	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
931	越前	アメイロオアリ	昆虫
931	越前	越前海岸のスイセン	植生
931	越前	越前岬	地形地質
931	越前	玉川の海食洞	地形地質
931	越前	越前海岸玉川	地形地質
932	越前	越前海岸のスイセン	植生
908	越前	越前海岸のスイセン	植生
908	越前	玉川の高位段丘礫岩	地形地質
908	越前	梅浦の礫岩	地形地質
908	越前	ニクイロシブキツボ	陸水生物
909	越前	越前海岸のスイセン	植生
909	越前	黒崎の礫岩と地形	地形地質
909	越前	厨の海岸段丘	地形地質
883	越前	オオムツボシタマムシ	昆虫
883	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
883	越前	キュビギングチ	昆虫
883	越前	越前海岸のスイセン	植生
883	越前	厨城山のブナ林	植生
883	越前	厨の海岸段丘	地形地質
910	越前	厨の海岸段丘	地形地質
911	越前	越前海岸のスイセン	植生
911	越前	越前町の古期岩石	地形地質
884	越前	越前海岸のスイセン	植生
884	越前	厨の離水海食洞	地形地質
885	越前	ムカシトンボ	昆虫
885	越前	フクイアナバチ	昆虫
885	越前	越前海岸のスイセン	植生
885	越前	越前町の古期岩石	地形地質
912	越前	越前海岸のスイセン	植生
912	越前	野島崎の放散虫化石	地形地質
886	越前	ムカシトンボ	昆虫
886	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
858	河野	スネケブカヒロコバナカミキリ	昆虫
831	河野	勝蓮花の河岸段丘	地形地質
832	河野	ムカシトンボ	昆虫
832	河野	サンゲチビタマムシ	昆虫
832	河野	甲楽城断層	地形地質
796	河野	甲楽城断層	地形地質
797	河野	アマダテントウ	昆虫
797	河野	河野海岸の枕状溶岩と凝灰角礫岩	地形地質
797	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
797	河野	甲楽城断層	地形地質
798	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
798	河野	甲楽城断層	地形地質
799	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
799	河野	甲楽城断層	地形地質
760	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
760	河野	甲楽城断層	地形地質
761	敦賀	敦賀市元比田の海成段丘	地形地質
761	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
761	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
761	敦賀	鉢伏山の花崗閃緑岩と元比田礫岩	地形地質
762	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
762	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
762	敦賀	鉢伏山の花崗閃緑岩と元比田礫岩	地形地質

※メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

※このほか県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。

凡	例
侵食対策を必要とする区域	
越波対策を必要とする区域	

工 種	記 号
護岸・階段護岸	
消波工・堤	
離岸堤	
人工リーフ	
養 浜	
突 堤	
根 固 工	
既存の施設	

背後地の土地利用	
住宅地	
水 田	
畑 地	
果樹園	
樹林地	
荒 地	
砂 浜	

凡	例
	良好な海岸景観
	海水浴場
	観光レクリエーション施設等
	漁 場

凡	例
	防護区域

凡 例		
所 管 名	県の担当課	
農	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課
水	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室
河	国土交通省 河川局	砂防課
港	国土交通省 港湾局	港湾課



越前海岸ゾーン (1/4)

凡	例
侵食対策を必要とする区域	
越波対策を必要とする区域	

工 種	記 号
護岸・階段護岸	
消波工・堤	
離岸堤	
人工リーフ	
養 浜	
突 堤	
根 固 工	
既存の施設	

背後地の土地利用	
住宅地	
水 田	
畑 地	
果樹園	
樹林地	
荒 地	
砂 浜	

整備の方向性（米ノ浦漁港）	
防護	海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上
環境	漁場の保全・育成への配慮
利用	-

白浜（城崎）漁港

整備の方向性（高佐茂原海岸）	
防護	砂浜の保全・回復 自然的防護方式の推進
環境	漁場の保全・育成への配慮
利用	多様な海岸利用への配慮 水際線・前浜へのアクセスの確保

整備の方向性（厨海岸）	
防護	砂浜の保全・回復 自然的防護方式の推進
環境	漁場の保全・育成への配慮 重要な地形地質への配慮
利用	多様な海岸利用への配慮 水際線・前浜へのアクセスの確保

米ノ浦漁港（水）

高佐海岸（河）

高佐茂原海岸（農）

茂原海岸（河）

茂原漁港（水）

厨海岸（河）

一般公共海岸

越前漁港

凡	例
●	良好な海岸景観
●	海水浴場
●	観光レクリエーション施設等
●	養 浜
凡	例
	防護区域

凡 例	
所 管 名	県の担当課
農 農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課
水 農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室
河 国土交通省 河川局	砂防課
港 国土交通省 港湾局	港湾課

越前海岸ゾーン（2 / 4）

500 0 500 1,000 1,500

凡	例
侵食対策を必要とする区域	
越波対策を必要とする区域	

工 種	記 号
護岸・階段護岸	
消波工・堤	
離岸堤	
人工リーフ	
養 浜	
突 堤	
根 固 工	
既存の施設	

背後地の土地利用	
住宅地	
水 田	
畑 地	
果樹園	
樹林地	
荒 地	
砂 浜	

凡	例
	良好な海岸景観
	海水浴場
	観光レクリエーション施設等
	藻 場

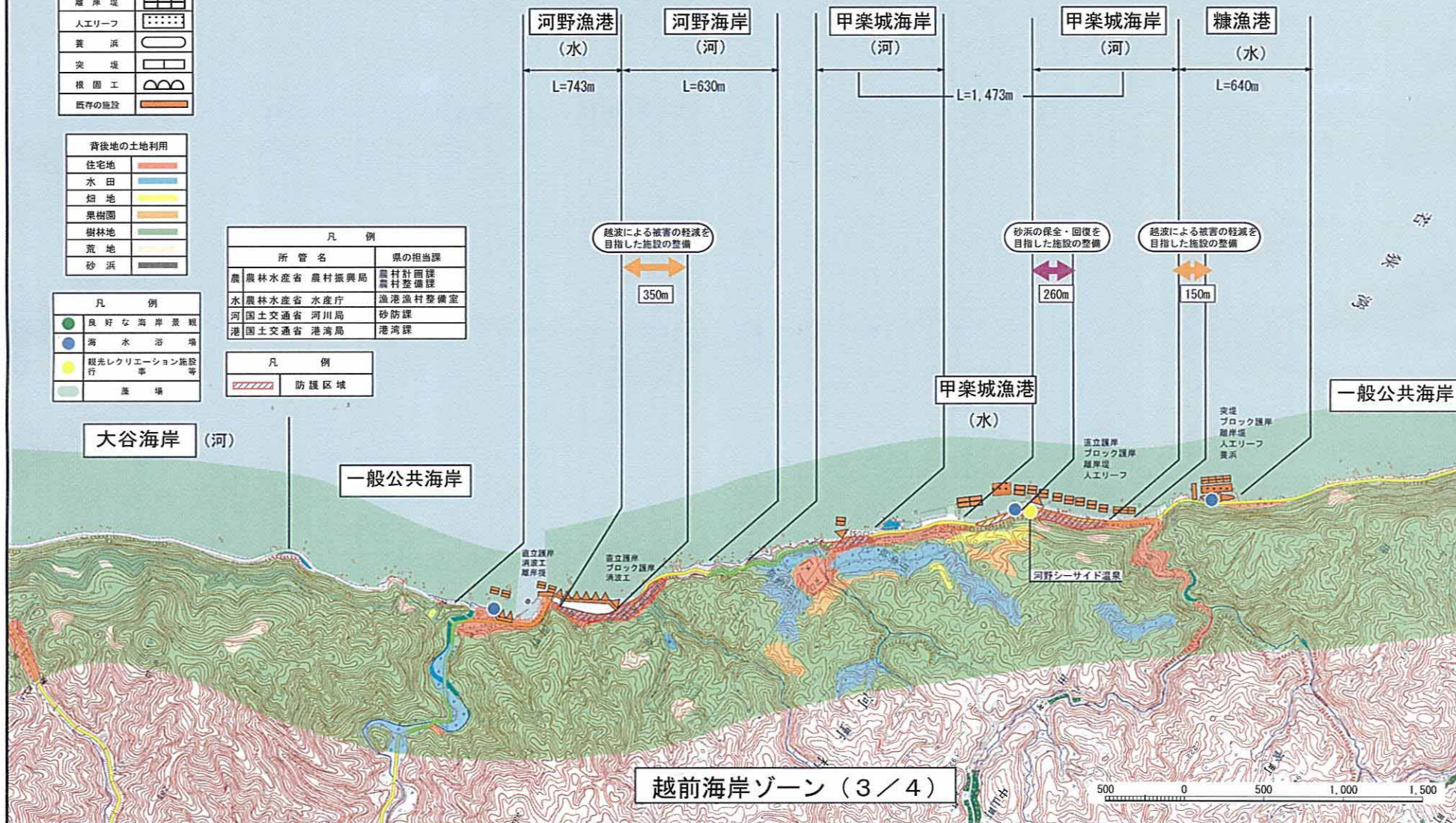
凡 例		
所 管 名	県の担当課	
農 農林水産省 農村振興局	農村計画課	農村整備課
水 農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	
河 国土交通省 河川局	砂防課	
港 国土交通省 港湾局	港湾課	

凡	例
	防護区域

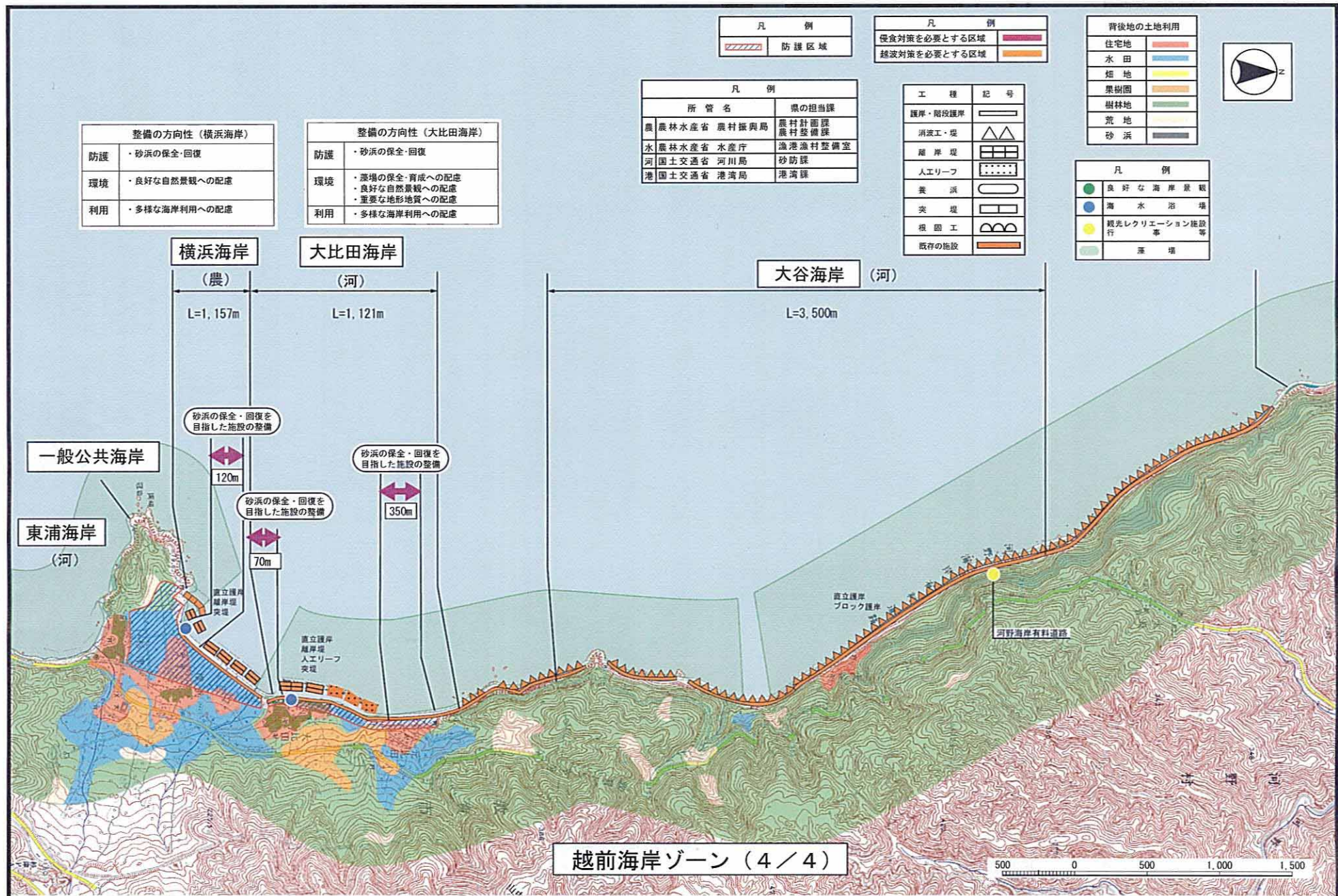
整備の方向性（河野海岸）	
防護	・海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上
環境	・藻場の保全・育成への配慮 ・良好な自然景観への配慮 ・重要な地形地質への配慮
利用	—

整備の方向性（甲楽城海岸）	
防護	・砂浜の保全・回復 ・面的防護方式の推進
環境	・藻場の保全・育成への配慮 ・良好な自然景観への配慮
利用	・多様な海岸利用への配慮 ・水際線・前浜へのアクセスの確保

整備の方向性（糠漁港）	
防護	・海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上
環境	・藻場の保全・育成への配慮 ・良好な自然景観への配慮
利用	—



越前海岸ゾーン（3／4）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」

3.2.3 敦賀湾ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿 岸 名		若狭湾沿岸
ゾーン名		敦賀湾ゾーン（東浦海岸～立石漁港）〔港と白砂青松の交流ゾーン〕
背後地の状況		敦賀湾に面する海岸で、湾奥には敦賀市の市街地、重要港湾の敦賀港が位置している。 敦賀湾の東側および西側の海岸背後地には低地が点在し、集落および農地として利用されている。
整備の必要性および目的		敦賀湾の湾奥および東側、西側の一部の区間には砂浜海岸があるが、侵食傾向にある。そのため、砂浜の保全・回復が必要である。 侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、侵食対策が必要である。
施 策	防護面	現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ、砂浜の保全・回復に努める。 冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。
	環境面	海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。 松原海岸に見られるように、砂浜、海岸林およびそれらが一体となって創り出す良好な景観の保全に努める。 景観に優れた海岸が多く、良好な自然景観の保全に努める。
	利用面	背後に人口集積地を抱え、地域の身近な自然として、多くの人々が様々な形態で利用しており、海水浴などの利用客も多いことから、多様な海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。 健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		砂浜の消失を防ぐため侵食防止を目的として整備を行う。 海岸線に生息する貴重な生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。 松原海岸に見られるような良好な砂浜海岸の景観を維持するとともに、景観に配慮した工法の採用を検討する。この際、藻場の保全・回復、生態系の生息環境にも配慮する。
関連計画の有無		・ 港湾計画（敦賀港海岸） ・ 若狭湾地域観光リゾート構想

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
敦賀湾ゾーン	敦賀市	東浦海岸 (杉津)	国土交通省 河川局	砂防課	500
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
敦賀湾ゾーン	敦賀市	敦賀港海岸 (赤崎地区)	国土交通省 港湾局	港湾課	1,107
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	良好な自然景観への配慮			
	利 用	多様な海岸利用への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、商業地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
敦賀湾ゾーン	敦賀市	敦賀港海岸 (松島地区)	国土交通省 港湾局	港湾課	1,391
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	良好な自然景観（気比の松原など）への配慮、貴重な動植物の生息環境（気比の松林など）への配慮、重要な地形地質（気比の松原など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場、灯籠流し、花火大会等)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、商業地、自然公園				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
敦賀湾ゾーン	敦賀市	敦賀港海岸 (常宮地区)	国土交通省 港湾局	港湾課	4,000
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	貴重な動植物（ミドリレキ、ミドリハナダ、カサネトキ等）の生息環境への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場など）への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、商業地、農用地				

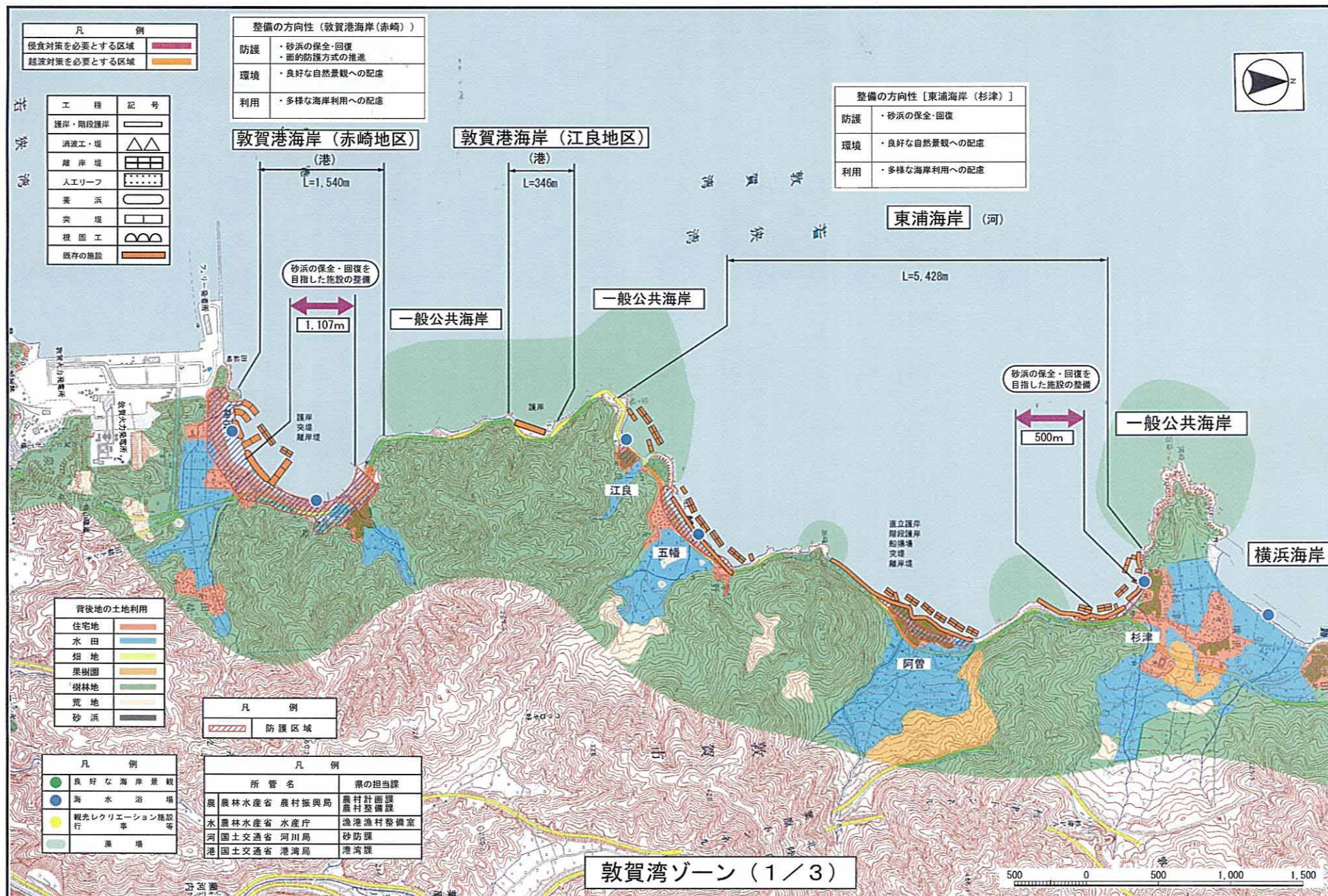
ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
敦賀湾ゾーン	敦賀市	一般公共海岸 (沓地区～浦底地区)	国土交通省港湾局 農林水産省水産庁	港湾課 漁港漁村整備室	1,000 1,500
整備の方向性	防 護	海岸性状：岩礁海岸／砂浜海岸 岩礁海岸の保全／砂浜の保全・回復			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮、良好な自然景観への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場など）への配慮			
施設の種類	岩礁海岸の保全を目指した保全施設／砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：山林／住宅地、農用地				

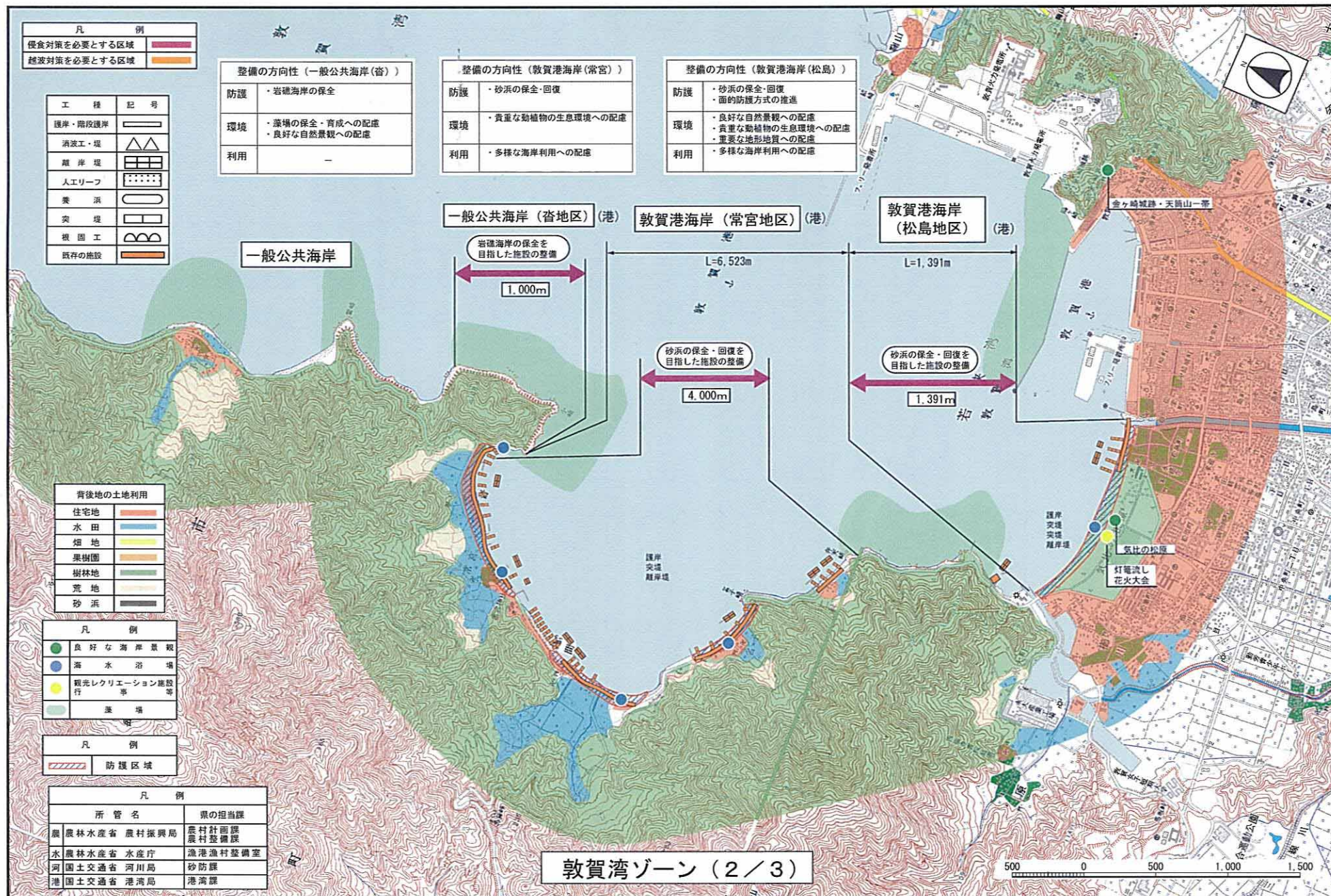
(3) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【敦賀湾ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
800	敦賀	ゲンジボタル	昆虫
800	敦賀	コツノアリ	昆虫
800	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
800	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
801	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
801	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
763	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
763	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
763	敦賀	鉢伏山の花崗閃緑岩と元比田礫岩	地形地質
802	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
805	敦賀	アオモンイトトンボ	昆虫
805	敦賀	キイロサナエ	昆虫
805	敦賀	タベサナエ	昆虫
805	敦賀	オグマサナエ	昆虫
805	敦賀	ネアカヨシヤンマ	昆虫
805	敦賀	アオヤンマ	昆虫
805	敦賀	マルタンヤンマ	昆虫
805	敦賀	ハッチョウトンボ	昆虫
805	敦賀	チョウトンボ	昆虫
805	敦賀	マイコアカネ	昆虫
805	敦賀	ヒメアカネ	昆虫
805	敦賀	エゾトンボ	昆虫
805	敦賀	クチキコオロギ	昆虫
805	敦賀	トゲミズギワカメムシ	昆虫
805	敦賀	オオコオイムシ	昆虫
805	敦賀	ヨコツナツチカメムシ	昆虫
805	敦賀	ゲンゴロウ	昆虫
805	敦賀	コガタノゲンゴロウ	昆虫
805	敦賀	サシゲチビタマムシ	昆虫
805	敦賀	ゲンジボタル	昆虫
805	敦賀	ガマキスイ	昆虫
805	敦賀	ナカイケヒメテントウ	昆虫
805	敦賀	フタイロカミキリモドキ	昆虫
805	敦賀	アケボノベッコウ	昆虫
805	敦賀	キアシマエダテ	昆虫
805	敦賀	オオヒゲナガハナアブ	昆虫
805	敦賀	スズキナガハナアブ	昆虫
805	敦賀	敦賀市中池見湿地	地形地質
805	敦賀	中池見の湿生植物群落	植生
805	敦賀	金ヶ崎城跡のスタジイ林	植生
805	敦賀	中池見盆地	地形地質
805	敦賀	金ヶ崎の石灰岩と地形	地形地質
833	敦賀	キアシハナダカバチモドキ	昆虫
833	敦賀	ニッポンハナダカバチ	昆虫
833	敦賀	気比の松原	植生
833	敦賀	金ヶ崎の石灰岩と地形	地形地質
833	敦賀	気比の松原	地形地質
833	敦賀	笹ノ川河口域	鳥獣
865	敦賀	気比の松原	植生
865	敦賀	気比の松原	地形地質
864	敦賀	弁天崎の巨晶花崗岩（ペグマタイト）、晶洞、洞穴	地形地質
863	敦賀	サシゲチビタマムシ	昆虫
863	敦賀	フクイアナバチ	昆虫
863	敦賀	カラトイスカバチ	昆虫
863	敦賀	キアシハナダカバチモドキ	昆虫
863	敦賀	弁天崎の巨晶花崗岩（ペグマタイト）、晶洞、洞穴	地形地質
862	敦賀	弁天崎の巨晶花崗岩（ペグマタイト）、晶洞、洞穴	地形地質
861	敦賀	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
860	敦賀	ムスジイトトンボ	昆虫
860	敦賀	チョウトンボ	昆虫
860	敦賀	浦底の猪ヶ池および明神崎の地塁・地溝	地形地質
859	敦賀	ムスジイトトンボ	昆虫
859	敦賀	浦底の猪ヶ池および明神崎の地塁・地溝	地形地質

※メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

※このほか県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。





「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」

凡	例
侵食対策を必要とする区域	
越波対策を必要とする区域	

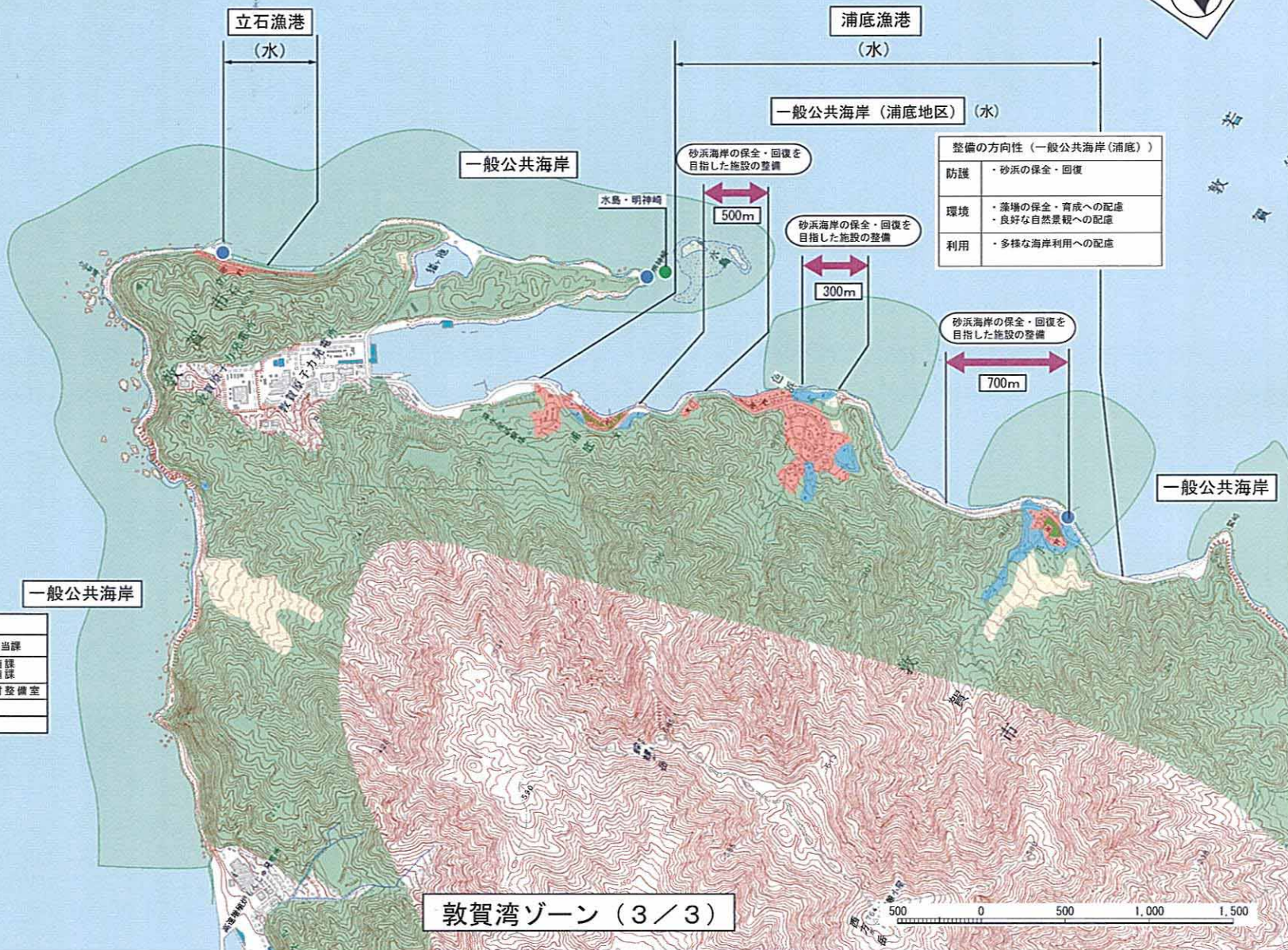
工 種	記 号
護岸・階段護岸	
消波工・堤	
離岸堤	
人工リーフ	
養 浜	
突 堤	
根 固 工	
既存の施設	

背後地の土地利用	
住宅地	
水 田	
畑 地	
果樹園	
樹林地	
荒 地	
砂 浜	

凡	例
	良好な海岸景観
	海水浴場
	観光レクリエーション施設等
	養 場

凡 例		
所 管 名		県 の担当課
農	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課
水	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室
河	国土交通省 河川局	砂防課
港	国土交通省 港湾局	港湾課

凡	例
	防護区域



敦賀湾ゾーン (3/3)

3.2.4 美浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿 岸 名		若狭湾沿岸
ゾーン名		美浜ゾーン（白木海岸～日向漁港）〔砂浜と湖のコントラストゾーン〕
背後地の状況		河口付近に広がる低地を中心として、海岸背後地は集落または農地として利用されている。特に、菅浜漁港から早瀬漁港までの低地には集落が点在し、農地として利用されている。 常神半島の東側海岸は崖が海岸線まで迫っており、背後地の利用はない。
整備の必要性および目的		比較的延長の長い砂浜海岸が見られるものの、侵食傾向にある。そのため、砂浜の保全・回復が必要である。 侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、越波対策が必要である。
施 策	防護面	現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。 冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。
	環境面	鳥獣保護区に指定されている区域であり、海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。 水晶浜に代表される砂浜海岸や岩礁海岸等の複雑に入り組んだリアス式海岸が創り出す良好な景観の保全に努める。
	利用面	海水浴などの利用者が多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。 多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。 健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		砂浜の消失を防ぐため侵食防止を目的として整備を行う。 海岸線に生息する貴重な生物の生育および生息環境に配慮する。 竹波海岸に見られるような良好な砂浜海岸の景観を維持するとともに、景観に配慮した工法の採用を検討する。この際、藻場の保全・回復、生態系の生息環境にも配慮する。
関連計画の有無		・若狭湾地域観光リゾート構想

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
美浜ゾーン	美浜町	竹波海岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,500
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮、良好な自然景観（水晶ヶ浜など）への配慮、重要な地形地質（水晶ヶ浜など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮および水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
美浜ゾーン	美浜町	佐田海岸	国土交通省 河川局	砂防課	2,300
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場など）への配慮および水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
美浜ゾーン	美浜町	坂尻漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	180
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	—			
	利 用	—			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

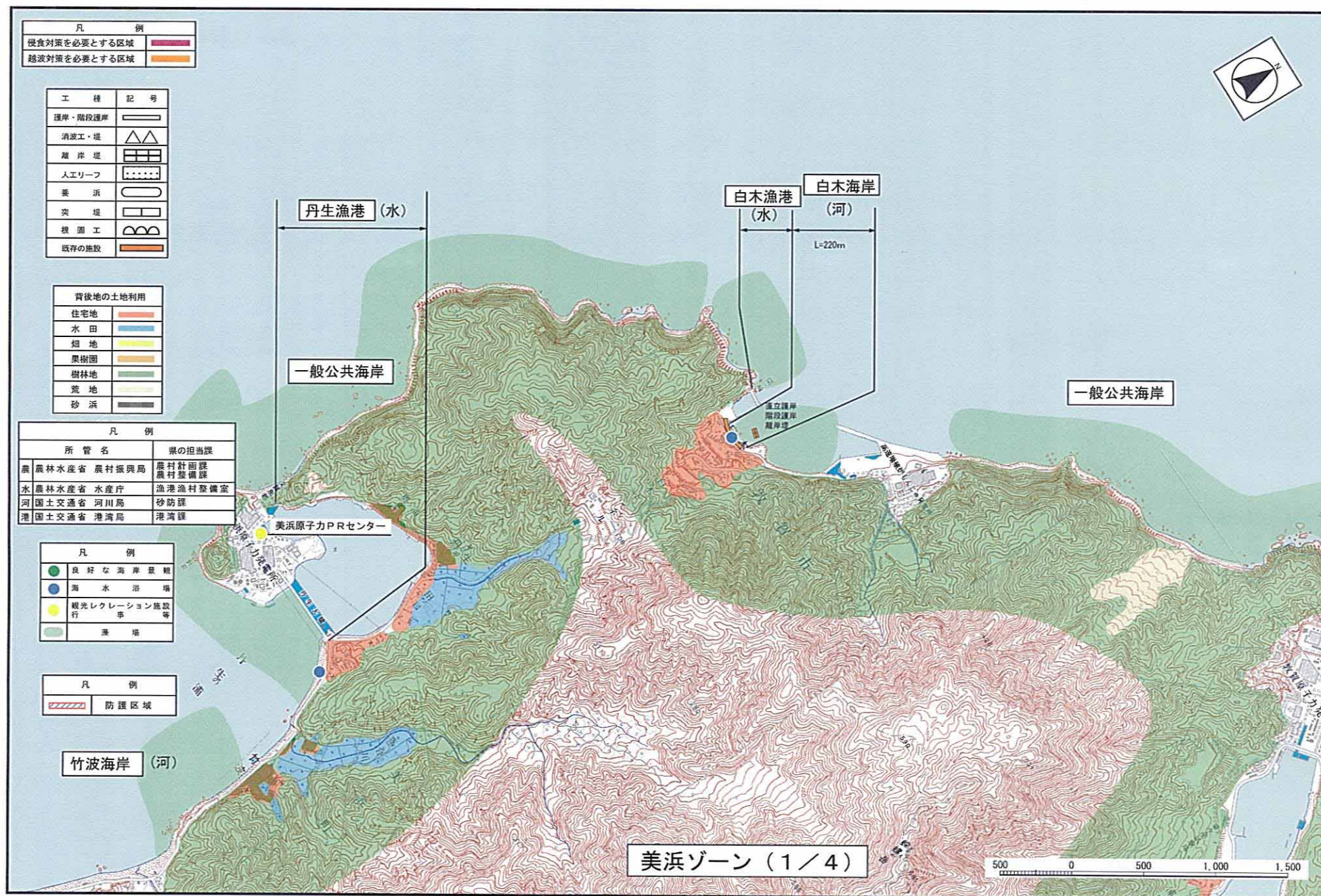
ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
美浜ゾーン	美浜町	久々子海岸	国土交通省 河川局	砂防課	560
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	重要な地形地質（久々子海岸の花崗岩と縄文洞穴等）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場など）への配慮および水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

(3) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【美浜ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
888	敦賀	アメイロオオアリ	昆虫
888	敦賀	立石岬の海食棚・海食崖・節理	地形地質
915	敦賀、美浜	白城神社のスタジイ林	植生
915	敦賀、美浜	門ヶ崎のクロマツ林	植生
933	美浜	アメイロオオアリ	昆虫
933	美浜	門ヶ崎の海食地形・節理	地形地質
935	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
917	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
918	美浜	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
918	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
936	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
920	美浜	佐田における海岸低位段丘の海食	地形地質
921	美浜	佐田における海岸低位段丘の海食	地形地質
947	美浜	和田海岸の変成岩(虎石), ブラックサンド	地形地質
948	美浜	アカオビケラトリ	昆虫
958	美浜、三方	ムスジイトトンボ	昆虫
958	美浜、三方	アオヤンマ	昆虫
958	美浜、三方	ハッチョウトンボ	昆虫
958	美浜、三方	久々子海岸の花崗岩と縄文洞穴	地形地質
958	美浜、三方	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
958	美浜、三方	三方五湖	地形地質
958	美浜、三方	三方五湖とその周辺	鳥獣
957	美浜	久々子海岸の花崗岩と縄文洞穴	地形地質
957	美浜	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
970	美浜	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
971	美浜、三方	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
971	美浜、三方	三方五湖	地形地質
971	美浜、三方	三方五湖とその周辺	鳥獣
986	美浜、三方	ヤノトラカミキリ	昆虫
986	美浜、三方	ケブカツヤオオアリ	昆虫
986	美浜、三方	チャイロスズメバチ	昆虫
986	美浜、三方	三方五湖	地形地質
1001	三方	アミダテントウ	昆虫
1001	三方	ササキリギングチ	昆虫
1001	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1001	三方	常神半島の植生	植生
1000	美浜、三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1000	美浜、三方	常神半島の植生	植生

※メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

※このほか県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」

凡	例
侵食対策を必要とする区域	
越波対策を必要とする区域	

工 種	記 号
護岸・階段護岸	
消波工・堤	
離 岸 堤	
人工リーフ	
養 浜	
突 堤	
根 固 工	
既存の施設	

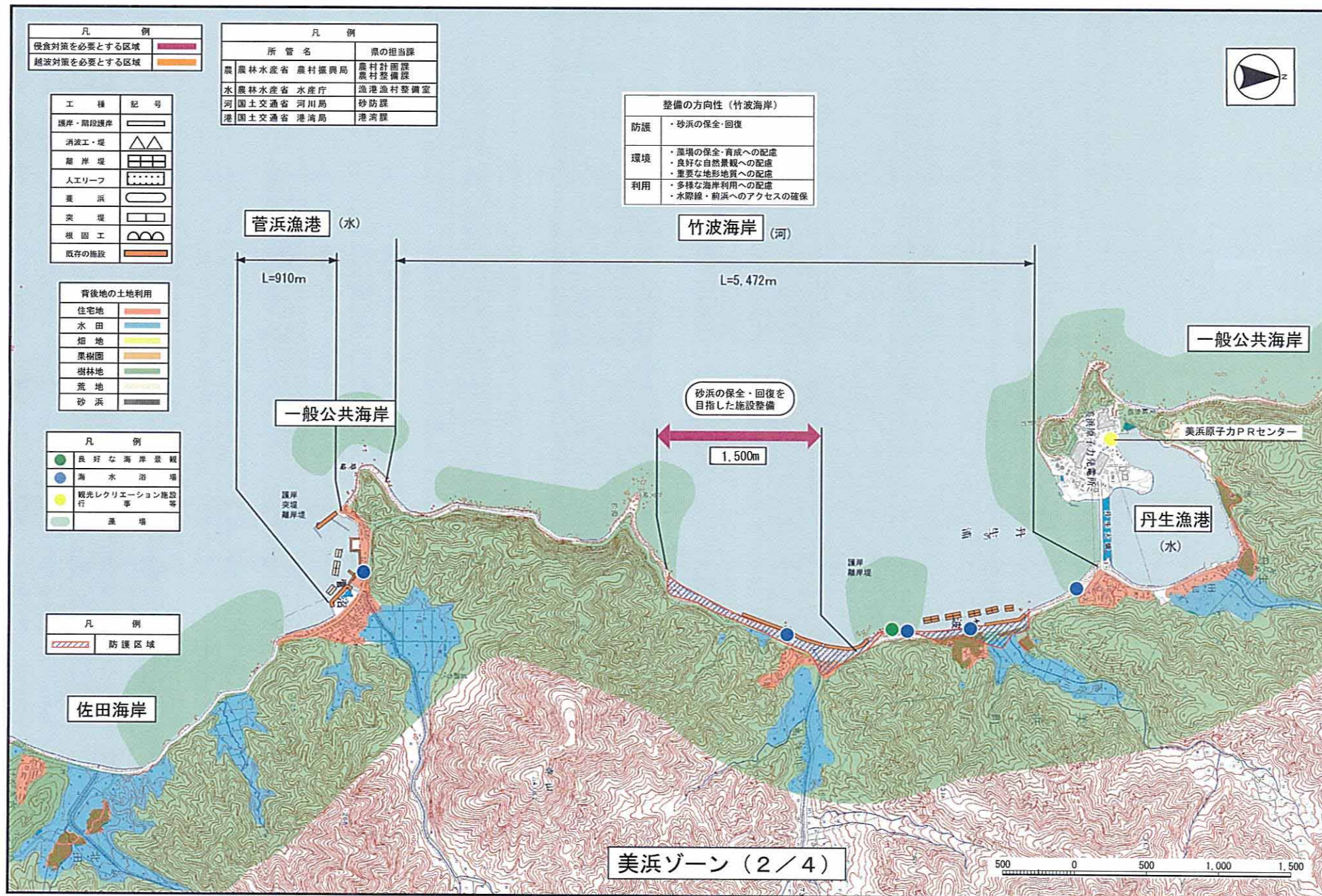
背後地の土地利用	
住宅地	
水 田	
畑 地	
果樹園	
樹林地	
荒 地	
砂 浜	

凡	例
	良好な海岸景観
	海水浴場
	観光レクリエーション施設等
	漁 場

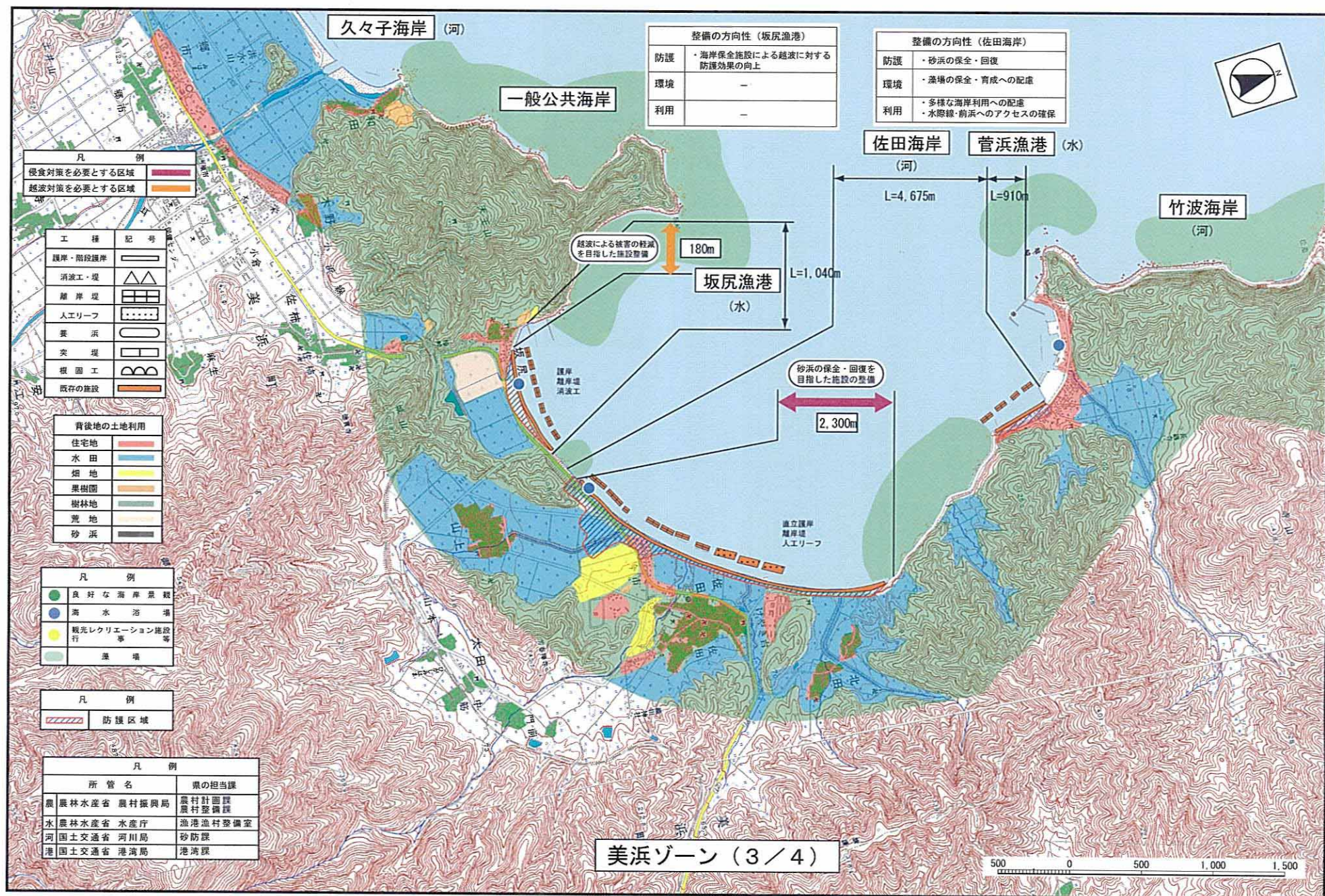
凡	例
	防護区域

凡 例		
所 管 名	県の担当課	
農 農林水産省 農村振興局	農村計画課	農村整備課
水 農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	
河 国土交通省 河川局	砂防課	
港 国土交通省 港湾局	港湾課	

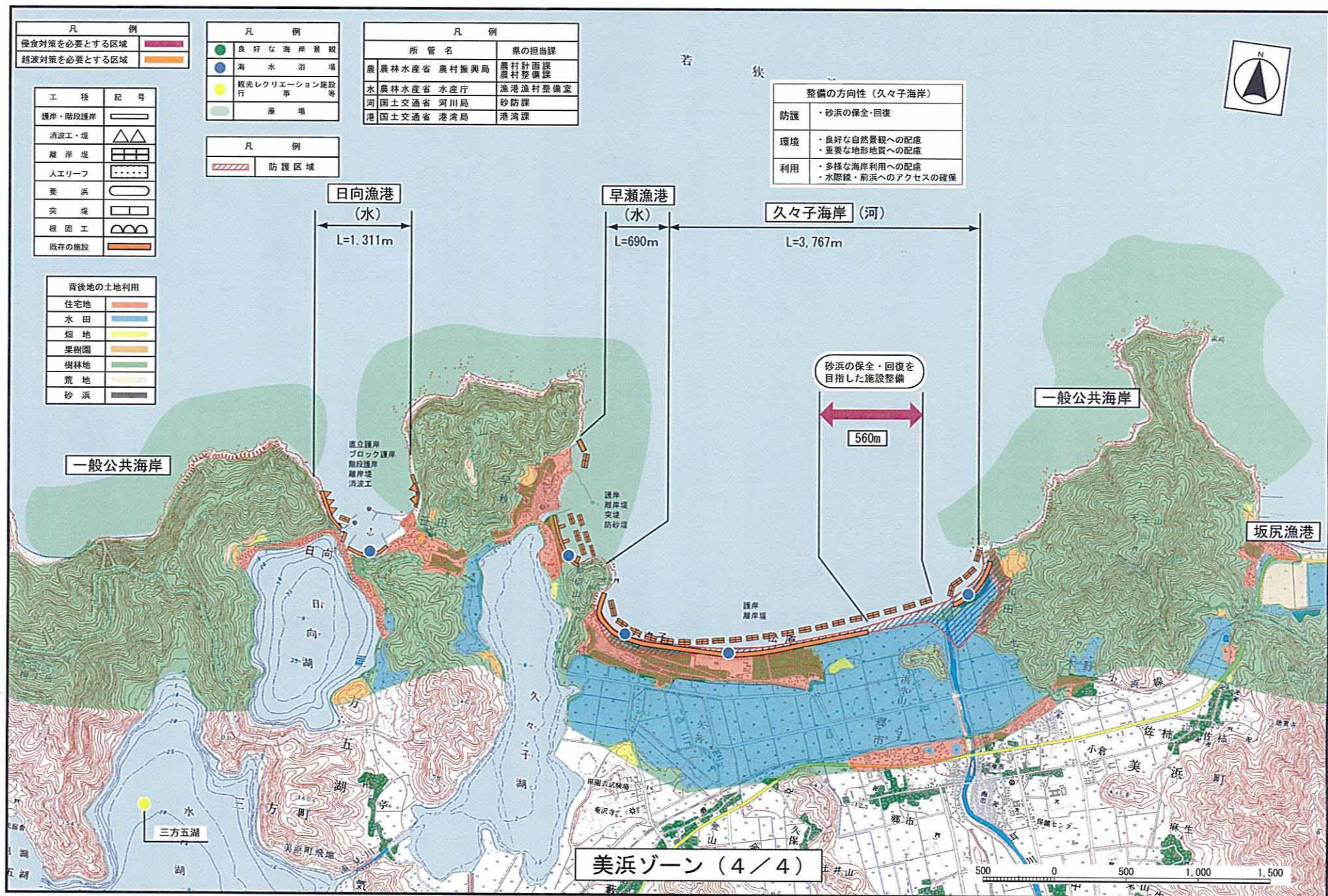
整備の方向性（竹波海岸）	
防護	・砂浜の保全・回復
環境	・護岸の保全・育成への配慮 ・良好な自然景観への配慮 ・重要な地形地質への配慮
利用	・多様な海岸利用への配慮 ・水路線・前浜へのアクセスの確保



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総複、第91号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」

3.2.5 三方・小浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿 岸 名		若狭湾沿岸
ゾーン名		三方・小浜ゾーン（常神漁港～内外海漁港（西小川地区））〔半島と入り江の景勝ゾーン〕
背後地の状況		崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所局所的に点在し、漁港および集落、農地が分布する。 内外海半島の北側（外海側）は崖が続いており、背後地の利用はない。
整備の必要性および目的		砂浜海岸は半島や岬に囲まれたポケットビーチとして点在しているが、侵食傾向にある。そのため、砂浜の保全・回復が必要である。 侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、越波対策が必要である。
施 策	防護面	現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。 冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。
	環境面	海中公園に指定されている箇所があり、豊かな自然環境の保全に努める。また、海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。 岩礁海岸など複雑に入り組んだリアス式海岸の創り出す良好な景観の保全に努める。
	利用面	海水浴などの利用者も多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。 健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		砂浜の消失を防ぐため侵食防止を目的として整備を行う。 海岸線に生息する貴重な生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、藻場の保全・回復に配慮する。
関連計画の有無		・ いきいき海の子浜づくり（環境整備事業）（大浜海岸） ・ CCZ 計画（食見海岸） ・ 若狭湾地域観光リゾート構想

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	三方町	常神海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	200
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観（常神半島など）への配慮			
	利 用	－			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	三方町	神子漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	350
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	良好な自然景観（常神半島など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場など）への配慮			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	三方町	小川漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	200
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観(常神半島など)への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場、海釣り公園みかた等）への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	三方町	遊子海岸	国土交通省 河川局	砂防課	300
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観(常神半島など)への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	三方町	塩坂越漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	150
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	良好な自然景観（塩坂越～宇久の海岸など）への配慮および重要な地形 地質（塩汲坂の海岸露頭など）への配慮			
	利 用	—			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	三方町	世久見漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	264
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	良好な自然景観（塩坂越～宇久の海岸など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	三方町	食見海岸	国土交通省 河川局	砂防課	670
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観（塩坂越～宇久の海岸など）への配慮、貴重な動植物（スズイ林、ハマド等）の生息環境への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場、海浜自然センター等）への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	小浜市	田烏漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	150
整備の方向性	防 護	海岸性状：岩礁海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	良好な自然景観（塩坂越～宇久の海岸など）への配慮			
	利 用	－			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

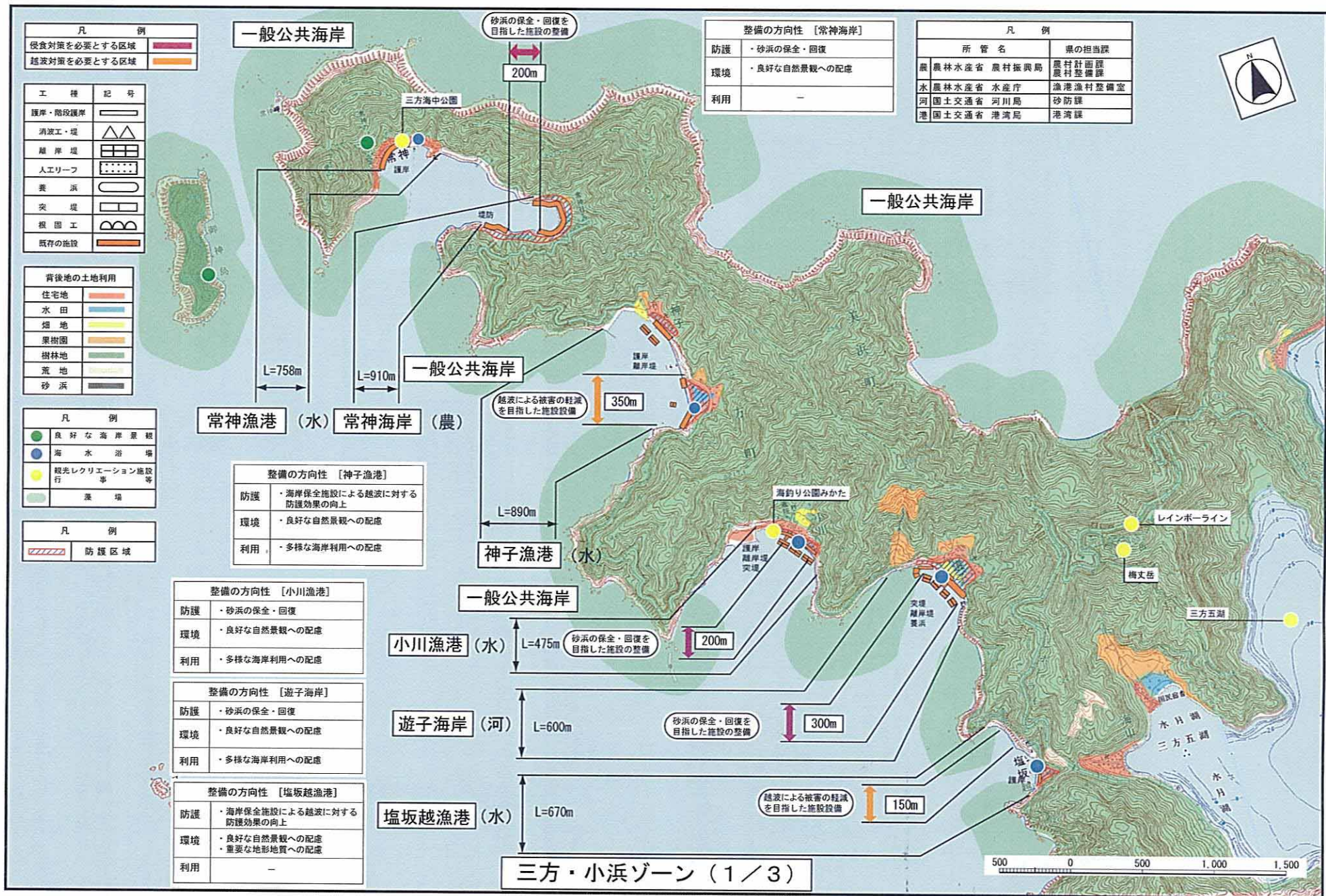
ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
三方・小浜ゾーン	小浜市	内外海漁港 (西小川地区)	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	230
整備の方向性	防 護	海岸性状：岩礁海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	良好な自然景観（塩坂越～宇久の海岸など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

(3) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【三方・小浜ゾーン】

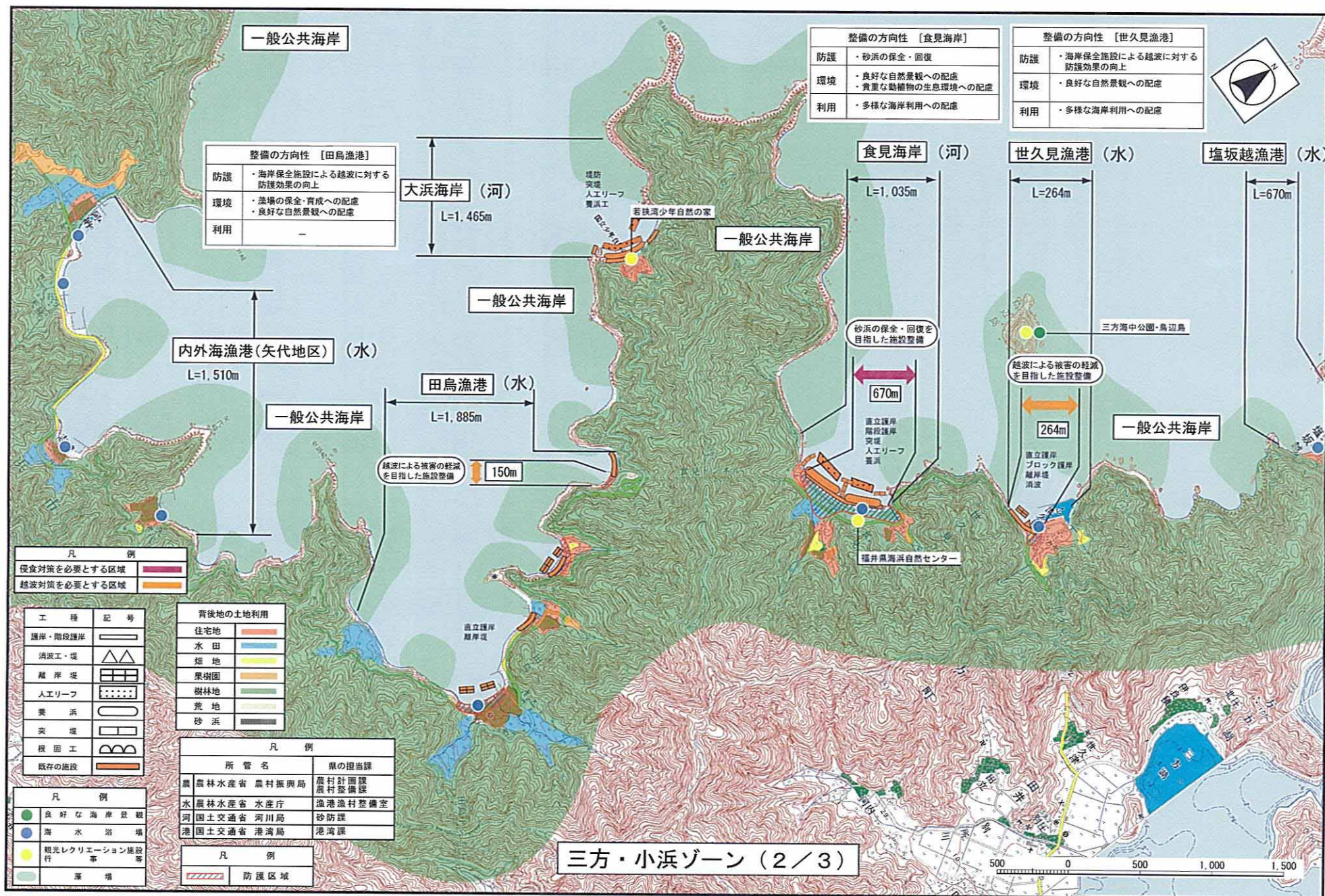
メッシュ	市町村名	名 称	区 分
1001	三方	アミダテントウ	昆虫
1001	三方	ササキリギングチ	昆虫
1001	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1001	三方	常神半島の植生	植生
1000	美浜、三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1000	美浜、三方	常神半島の植生	植生
1015	三方	オマガリフキバツタ	昆虫
1015	三方	ヒメハルゼミ	昆虫
1015	三方	アミダテントウ	昆虫
1015	三方	ニッポンモモブトコバナカミキリ	昆虫
1015	三方	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
1015	三方	クロオビゲムネカミキリ	昆虫
1015	三方	イチモンジハムシ	昆虫
1015	三方	ササキリギングチ	昆虫
1015	三方	イカズチキマダラハナバチ	昆虫
1015	三方	トワダオオカ	昆虫
1015	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1015	三方	御神島の照葉樹林	植生
1015	三方	常神半島の植生	植生
1015	三方	常神の海岸露頭	地形地質
1016	三方	クチキコオロギ	昆虫
1016	三方	ヒメハルゼミ	昆虫
1016	三方	アミダテントウ	昆虫
1016	三方	ニッポンモモブトコバナカミキリ	昆虫
1016	三方	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
1016	三方	クロオビゲムネカミキリ	昆虫
1016	三方	イチモンジハムシ	昆虫
1016	三方	ササキリギングチ	昆虫
1016	三方	トワダオオカ	昆虫
1016	三方	ミカドハマダラミバエ	昆虫
1016	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1016	三方	御神島の照葉樹林	植生
1016	三方	常神半島の植生	植生
1016	三方	常神の海岸露頭	地形地質
1002	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
987	三方	ヤノトラカミキリ	昆虫
987	三方	ギフチョウ	昆虫
987	三方	塩汲坂の海岸露頭	地形地質
987	三方	三方五湖	地形地質
988	三方	烏辺島と海中公園	地形地質
988	三方	三方五湖	地形地質
988	三方	三方五湖とその周辺	鳥獣
1004	三方	アミダテントウ	昆虫
1004	三方	イチモンジハムシ	昆虫
1004	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1004	三方	烏辺島の照葉樹林	植生
1004	三方	烏辺島と海中公園	地形地質
1005	三方、小浜	ダイミョウセセリ	昆虫
1005	三方、小浜	烏辺島と海中公園	地形地質
1006	小浜	チョウトンボ	昆虫
1007	上中、小浜	チョウトンボ	昆虫
1020	小浜	矢代崎のヤマモモ林	植生
1020	小浜	矢代の石灰岩層と地形	地形地質
1043	小浜	小浜湾の甲ケ崎	鳥獣
1056	小浜	イチモンジハムシ	昆虫
1056	小浜	内外海半島の植生	植生
1056	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1071	小浜	内外海半島の植生	植生
1071	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質

※メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

※このほか県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」

3.2.6 小浜湾ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿 岸 名		若狭湾沿岸
ゾーン名		小浜湾ゾーン（内外海漁港（泊地区）～大島海岸）〔港と海浜の公園ゾーン〕
背後地の状況		小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。 また、内外海漁港（泊地区）や湾奥の飯盛川、佐分利川河口では低地が広がり、集落および農地利用がなされている。大島半島の基部から鋸先の区間では崖が海岸線まで迫っており、半島の先端部に低地が広がるのみで、集落および農地の利用が見られる。
整備の必要性および目的		砂浜海岸は湾口に面した湾奥部に存在しているが、侵食傾向にある。そのため、砂浜の保全・回復が必要である。 侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、越波対策が必要である。
施 策	防護面	現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。 冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。
	環境面	海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。 岩礁海岸などが創り出す良好な景観の保全に努める。
	利用面	まちづくりの動向などとの連携を図り、海岸背後のレクリエーション施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。 直立の人工海岸では水際線へのアクセスの向上を図る。 健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		砂浜の消失を防ぐため侵食防止を目的として整備を行う。 越波が著しい区間では、越波防止を目的として整備を行う。 海岸線に生息する貴重な生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、藻場の保全・回復に配慮する。 直立護岸における水際線へのアクセスの向上を図る。
関連計画の有無		・ わかさ大飯マリンワールド計画（和田港海岸岡津地区） ・ 海岸整備計画（小浜漁港） ・ 若狭湾地域観光リゾート構想

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
小浜湾ゾーン	小浜市	内外海漁港 (泊地区)	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	180
整備の方向性	防 護	海岸性状：岩礁海岸 海岸保全施設による越波に対する防護効果の向上			
	環 境	良好な自然景観(内外海など)への配慮			
	利 用	－			
施設の種類	越波による被害の軽減を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
小浜湾ゾーン	小浜市	小浜漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	400
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	—			
	利 用	多様な海岸利用（若狭マリニピア、若狭小浜大漁市等）への配慮および 水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
小浜湾ゾーン	小浜市	東勢浜海岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,021
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
小浜湾ゾーン	小浜市	加斗海岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,400
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮および良好な自然景観(加斗海岸・蒼島等)への配慮			
	利 用	多様な海岸利用への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
小浜湾ゾーン	小浜市	和田港海岸 (岡津地区)	国土交通省 港湾局	港湾課	780
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	良好な自然景観への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場、鯉川シーサイドパーク、鯉川海浜公園等）への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

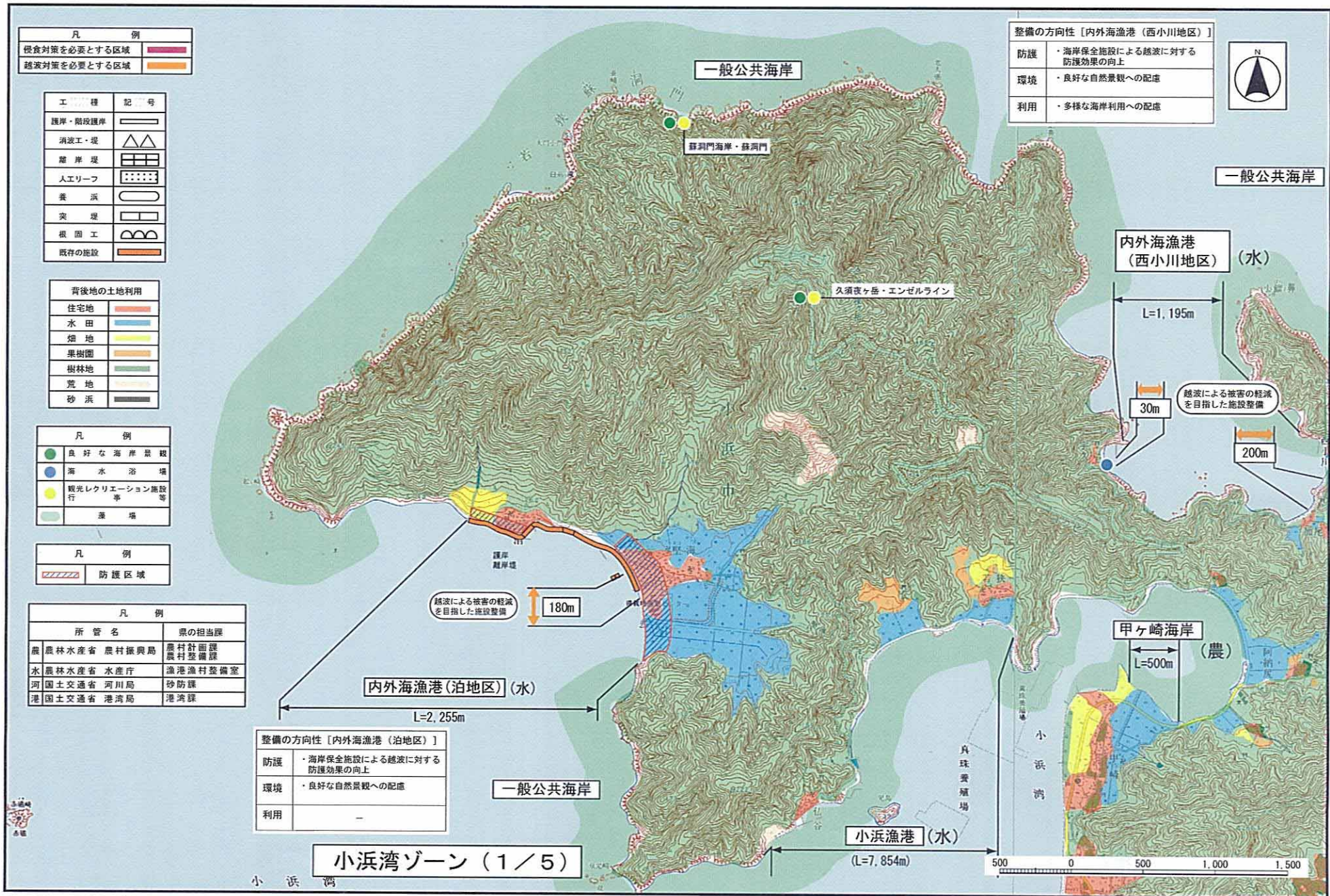
ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
小浜湾ゾーン	大飯町	大島漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	550
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観（大島半島・赤礁崎等）への配慮および重要な地形地質 （大島半島宮留の超塩基性岩とオリビンサンド等）への配慮			
	利 用	—			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

(3) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【小浜湾ゾーン】

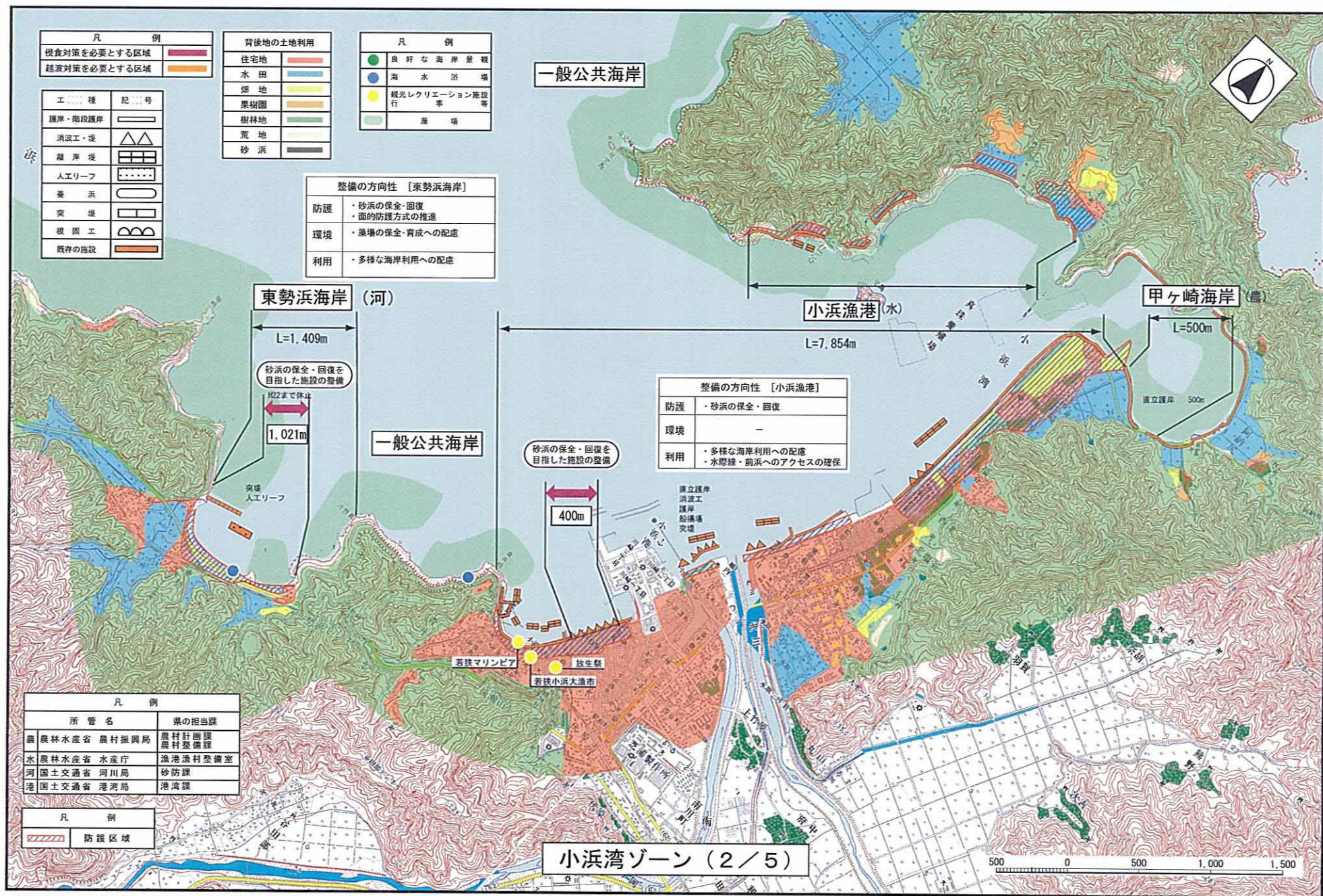
メッシュ	市町村名	名 称	区 分
1084	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1072	小浜	内外海半島の植生	植生
1072	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1058	小浜	サシゲチビタマムシ	昆虫
1058	小浜	アミダテントウ	昆虫
1057	小浜	久須夜神社のスタジイ林	植生
1057	小浜	内外海半島の植生	植生
1057	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1044	小浜	小浜湾の甲ケ崎	鳥獣
1045	小浜	タベサナエ	昆虫
1045	小浜	フタスジサナエ	昆虫
1045	小浜	マイコアカネ	昆虫
1045	小浜	アミダテントウ	昆虫
1045	小浜	フカイオオドロバチ	昆虫
1045	小浜	ギフチョウ	昆虫
1045	小浜	小浜湾の甲ケ崎	鳥獣
1060	小浜	ギフチョウ	昆虫
1060	小浜	小浜海浜公園の地形・地質	地形地質
1074	小浜	西勢の海岸露頭	地形地質
1074	小浜	小浜海浜公園の地形・地質	地形地質
1075	小浜	ヒメアカネ	昆虫
1075	小浜	黒駒神社のスタジイ林	植生
1075	小浜	小浜海浜公園の地形・地質	地形地質
1085	小浜	ホソミイトンボ	昆虫
1085	小浜	ネアカヨシヤンマ	昆虫
1085	小浜	マルタンヤンマ	昆虫
1085	小浜	ヒメアカネ	昆虫
1085	小浜	ナニワトンボ	昆虫
1085	小浜	エゾトンボ	昆虫
1085	小浜	小浜市岡津, 加斗, 荒木のトンボ類	昆虫
1085	小浜	ナカジマシロアリ	昆虫
1085	小浜	フタイロカミギリモドキ	昆虫
1085	小浜	イチモンジハムシ	昆虫
1085	小浜	ナンブヤドリコハナバチ	昆虫
1085	小浜	若狭湾の島と半島部	地形地質
1085	小浜	蒼島の照葉樹林	植生
1085	小浜	蒼島の地形・地質	地形地質
1097	小浜	フタスジサナエ	昆虫
1097	小浜	マルタンヤンマ	昆虫
1097	小浜	小浜市岡津, 加斗, 荒木のトンボ類	昆虫
1097	小浜	蒼島の地形・地質	地形地質
1098	小浜	フタスジサナエ	昆虫
1098	小浜	ネアカヨシヤンマ	昆虫
1098	小浜	マルタンヤンマ	昆虫
1098	小浜	ヒメアカネ	昆虫
1098	小浜	小浜市岡津, 加斗, 荒木のトンボ類	昆虫
1098	小浜	ギフチョウ	昆虫
1098	小浜	蒼島の地形・地質	地形地質
1110	高浜	ヒメアカネ	昆虫
1110	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1121	大飯、高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1130	高浜	アオヤンマ	昆虫
1130	高浜	大島半島の植生	植生
1130	高浜	和田の衝上断層	地形地質
1130	高浜	大島半島の陸ケイ構造	地形地質
1130	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1120	大飯、高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1109	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1108	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1108	大飯	フタマゼ海岸のレーヤリング	地形地質
1107	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1096	大飯	アミダテントウ	昆虫
1096	大飯	ベーツヒラタカミギリ	昆虫
1096	大飯	冠者島の照葉樹林	植生
1096	大飯	大島半島の植生	植生
1096	大飯	赤礁崎の二畳紀放散虫化石	地形地質
1096	大飯	大島半島宮留の超塩基性岩とオリビンサンド	地形地質
1095	大飯	大島半島の植生	植生

※メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

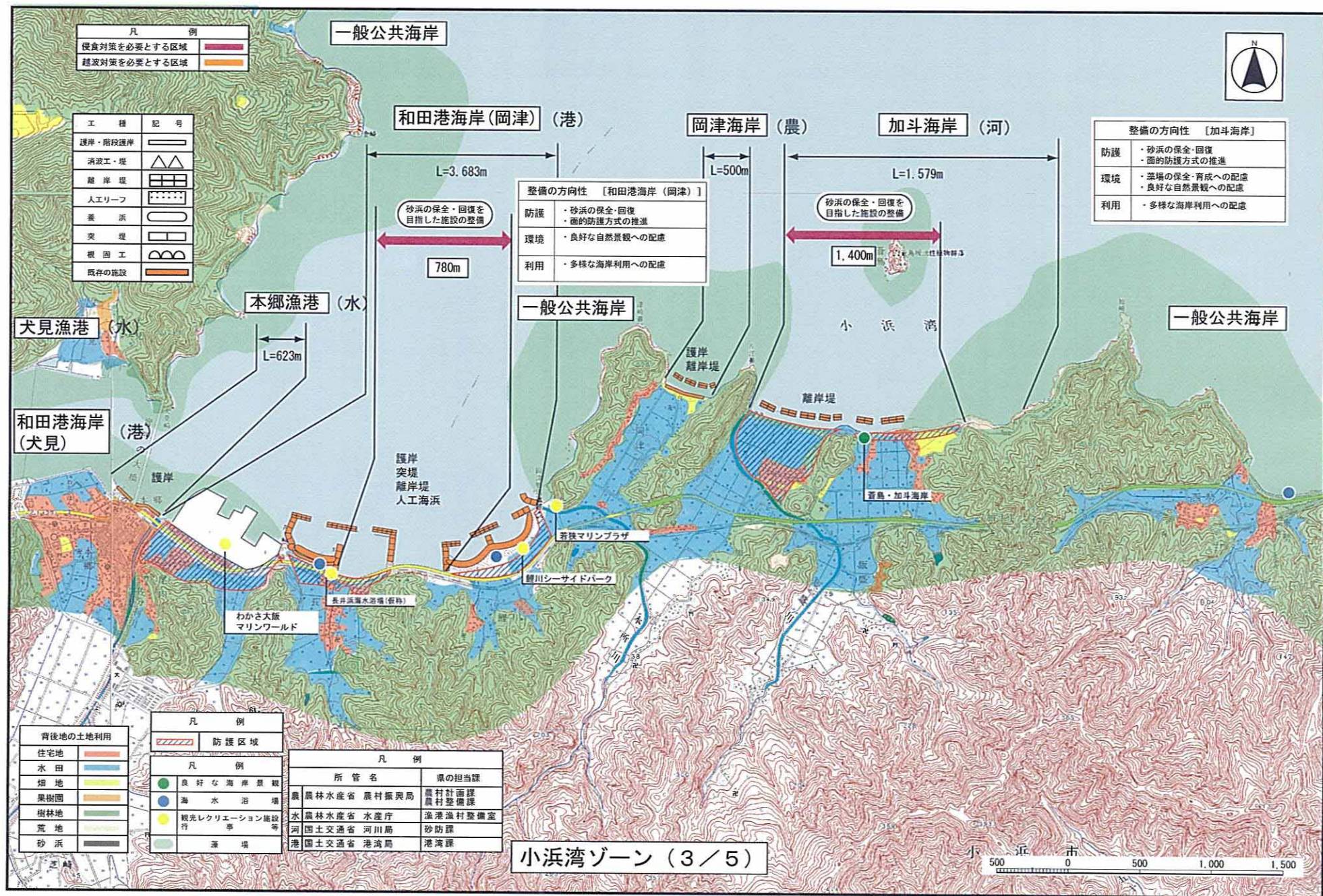
※このほか県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



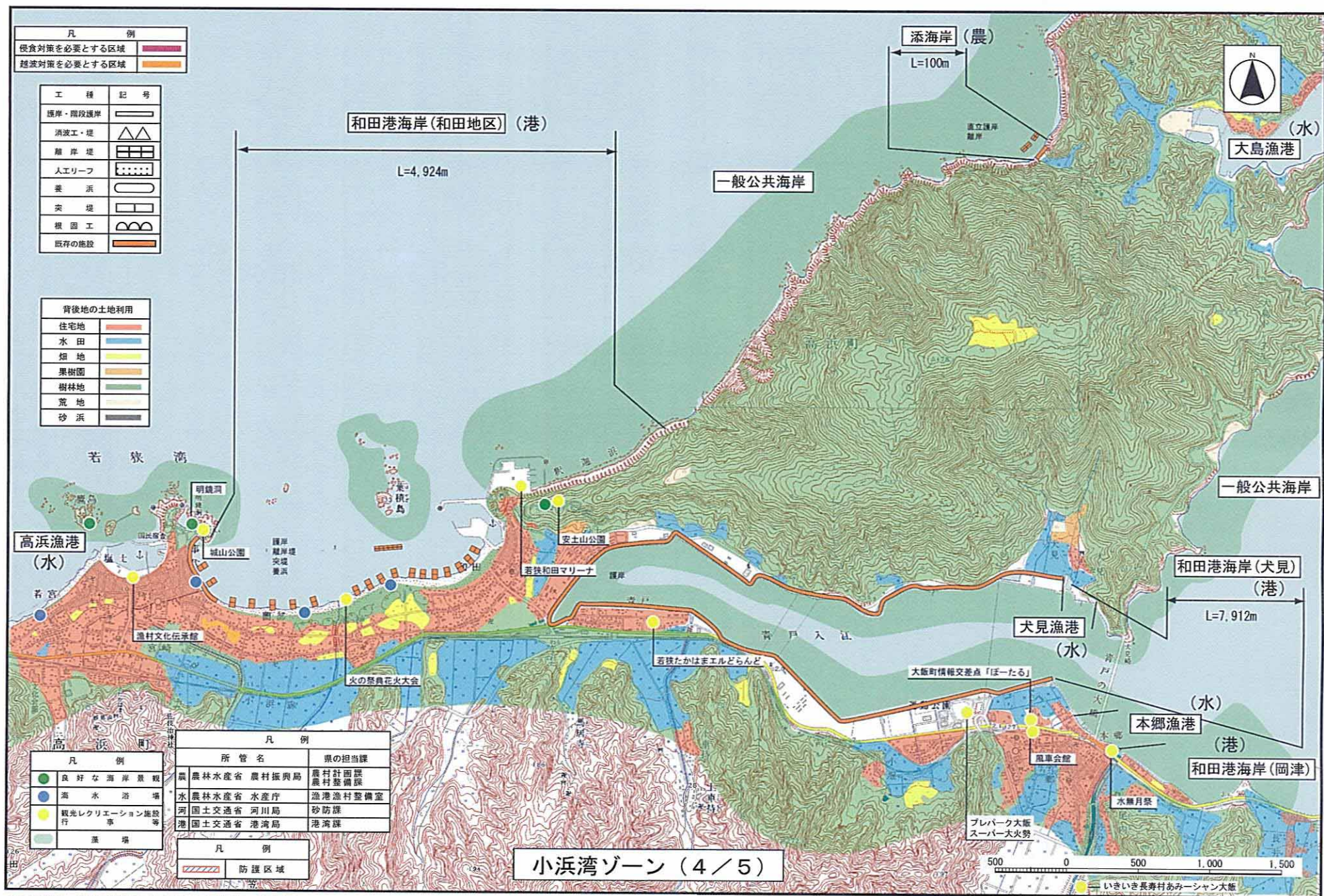
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」



「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」

凡 例	
侵食対策を必要とする区域	
越波対策を必要とする区域	

工 種	記 号
護岸・階段護岸	
湧波工・堤	
離岸堤	
人工リーフ	
養 浜	
突 堤	
根 固 工	
既存の施設	

背後地の土地利用	
住宅地	
水 田	
畑 地	
果樹園	
樹林地	
荒地	
砂 浜	

凡 例	
所 管 名	県の担当課
農 農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課
水 農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室
河 国土交通省 河川局	砂防課
港 国土交通省 港湾局	港湾課

凡 例	
	良好な海岸景観
	海水浴場
	観光レクリエーション施設等
	漁 場

凡 例	
	防護区域

添海岸 (農)

L=100m

一般公共海岸

大島海岸 (農)

L=519m

整備の方向性 [大島漁港]

防護	・砂浜の保全・回復
環境	・良好な自然景観への配慮 ・重要な地形地質への配慮
利用	—

砂浜の保全・回復を
目指した施設の整備

550m

一般公共海岸

大島漁港 (水)

L=4,184m

小浜湾ゾーン (5/5)

500 0 500 1,000 1,500

3.2.7 大飯・高浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿 岸 名		若狭湾沿岸
ゾーン名		大飯・高浜ゾーン（添海岸～上瀬漁港）〔砂浜のにぎわいと断崖の景勝ゾーン〕
背後地の状況		鋸崎から和田港までは崖が続いており、一部農地利用があるもののほとんど背後地の利用はない。 和田港から関屋川までは砂浜海岸が続き、低地が広がっており、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。 内浦湾では崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所にも局所的に点在し、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。
整備の必要性および目的		比較的延長の長い砂浜海岸があるが、侵食傾向にある。そのため、砂浜の保全・回復が必要である。 砂の移動が大きい区間があり、砂浜の保全が必要である。 侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、越波対策が必要である。
施 策	防護面	現状の海岸線を維持するとともに、海岸線の変化が大きい海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ安定化を図り、砂浜の保全・回復に努める。 冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。
	環境面	海岸線には貴重な動物種が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。 和田港海岸および高浜海岸の砂浜海岸や岩礁海岸等が創り出す良好な景観の保全に努める。
	利用面	多くの海水浴客が京阪神から訪れており、健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		砂浜の消失を防ぐため侵食防止を目的として整備を行う。 越波が著しい区間では、越波防止を目的として整備を行う。 海岸線に生息する貴重な生物の生育および生息環境に配慮する。 岩礁海岸では藻場が分布しており、藻場の保全・回復に配慮する。
関連計画の有無		・若狭湾地域観光リゾート構想

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	和田港海岸 (和田地区)	国土交通省 港湾局	港湾課	1,400
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	良好な自然景観（和田～高浜海岸など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用（海水浴場、火の祭典花火大会等）への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、商業地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	高浜漁港	農林水産省 水産庁	漁港漁村整備室	900
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	良好な自然景観（和田～高浜海岸など）への配慮、貴重な動植物（イトヨなど）の生息環境への配慮、重要な地形地質（高浜町の自然貝層など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	高浜海岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,050
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	良好な自然景観（和田～高浜海岸など）への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場、花火大会等)への配慮および水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	神野浦第一海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	200
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮および良好な自然景観(内浦湾など)への配慮			
	利 用	水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	神野浦第二海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	100
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮、良好な自然景観(内浦湾など)への 配慮、重要な地形地質（神野海岸の十字岩脈など）への配慮			
	利 用	水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	山中海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	80
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮および良好な自然景観(内浦湾など)への配慮			
	利 用	多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：農用地、山林				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	宮尾第一海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	300
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復および面的防護方式の推進			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮、良好な自然景観(内浦湾など)への配慮、重要な地形地質（山中北のビカリア化石など）への配慮			
	利 用	水際線や前浜へのアクセスの確保および多様な海岸利用(海水浴場など)への配慮			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：住宅地、農用地、山林				

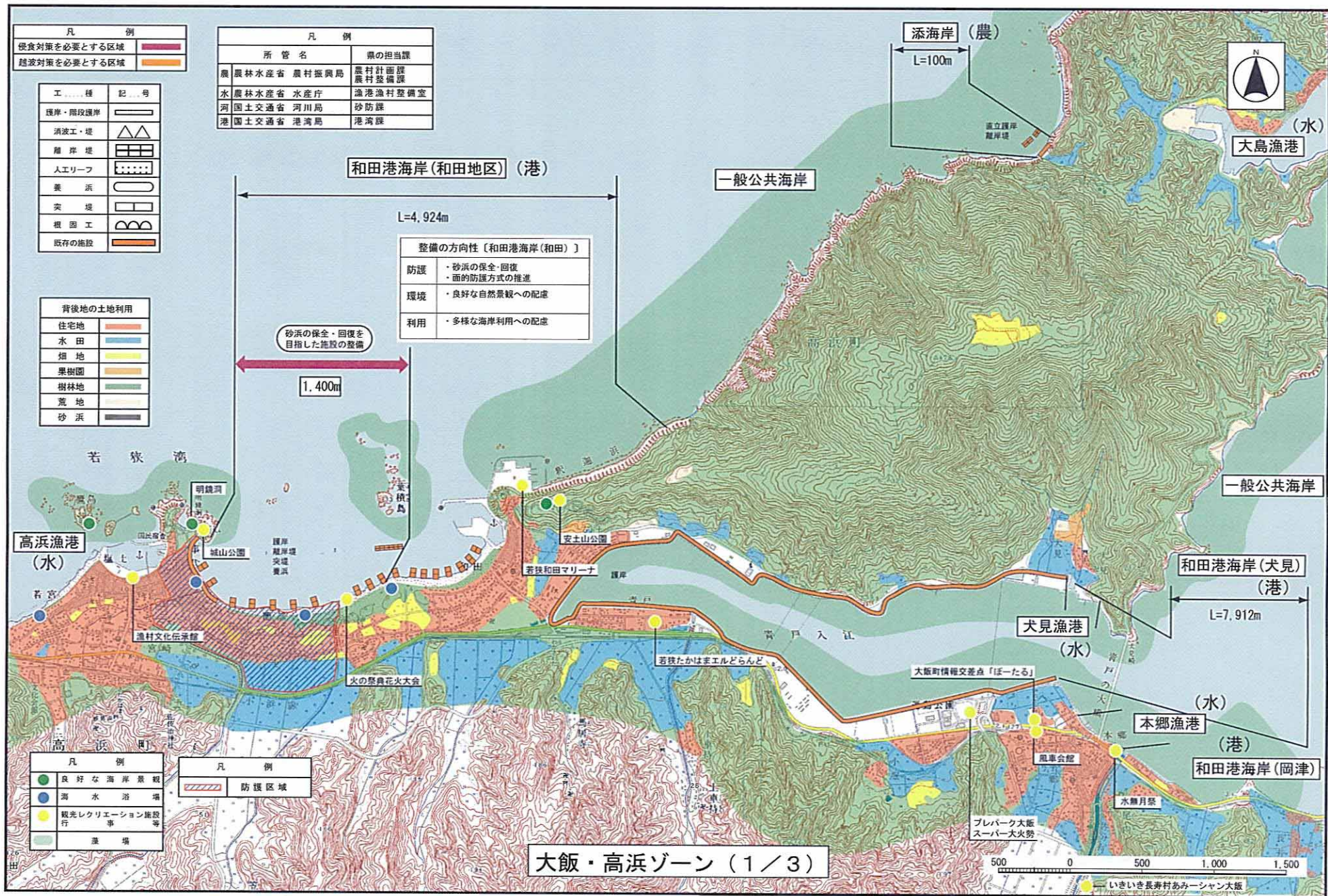
ゾーン名	市町村名	海岸名	所 管	県の担当課	施設規模 (m)
大飯・高浜ゾーン	高浜町	宮尾第二海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	200
整備の方向性	防 護	海岸性状：砂浜海岸 砂浜の保全・回復			
	環 境	藻場の保全と藻の育成環境への配慮および良好な自然景観(内浦湾など)への配慮			
	利 用	水際線や前浜へのアクセスの確保			
施設の種類	砂浜の保全・回復を目指した保全施設				
受益の地域	土地利用：農用地、山林				

(3) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【大飯・高浜ゾーン】

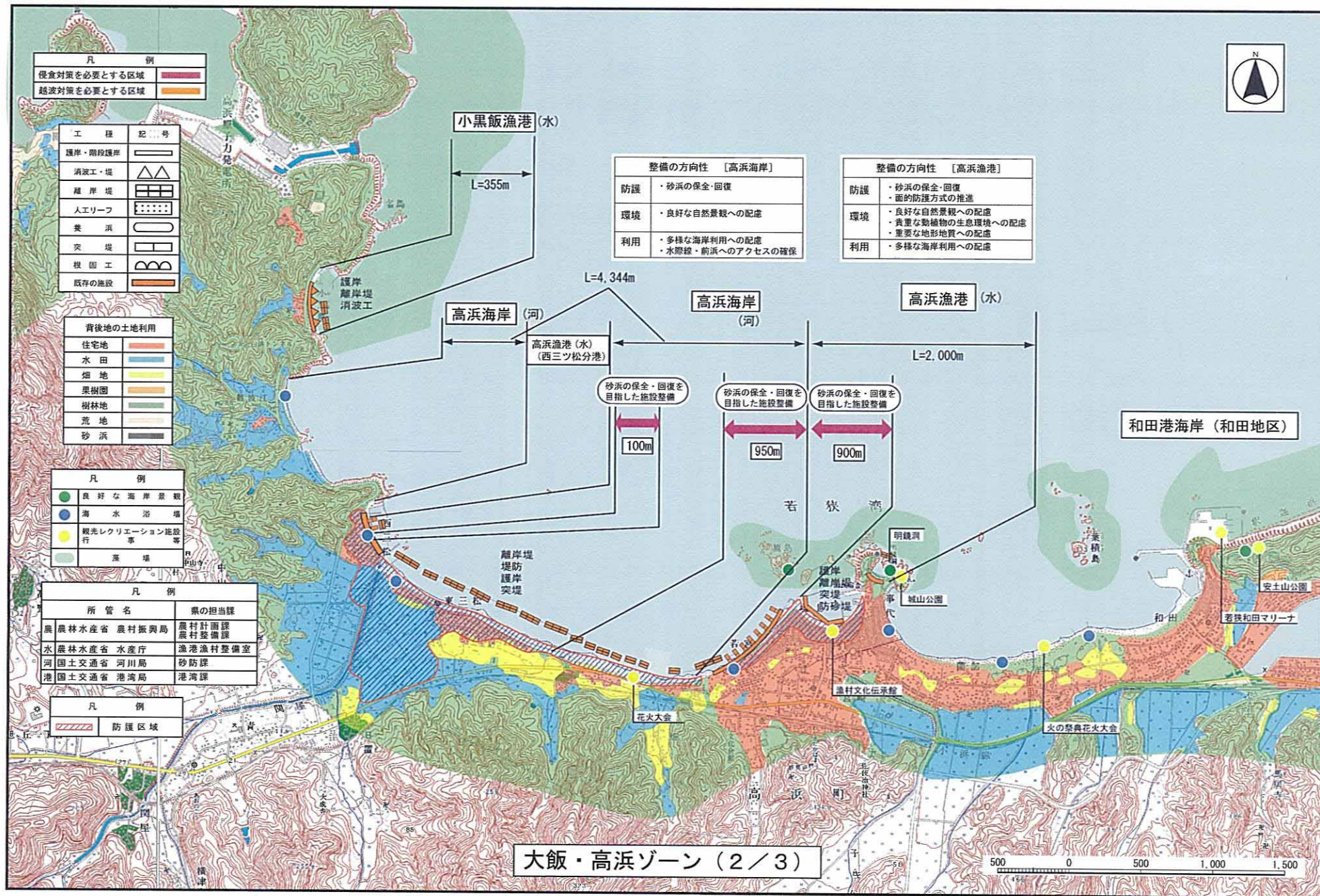
メッシュ	市町村名	名 称	区 分
1130	高浜	アオヤンマ	昆虫
1130	高浜	大島半島の植生	植生
1130	高浜	和田の衝上断層	地形地質
1130	高浜	大島半島の陸ケイ構造	地形地質
1130	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1107	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1095	大飯	大島半島の植生	植生
1118	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1119	大飯、高浜	大島半島中部の断層地形	地形地質
1129	高浜	一ツ谷国有林の暖地性植物	植生
1139	高浜	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
1139	高浜	高浜町城山公園の閃緑岩、陸ケイ島	地形地質
1147	高浜	アミダテントウ	昆虫
1147	高浜	若狭湾の島と半島部	地形地質
1147	高浜	鷹島の照葉樹林	植生
1147	高浜	高浜町の自然貝層	地形地質
1159	高浜	ホソミイトンボ	昆虫
1159	高浜	ムカシトンボ	昆虫
1159	高浜	ウラナミジャノメ	昆虫
1159	高浜	難波江の三畳系化石	地形地質
1158	高浜	ツバキショウジョウバエ	昆虫
1158	高浜	天満神社のスタジイ林	植生
1158	高浜	名島の化石	地形地質
1157	高浜	アミダテントウ	昆虫
1157	高浜	フタイロカミキリモドキ	昆虫
1157	高浜	内浦湾沿岸の照葉樹林	植生
1157	高浜	音海断崖	地形地質
1157	高浜	小泊の水中火砕岩	地形地質
1156	高浜	マツムシモドキ	昆虫
1156	高浜	オマガリフキバッタ	昆虫
1156	高浜	サシゲチビタマムシ	昆虫
1156	高浜	アミダテントウ	昆虫
1156	高浜	フタイロカミキリモドキ	昆虫
1156	高浜	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
1156	高浜	ヤノトラカミキリ	昆虫
1156	高浜	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
1156	高浜	ケブカツヤオオアリ	昆虫
1156	高浜	トワダオオカ	昆虫
1156	高浜	若狭湾の島と半島部	地形地質
1156	高浜	内浦湾沿岸の照葉樹林	植生
1156	高浜	音海断崖	地形地質
1166	高浜	神野海岸の十字岩脈	地形地質
1166	高浜	山中海岸の岩相変化と化石	地形地質
1165	高浜	帯ヶ崎付近に見られる石英閃緑岩	地形地質
1175	高浜	ホソミイトンボ	昆虫
1175	高浜	鎌倉のケヤキ林	植生
1175	高浜	山中北のビカリア化石	地形地質
1175	高浜	下の化石	地形地質
1175	高浜	鎌倉の化石	地形地質

※メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

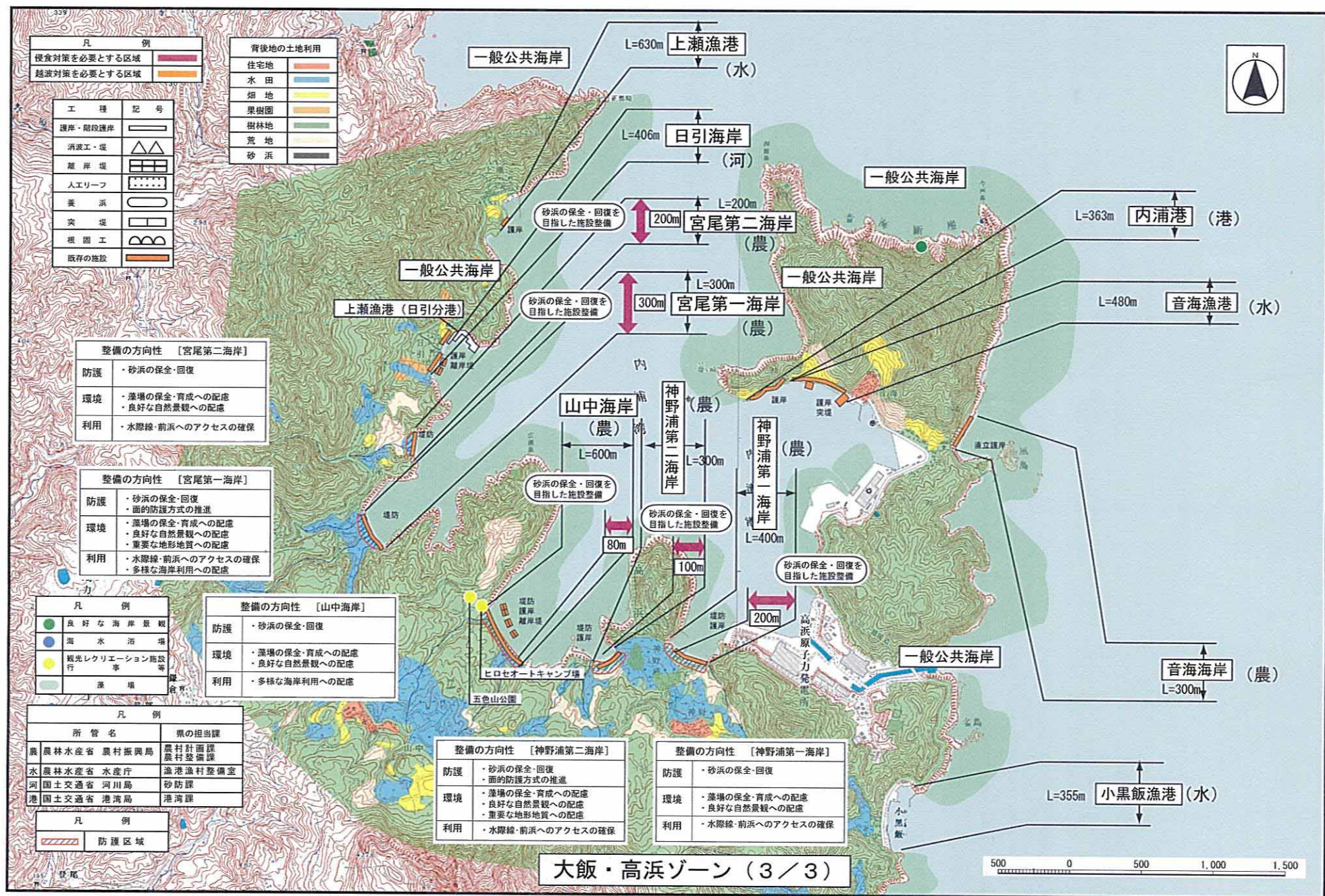
※このほか県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平14総復、第91号)」



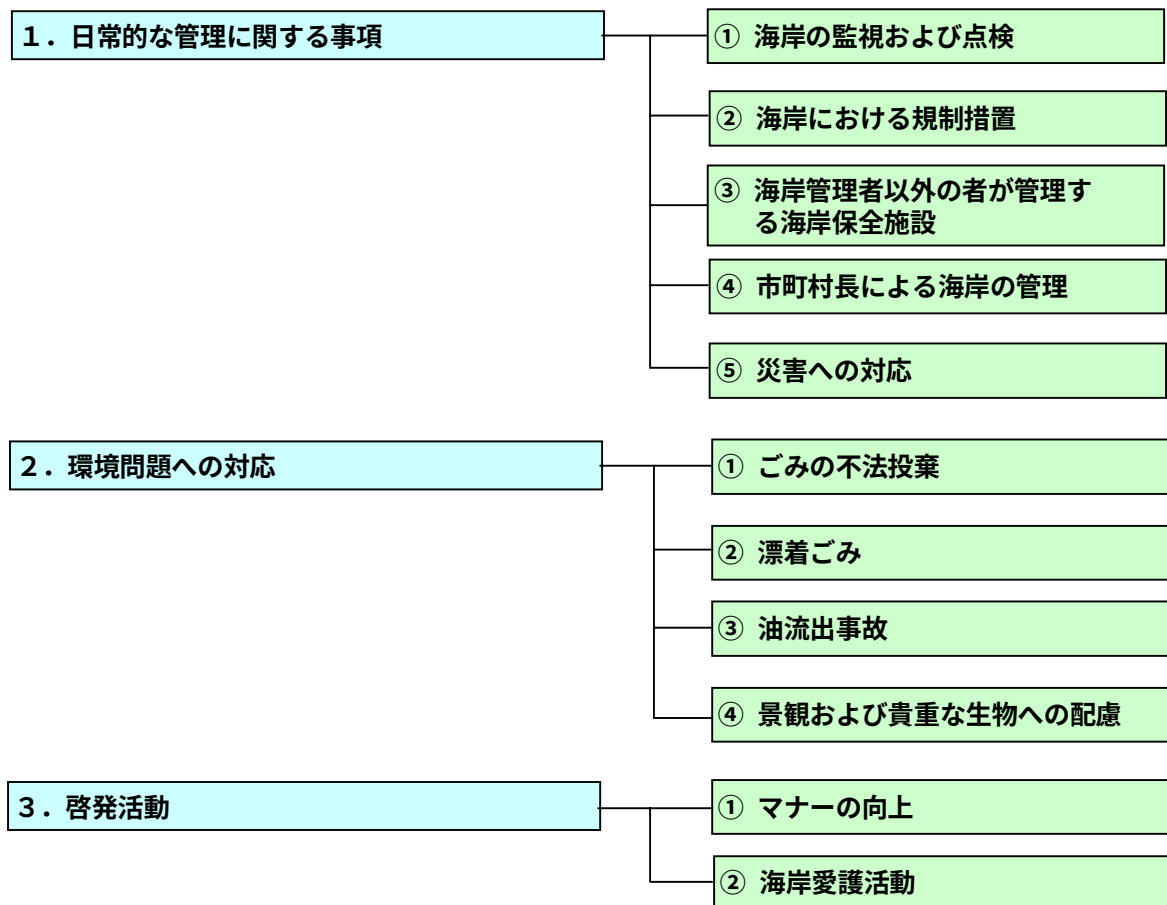
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総復、第91号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平14総複、第91号）」

4. 海岸の環境保全など管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の管理に関するソフト面における対応を示す。



4.1 日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占用については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

海岸の保全に当たっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

④ 市町村長による海岸の管理

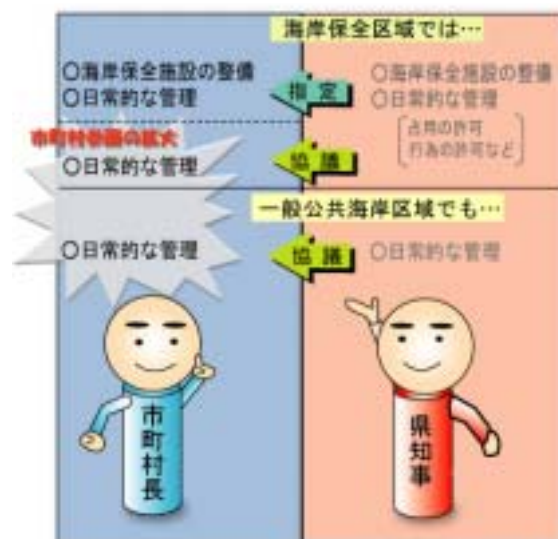
日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町村が実施することが望ましいことから、積極的に市町村が管理できるようにする。

⑤ 災害への対応

越波や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時などにおける避難や監視の体制を関係市町村などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。

また、高波浪などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保する。

海岸管理における市町村参画の拡大



4.2 環境問題への対応

① ごみの不法投棄

ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。

② 漂着ごみ

異常出水や高波浪等により、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町村とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、不法投棄廃棄物等対策連絡会議^{*}と関係市町村とで定めたルールにより処理を行う。

河川からの出水や沖合を航行する船舶の荷崩れ等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。また福井県単独事業として不法投棄廃棄物等処理事業があり市町村等が行う、増水、台風、高潮、冬季風浪等による 100m³以上の漂着物処理を支援する。

③ 油流出事故

本県はナホトカ号の事故により、大量の油が海岸に漂着した経験を持つ。油流出事故は、人々の生活だけでなく、海岸の環境に大きな影響を与えることから、関係機関と連携して、事故の影響を最小限でくい止めるため、迅速な対応を図る。

④ 景観および貴重な生物への配慮

本県の海岸は、大部分が国定公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っていることから、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。

4.3 啓発活動

① マナーの向上

ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。

② 海岸愛護活動

海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。

^{*}河川、道路、海岸等の公共の場所に不法に投棄された廃棄物や漂着した廃棄物を適正に処理するために、農林水産部、土木部、福祉環境部の関係各課で連絡調整を行う会議。

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって

前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町村および県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施に当たって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。



ナホトカ号重油流出事件発生時は総動員で清掃にあたった（福井新聞社提供）

5.1 計画実施時に配慮すべき事項

① 関連行政機関との連携と調整

海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する「海岸関係事業連絡協議会」を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行っていく。

② 地域住民や利用者、市町村との関係

海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなっている。今後は、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通の認識と各々の役割の認識により、地域住民や利用者、市町村および県がそれぞれの立場から協力し施策を実施することが重要である。

地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会等に参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町村に提供する。

市 町 村：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を海岸利用のルールづくりや、地域の整備計画などに反映させる。

県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町村とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。

地域住民や利用者、市町村および県の関係



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の府県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていく。

市町村、地域住民および利用者等に対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備に当たっては、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に基づき、整備区域および周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。

また、整備中および整備後においても、海岸環境への影響を把握し、適切な対応を図る。

⑤ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備に当たっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑥ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。

5.2 計画実施における組織体制および事務分掌

① 福井県海岸関係事業連絡協議会

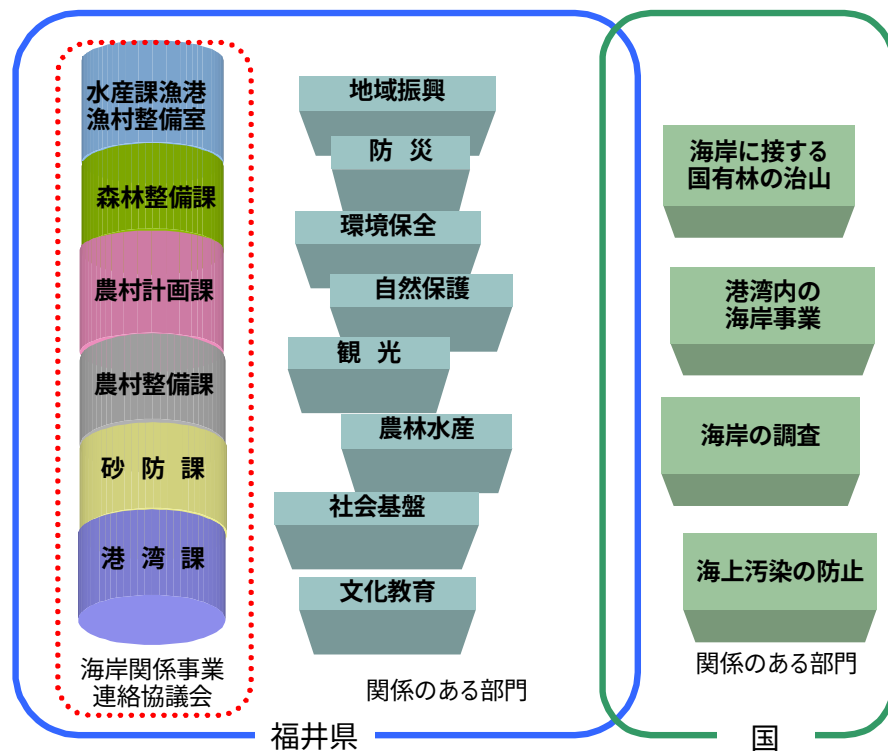
部局名	課 名	事務分掌
農林水産部	水産課漁港漁村整備室	漁港区域内における海岸管理者
	森林整備課	一般公共海岸での治山事業の計画実施
	農村計画課	農地に係る海岸保全区域内の海岸管理者
	農村整備課	
土木部	砂防課	河川局所管の海岸保全区域内および一般公共海岸の海岸管理者
	港湾課	港湾区域内における海岸管理者

② 海岸管理に関係のある部局（福井県）

部局名	課 名	事務分掌
総務部	政策企画室	県新長期構想の推進に関する事
	地域政策室	地域別振興に係る政策の形成に関する事
県民生活部	消防防災課	地域防災計画に関する事
		油流出事故に係る災害補償対策に関する事
福祉環境部	環境政策課	環境保全対策の企画および総合調整に関する事
		環境保全に関する教育および学習の推進に関する事
	廃棄物対策課	廃棄物対策の企画および総合調整に関する事
		廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行に関する事
	自然保護課	自然環境保全行政の企画および総合調整に関する事
		自然公園法の施行に関する事
		自然公園区域内の公園施設の整備に関する事
		自然環境保全法の施行に関する事
		鳥獣保護および狩猟に関する事
商工労働部	観光振興課	観光産業の振興に関する事
		観光資源の整備活用に関する事
農林水産部	農林水産政策課	農林水産行政の総合的な企画調整に関する事
	林政課	林業行政の企画および総合調整に関する事
土木部	監理課	土木行政の企画および総合調整に関する事
		一般公共海岸区域の水域部の管理に関する事
	道路建設課	道路の新設および改良に関する事
	道路保全課	道路の災害防除に関する事
	河川課	河川管理に関する事
	都市計画課	都市計画法の施行に関する事
教育庁	文化課	文化一般に関する事。

③ 海岸管理に関係のある部局（国の機関）

部局名	課 名	事務分掌
農林水産省	近畿中国森林管理局 福井森林管理署	海岸部における国有林内の直轄治山事業の計画実施
国土交通省	北陸地方整備局 敦賀港湾工事事務所	港湾区域内の海岸の調査に関わること
国土交通省	近畿地方整備局 福井工事事務所	海岸の調査に関わること
国土交通省	敦賀海上保安部	海上汚染の防止

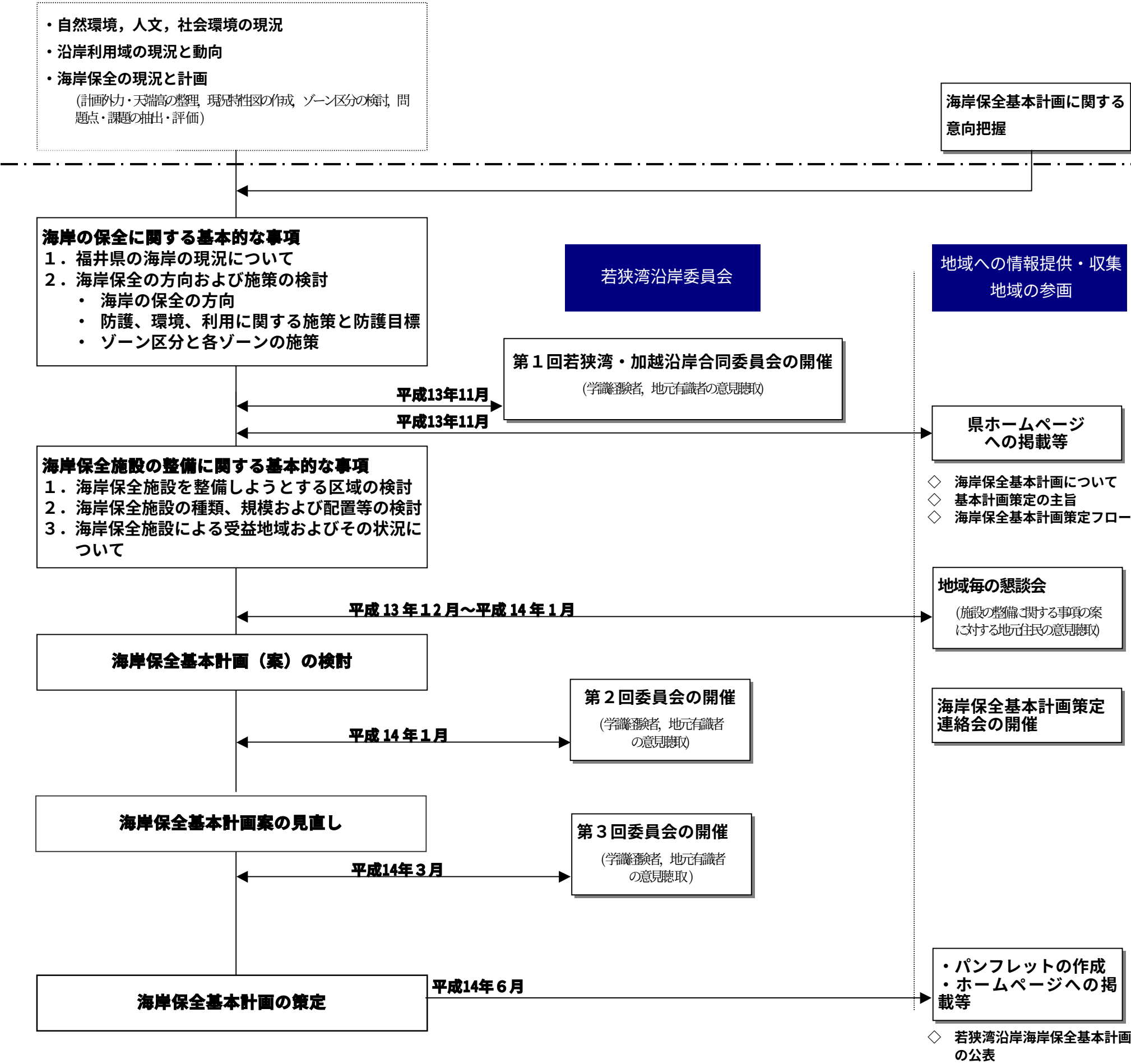


海岸管理関係行政機関の役割と連携

参 考 資 料

- 1．若狭湾沿岸海岸保全基本計画策定フロー
- 2．若狭湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員構成
- 3．用語の説明
- 4．福井県のすぐれた自然情報図 1999
- 5．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 策定フロー



検討委員会での主なテーマ

	開催日	主なテーマ
第1回検討委員会	平成13年11月	・海岸保全基本計画(案)の策定(策定主旨、定める事項等)について ・海岸の保全に関する基本的な事項について
第2回検討委員会	平成14年1月	・海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について ・若狭湾沿岸海岸保全基本計画(案)について
第3回検討委員会	平成14年3月	・若狭湾沿岸海岸保全基本計画(案)の合意

地域毎の懇談会でのテーマ

	開催日	主なテーマ
地域毎の懇談会	平成13年12月～平成14年1月	・市町村毎に開催。 ・海岸保全基本計画の内容および施設整備について各海岸管理者が説明し、地元住民と意見・情報の交換を行う。

地域毎懇談会の参加人数

市町村名	参加人数
越前町	23名
河野村	10名
敦賀市	14名
美浜町	19名
三方町	22名
小浜市	27名
大飯町	18名
高浜町	23名
合 計	156名

福井県沿岸海岸保全基本計画策定連絡会の構成員

機 関 名	
政策企画室	林政課
地域政策室	監理課
消防防災課	道路建設課
環境政策課	道路保全課
廃棄物対策課	河川課
自然保護課	都市計画課
観光振興課	文化課
農林水産政策課	

「若狭湾沿岸」 海岸保全基本計画 検討委員会

委 員 構 成

◎（学識経験者・有識者）

- | | | | |
|-------|-------|----------|---------|
| 1 委員長 | 中村 充 | 福井県立大学 | 名誉教授 |
| 2 委 員 | 佐々木雅幸 | 立命館大学 | 政策科学部教授 |
| 3 " | 敷田麻実 | 金沢工業大学 | 工学部助教授 |
| 4 " | 朝日恵子 | 福井文化服装学院 | 校長 |

◎（国関係行政機関）

- | | | | | |
|-------|-------|-------|---------|------------|
| 1 委 員 | 須見徹太郎 | 国土交通省 | 近畿地方整備局 | 福井工事事務所長 |
| 2 " | 加藤悦郎 | 国土交通省 | 北陸地方整備局 | 敦賀港湾工事事務所長 |

◎（若狭湾沿岸関係市町村）

- | | | |
|-------|-------|------|
| 1 委 員 | 河瀬一治 | 敦賀市長 |
| 2 " | 村上利夫 | 小浜市長 |
| 3 " | 京谷宗雄 | 越前町長 |
| 4 " | 山口治太郎 | 美浜町長 |
| 5 " | 千田千代和 | 三方町長 |
| 6 " | 時岡 忍 | 大飯町長 |
| 7 " | 今井理一 | 高浜町長 |
| 8 " | 川野順万 | 河野村長 |

◎（関係海岸管理者等）

- | | | | | |
|-----|------|-----|--------|-------|
| 1 " | 窪 清行 | 福井県 | 福祉環境部 | 環境審議監 |
| 2 " | 牧野嘉範 | 福井県 | 農林水産部長 | |
| 3 " | 古川巖水 | 福井県 | 土木部長 | |

◎事務局

- | | | |
|--------------------|-------------|------------|
| 1 福井県農林水産部 | 水産課漁港漁村整備室長 | 萬匠東亜男 |
| 2 " " | 森林整備課長 | 塩田勝栄 |
| 3 " " | 農村計画課長 | 太田勝也 |
| 4 " " | 農村整備課長 | 永谷藤信 |
| 5 " 土木部 | 港湾課長 | 佐々木宏 |
| 6 " " | 砂防課長 | 千田秋廣（事務局長） |
| 7 パシフィックコンサルタンツ(株) | 管理技術者 | 熊谷健蔵 |

用語の説明

ア行

- ◇ **一般公共海岸**（いっばんこうきょうかいがん）
海岸保全区域以外の公共海岸

〔公共海岸〕（こうきょうかいがん）

国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面

- ◇ **越波・越流**（えっぱ・えつりゅう）
越波： 堤防や護岸の高さが波の打上げ高より低いときに、この打上げられた海水が陸側に侵入する現象
越流： 低気圧や台風の通過等によって海水面が堤防や護岸の高さより高くなり、堤防や護岸を越えて海水が陸側に侵入する現象

- ◇ **A類型**（えーるいけい）

類型とは環境基準を、水域または地域の利用目的等によって 2 つ以上に分けて設定した場合、それぞれの基準を当てはめる水域または地域を指定すること。水質および騒音に係る環境基準に設定されている。海域においてはA類型、B類型、C類型の3つの類型に分けられており、CODのA類型の基準値は 2mg/l 以下と最も厳しい値が設定されている。

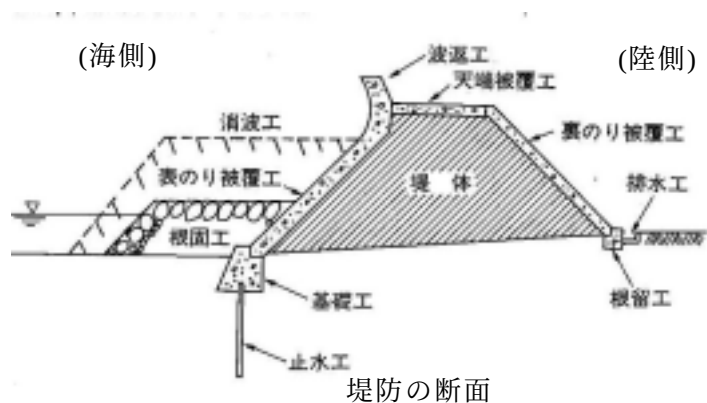
カ行

- ◇ **海岸保全施設**（かいがんほぜんしせつ）
堤防・護岸、突堤、離岸堤、潜堤（人工リーフ）、消波工、砂浜等、海水の侵入又は海水による侵食を防ぐための施設



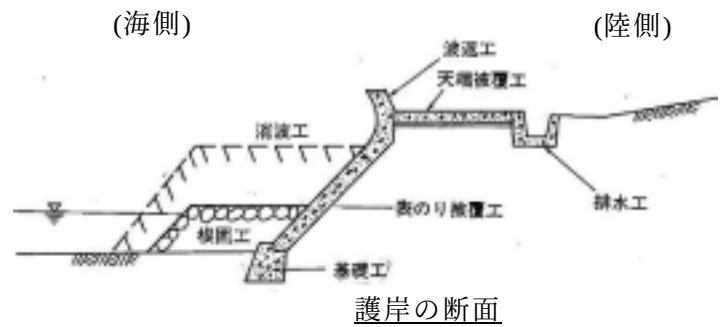
〔堤防〕（ていぼう）

現地盤を盛土またはコンクリートなどによって高さを増し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設



〔護岸〕（ごがん）

現地盤をコンクリートやコンクリートブロックなどで保護し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設



〔消波工〕（しょうはこう）

波の勢いを弱めて、越波を減少させたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面に設置される。



〔突堤〕（とつてい）

沿岸漂砂（海岸線に平行な砂の移動）が著しい海岸において、海岸から細長く突出して設けられるものであり、砂の動きを制御することによって、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした施設



〔離岸堤〕（りがんてい）

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の侵食を防ぐことを目的として設置される。



〔潜堤(人工リーフ)〕（せんてい）

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、景観に配慮して堤体を水面下にとどめた施設。上部の幅をかなり広くとることで、離岸堤とほぼ同じ効果を有する。



◇ **海岸保全基本計画**（かいがんほぜんきほんけいかく）

海岸法の一部改正（平成 12 年施行）によって定められた海岸の新しい計画制度であり、国が定める「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸毎に海岸保全の基本的事項や施設の整備に関する事項等について都道府県知事が定める海岸の保全計画

◇ **海岸保全区域**（かいがんほぜんくいき）

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に、都道府県知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域

◇ **国定公園**（こくていこうえん）

1957 年に公布された自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園

サ行

◇ **COD（化学的酸素要求量）**

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいるといえる。

◇ **受益地域**（じゅえきちいき）

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域

◇ **侵食**（しんしょく）

波浪により砂浜の砂が流れること。またはある海域から流出する砂の量が流入する量より多くなることによって海浜の汀線が後退する現象

◇ **スロープ**

高低差がある海岸背後から砂浜や水際まで身障者が近づくことができるように、緩い勾配をもった坂を海岸保全施設に付帯して設けたもの

◇ **節理**（せつり）

比較的規則正しい岩石の割れ目。火成岩が冷却して固結する際や、岩石の変形や風化によって生じたもので、板状・柱状・方状・玉葱(たまねぎ) 状などの形状がある。

タ行

◇ **高潮**（たかしお）

台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなること。このような高潮により海面が上昇して堤防より高くなると、海岸線や河口部に接する低地に浸水被害をもたらす。

◇ **鳥獣保護区**（ちょうじゅうほごく）

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、環境庁長官または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため設定する区域。特に必要があると認めるときは鳥獣保護区の区域内に「特別保護地区」を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設が設置される。

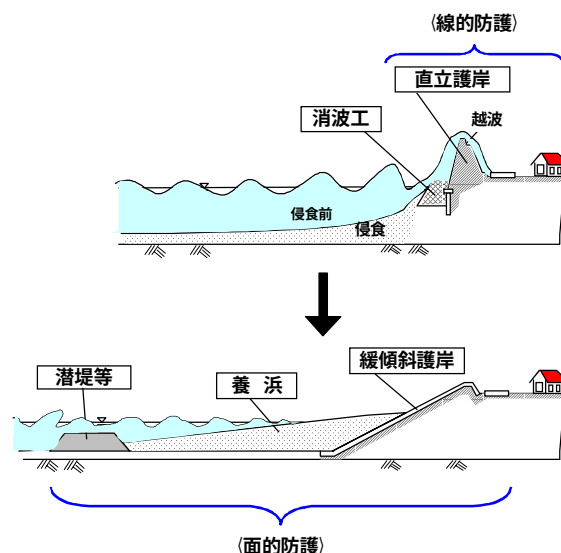
- ◇ **底質**（ていしつ）
海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたもの
- ◇ **汀線**（ていせん）
浜あるいは岸と水面が交わった線
- ◇ **島嶼**（とうしょ）
〔「嶼」は小さい島の意〕大きな島や小さな島

ハ行

- ◇ **曝気**（ばっき）
空気の吹き込みや攪拌(かくはん) などをして、海水中に酸素を供給すること。
- ◇ **バリアフリー**
高齢者、障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障害を除去するという考え方
- ◇ **漂砂**（ひょうさ）
波浪、潮流等によって砂が動くこと。また、その移動する現象のことをいう。河口、港湾等を埋積したり海岸を侵食したりする。
- ◇ **保安林**（ほあんりん）
森林法に基づき、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に指定するもの
- ◇ **ポケットビーチ**
海岸線の両端を突出した岬などによって囲まれた比較的延長の短い砂浜海岸

マ行

- ◇ **面的防護方式**（めんてきぼうごほうしき）
潜堤や養浜、緩傾斜堤防等の複数の施設によって、波の力を分散させて受け止める方式
- 〔**線的防護方式**〕（せんてきぼうごほうしき）
堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式



- ◇ **藻場**（もば）
沿岸浅海域で、海藻類が繁茂した場所。また、藻場はその藻場を構成している主要植物種、あるいは生育基盤である底質の種類などによって分類される。

ヤ行

- ◇ **養浜**（ようひん）
侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成すること。

ラ行

◇ リアス式海岸

出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、若狭湾や三陸海岸の南半部などに見られる。

凡 例

1 メッシュの色区分

各メッシュ(約2km×2km)を4分割した小メッシュ(約1km×1km)単位に植生自然度(植生自然度表参照)を決定し、A～Eの5段階に区分した。

A	植生自然度10・9の小メッシュが2個以上
B	植生自然度10・9の小メッシュが1個または植生自然度8の小メッシュが2個以上
C	植生自然度8の小メッシュが1個または植生自然度7の小メッシュが2個以上
D	植生自然度7の小メッシュが1個または植生自然度6・5の小メッシュが2個以上
E	植生自然度6・5の小メッシュが1個または全ての小メッシュの植生自然度が4以下

注)

・小メッシュの植生自然度は、第4回自然環境保全基礎調査で改定された1/50,000現存植生図(環境庁 1982,1987)をもとに、小メッシュ内で優占する植物群落の植生自然度で代表させた。

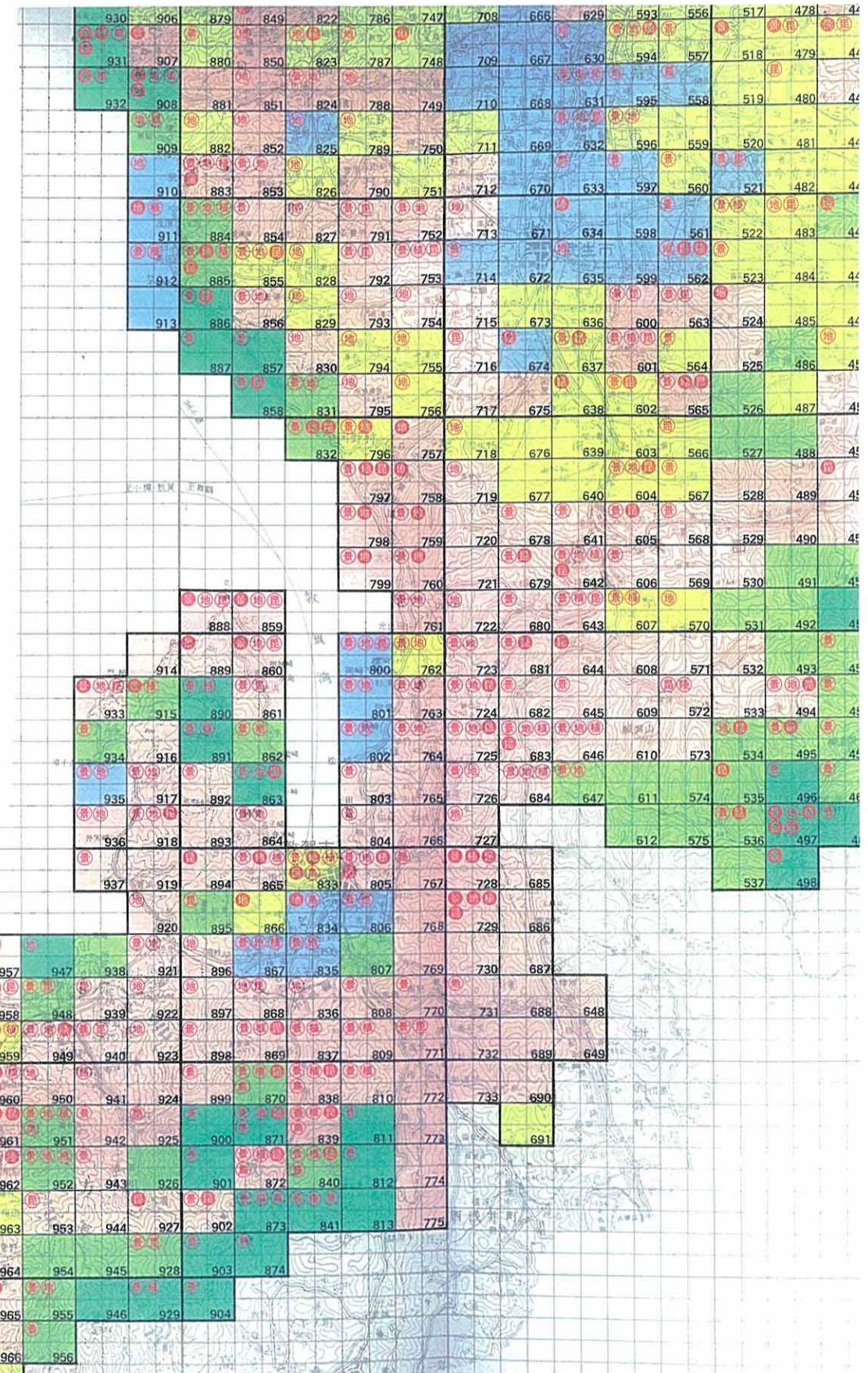
2 メッシュ内の文字



漢字 メッシュ内に存在するすぐれた自然の部門

- → 景観
- → 地形地質
- → 植生
- → 昆虫
- → 陸水生物・両生爬虫類
- → 鳥獣
- → 全国レベルまたは県レベルで特に重要
- → 県レベルで重要

植生自然度	区 分 基 準
10	風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	ブナ林、スダジイ林等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ林、シ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クレーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	スギ林、ヒノキ林、アカマツ林等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
その他	自然裸地、開放水域等



2 海岸保全施設の存する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模 (現況)		規模 (計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	越前町	越前町 (水産庁)	玉川漁港海岸 (丹生郡越前町玉川40 字船揚場5番地)	護岸		150.6m	7.0	150.6m	7.0	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点 検および長寿命化計画に基づく点 検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。
				消波堤		79.0m	-	79.0m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		133.5m	-	133.5m	-	-	-	
				護岸		641.3m	7.0 ～12.0	641.3m	7.0 ～12.0	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
2	越前町	福井県 (水産庁)	越前漁港海岸 (丹生郡越前町梅浦55 字大黒町21番5～小樽 1字城ヶ谷13番10)	消波堤		70.0m	-	70.0m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		133.5m	-	133.5m	-	-	-	
				護岸		641.3m	7.0	641.3m	7.0	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
3	越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	越前海岸厨地区 (丹生郡越前町厨17字 大黒14番地の2南東端 ～70字南布山208番 地南西端)	堤防		386m	5.0	386m	5.0	越前町の 一部	住宅地 商業地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		9基 450m	-	9基 450m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人工リーフ		3基 285m	-	3基 285m	-	-	-	
				消波工		555m	-	555m	-	-	-	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)	区域			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
4	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸茂原地区 (丹生郡越前町茂原5字 下垣内50番地の2北西 端～11字滝浜20番地 の1東南端)		堤防		355m	5.5	355m	5.5	越前町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
5	越前町	福井県 (農村振興局)	越前海岸高佐茂原地区 海岸 (越前町茂原11号字下 滝浜21番地の1～高佐 16字黒石13番地の1)		護岸		142m	5.5	142m	5.5	越前町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		263m	—	263m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					潜堤		113m	—	113m	—	—	—	
					消波堤		24.1m	—	24.1m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
6	越前町	越前町 (水産庁)	白浜(城崎)漁港海岸 (丹生郡越前町高佐21 字中長谷6の1番地)		護岸		186m	6.0 ～3.9	186m	6.0 ～3.9	越前町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
7	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸高佐地区 (丹生郡越前町米ノ第4 1字合ヶ窪15の8番地 ～46字壁石13の2番 地南々西端)		離岸堤		1基 80m	—	1基 80m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		90m	—	90m	—	—	—	
					消波堤		55.0m	—	55.0m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
8	越前町	越前町 (水産庁)	米の浦漁港海岸 (丹生郡越前町米ノ66 字下大長谷18番地の 1)		離岸堤		80.0m	—	80.0m	—	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	南越前町	南越前町 (水産庁)	糠漁港海岸 (丹生郡南越前町糠11 1字西ヶ平25号1番)	突堤		96.8m	-	96.8m	-		-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		305.8m	-	305.8m	-			
				人工リーフ		151.0m	-	151.0m	-			
				護岸		99.1m	7.0	99.1m	7.0	南越前町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				養浜工		135.0m	-	135.0m	-		-	
				離岸堤		211.0m	-	211.0m	-		-	
10	南越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸甲楽城第1地 区 (南条郡南越前町甲楽 城第7字下長谷6の3～ 糠11字上長谷6番)	消波堤		138.0m	-	138.0m	-		-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				護岸		592.7m	5.0	592.7m	5.0	南越前町 の一部	住宅地 道路	
				護岸		157m	5.0	157m	5.0	南越前町 の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤		1基 38m	-	1基 38m	-		-	
				離岸堤		12基 834m	-	12基 834m	-		-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工		111m	-	111m	-		-	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)	区域			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	南越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	河野海岸甲楽城第2地区 (南条郡南越前町甲楽城第14号森浜3の2番地南端～7号下長谷8番地北端)		堤防		59m	5.5 ～5.0	59m	5.5 ～5.0	南越前町の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		243m	5.5 ～5.0	243m	5.5 ～5.0			
12	南越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	河野海岸河野地区 (南条郡南越前町河野1字北の町58番地南端～今泉17字上の山17番地の1西端)		堤防		399m	6.0 ～4.7	399m	6.0 ～4.7	南越前町の一部	住宅地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		399m	—	399m	—			
					離岸堤		211.0m	—	211.0m	—			
13	南越前町	南越前町 (水産庁)	河野漁港海岸 (丹生郡南越前町河野25字沙場13番1)		消波堤		138.0m	—	138.0m	—		—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		592.7m	5.0	592.7m	5.0			
14	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸大比田地区 (敦賀市元比田15号字堂ノ上1番地の2北西端～大比田31号字村の腰1番地西南端)		護岸		1,121m	5.5 ～5.0	1,121m	5.5 ～5.0	敦賀市の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		2基 296m	—	2基 296m	—			
					人工リーフ		3基 304m	—	3基 304m	—			

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	（地先）			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
15	敦賀市	福井県 (農村振興局)	敦賀海岸横浜地区海岸 (敦賀市横浜2号字下向 山3番地～大比田32号 字浜田14番地の1)		堤防		1,015m	5.6	1,015m	5.6	敦賀市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		566m	—	566m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		205m	—	205m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
16	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸東浦地区 (敦賀市杉津3号字小丸 3番地南端～江良5号字 松ヶ崎5番地北西端)		護岸		1,844m	3.0	1,844m	3.0	敦賀市の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		10基 560m	—	10基 560m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		14基 1,396m	—	14基 1,396m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		548m	—	548m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
17	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸江良地区 (敦賀市江良1号月ヶ谷 28の5番地西角から西 へ)		護岸		230m	2.5	230m	2.5	敦賀市の 一部	道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸赤崎・鞠山地区 (北緯35度40分50秒 東 経136度6分24秒の3等 三角点から286度の方向 へ1,970mの点から南へ)	離岸堤		3基 440m	1.5	3基 440m	1.5	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				防砂堤		1基 100m	1.0	1基 100m	1.0	-	-	
				防砂堤 (潜堤)		3基 630m	-2.0	3基 630m	-2.0	-	-	
				導流堤		1基 63m	1.0	1基 63m	1.0	-	-	
				消波工		150m	-	150m	-	-	-	
				突堤	◎	6基 743m	1.5	7基 813m	1.5	-	-	
19	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸松島地区 (敦賀市松島130字松原 (北緯35度39分18秒 東 経136度2分49秒)から東 へ)	護岸	◎	1,850m	2.0 ～2.5	2,310m	2.0 ～2.5	敦賀市の 一部	住宅地 道路 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		2基 240m	2.0	2基 240m	2.0	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤		4基 268	1.0	4基 268	1.0	-	-	
				護岸		336m	4.5	336m	4.5	敦賀市の 一部	住宅地 道路 小学校	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
20	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸常宮地区 (敦賀市櫛川191号字イト コ崎2の1番地北東角か ら北へ)	離岸堤	◎	14基 1,275m	1.0 ～1.5	16基 1,475m	1.0 ～1.5	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工		697.5m	-	697.5m	-	-	-	
				突堤		35基 1,117m	1.0 ～1.5	35基 1,117m	1.0 ～1.5	-	-	
				護岸		3,027m	2.0 ～2.5	3,027m	2.0 ～2.5	敦賀市の 一部	住宅地 道路 山林	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
21	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸白木地区 (敦賀市白木16字松ヶ崎1番地の2北東端～49字浜地(白木漁港区域境界線))		護岸		220m	5.5	220m	5.5	敦賀市の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		1基 95m	-	1基 95m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		1基 100m	-	1基 100m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
22	美浜町	福井県 (水管理・国土保全局)	美浜海岸竹波地区 (三方郡美浜町丹生66号字川坂山5番地の2東南端～菅浜132号城ヶ崎5番地の4北端)		護岸		1,509m	5.5 ～4.0	1,509m	5.5 ～4.0	美浜町の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		5基 456m	-	5基 456m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		57.3m	-	57.3m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
23	美浜町	美浜町 (水産庁)	菅浜漁港海岸 (三方郡美浜町菅浜第89号松下24の1番地)		離岸堤		279.6m	-	279.6m	-	美浜町の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		664.3m	3.0	664.3m	3.0	美浜町の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		2,721m	6.2	2,721m	6.2	美浜町の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
24	美浜町	福井県 (水管理・国土保全局)	美浜海岸佐田地区 (三方郡美浜町山上23号字川尻4番地南西端～菅浜100号字南所13番地東北端)		離岸堤		11基 1,112m	-	11基 1,112m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					人工リーフ		3基 600m	-	3基 600m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	（地先）			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
25	美浜町	美浜町 (水産庁)	坂尻漁港海岸 (三方郡美浜町坂尻第1 5号岸上9番地)		防砂堤		116.0m	-	116.0m	-	-		日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					防砂堤		56.0m	-	56.0m	-			
					離岸堤		559.8m	-	559.8m	-			
					護岸		757.0m	4.0	757.0m	4.0	美浜町の 一部	住宅地 道路	
26	美浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	美浜海岸久々子地区 (三方郡美浜町久々子4 7号字弁天1番地南々東 端～和田6号字上ヶ浜1 8番地の3東端)		護岸		1,981m	5.5	1,981m	5.5	美浜町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		2基 200m	-	2基 200m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		22基 2,243m	-	22基 2,243m	-	-	-	
					突堤		140.0m	-	140.0m	-	-		日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
27	美浜町	福井県 (水産庁)	早瀬漁港海岸 (三方郡美浜町早瀬49 字甲ヶ崎1番2)		防砂堤		83.0m	-	83.0m	-			
					離岸堤		389.1m	-	389.1m	-			
					護岸		541.5m	2.5	541.5m	2.5	美浜町の 一部	住宅地	
					防潮林		190.0m	-	190.0m	-	-	-	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)				延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
28	美浜町	福井県 (水産庁)	日向漁港海岸 (三方郡美浜町日向72 号沖ノ馳1番)	護岸			1114.2m	3.5	1114.2m	3.5	美浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤			50.1m	-	50.1m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
29	若狭町	若狭町 (水産庁)	常神漁港海岸 (三方上中郡若狭町常 神第4号塔平4番地)	護岸			395.0m	2.5	395.0m	2.5	若狭町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				堤防			910m	2.4	910m	2.4	若狭町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
30	若狭町	福井県 (農村振興局)	三方海岸常神地区海岸 (若狭町常神7字西ノ平 1番地～15字小渡16 番地)	離岸堤			533.8m	-	533.8m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				護岸			354.4m	3.0	354.4m	3.0	若狭町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
31	若狭町	若狭町 (水産庁)	神子漁港海岸 (三方上中郡若狭町神 子第15号田尻4番地)	突堤			26.7m	-	26.7m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤			240.0m	-	240.0m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
32	若狭町	若狭町 (水産庁)	小川漁港海岸 (三方上中郡若狭町小 川第11号稲越39番地)	護岸			304.0m	4.0	304.0m	4.0	若狭町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤			16.0m	-	16.0m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
33	若狭町	福井県 (水管理・国土保全 局)	三方海岸遊子地区 (三方上中郡若狭町遊 子13号森の上1番地の 1西南端～6号北田東北 端)		護岸		400m	3.5	400m	3.5	若狭町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		3基 150m	－	3基 150m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		4基 218m	－	4基 218m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
34	若狭町	若狭町 (水産庁)	塩坂越漁港海岸 (三方上中郡若狭町塩 坂越第7号西谷1番地)		護岸		531.3m	3.7	531.3m	3.7	若狭町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
35	若狭町	若狭町 (水産庁)	世久見漁港海岸 (三方上中郡若狭町世 久見第52号食見道11 5番地)		護岸		99.5m	4.0	99.5m	4.0	若狭町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		64.9m	－	64.9m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
36	若狭町	福井県 (水管理・国土保全 局)	三方海岸食見地区 (三方上中郡若狭町世 久見52号食見道67番 地1北西端～59号水尻 8番地北西端)		護岸		604m	6.5	604m	6.5	若狭町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		3基 420m	－	3基 420m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					人工リーフ		4基 327m	－	4基 327m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
37	小浜市	福井県 (水管理・国土保全 局)	小浜海岸大浜地区 (小浜市田島143字魚 見坂1番地の1～140 字大浜1番地の3)		堤防		261m	4.5	261m	4.5	小浜市の 一部	住宅地(国)	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		2基 56m	－	2基 56m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					人工リーフ		3基 362m	－	3基 362m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	（地先）			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
38	小浜市	小浜市 (水産庁)	田島漁港海岸 (小浜市田島100号孫 谷4番)		離岸堤		313.0m	－	313.0m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		344.0m	2.0	344.0m	2.0	小浜市	宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
39	小浜市	小浜市 (水産庁)	内外海漁港海岸 (小浜市矢代4号西所5 3番～仏谷48号砂子浜 2番)		離岸堤		573.6m	－	573.6m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		2370.0m	3.5	2370.0m	3.5	小浜市	宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
40	小浜市	福井県 (水産庁)	小浜漁港海岸 (小浜市若狭49号絵名 里23番1～青井33号 海望山1番1)		護岸		6028.7m	2.5	6028.7m	2.5	小浜市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		732.1m	－	732.1m	－			日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		1254.0m	－	1254.0m	－	－	－	
					導流堤		261.0m	－	261.0m	－			
41	小浜市	福井県 (農村振興局)	小浜海岸甲ヶ崎地区海岸 (小浜市甲ヶ崎28字の 場100番地～34字西 右近谷2番地)		堤防		490m	2.2	490m	2.2	小浜市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					樋門		1箇所	－	1箇所	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区 域 番 号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
42	小浜市	福井県 (水管理・国土保全局)	小浜海岸勢浜地区 (小浜市東勢浜第3号字 土取3番地東北端～西 勢第63号字川尻3番地 の1東北端)	護岸		447m	3.5	447m	3.5	小浜市の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤		1基 210m	—	1基 210m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人工リーフ		1基 200m	—	1基 200m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
43	小浜市	福井県 (水管理・国土保全局)	小浜海岸加斗地区 (小浜市本所12字片江 鼻1番地～飯盛13字西 平礁11番の1西端)	護岸		1,140m	4.0 ～3.0	1,140m	4.0 ～3.0	小浜市の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤		2基 68m	—	2基 68m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		19基 807m	—	19基 807m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工		264m	—	264m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
44	小浜市	福井県 (農村振興局)	小浜海岸岡津地区海岸 (小浜市岡津11号字東 山1番地～1号字水通1 番地)	堤防		373m	3.5	373m	3.5	小浜市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		262m	—	262m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
45	小浜市 おおい町	福井県 (港湾局)	和田港海岸鯉川・長井 地区(小浜市加斗4等三 角点(北緯35度28分26 秒 東経135度39分45 秒)から340度56分の方 向へ656.2mの点から西 へ)	離岸堤		4基 710m	1.8	4基 710m	1.8	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工		510m	—	510m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤		6基 1,310m	1.2 ～2.8	6基 1,310m	1.2 ～2.8	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				護岸		3,859m	1.3 ～2.5	3,859m	1.3 ～2.5	小浜市お よびおおい 町の一部	住宅地 道路 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
46	おおい町	おおい町 (水産庁)	本郷漁港海岸 (大飯郡おおい町本郷1 50号字西ヶ崎12番)		護岸		452.1m	2.2	452.1m	2.2	おおい町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
47	おおい町 高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸本郷地区 (大飯郡おおい町本郷第 150号字西ヶ崎12番地南角 から西へ)		護岸		1,771m	2.5	1,771m	2.5	おおい町 および高 浜町の一 部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
48	おおい町 高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸犬見地区 (大飯郡高浜町和田第 124号字下浜田3番地南 西角から東へ)		護岸		3,353m	1.3 ～2.0	3,353m	1.3 ～2.0	おおい町 および高 浜町の一 部	住宅地 道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
49	おおい町	おおい町 (水産庁)	大島漁港海岸 (大飯郡おおい町大島2 1字赤栗64番地～大島 163号字西葉夫26番地)		護岸		2681.8m	1.3	2681.8m	1.3	おおい町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		200.0m	－	200.0m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					防砂堤		65.0m	－	65.0m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
50	おおい町	福井県 (農村振興局)	大飯海岸大島第1地区 海岸 (おおい町大島32号字 神田28番地～34号字 諏訪前7番地)		堤防		420m	6.3	420m	6.3	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		400m	－	400m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					根固		420m	－	420m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
51	おおい町	福井県 (農村振興局)	大飯海岸大島第2地区 海岸 (おおい町大島34号字 諏訪前6番地～37号字 常谷22番地)		堤防		80m	6.3	80m	6.3	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

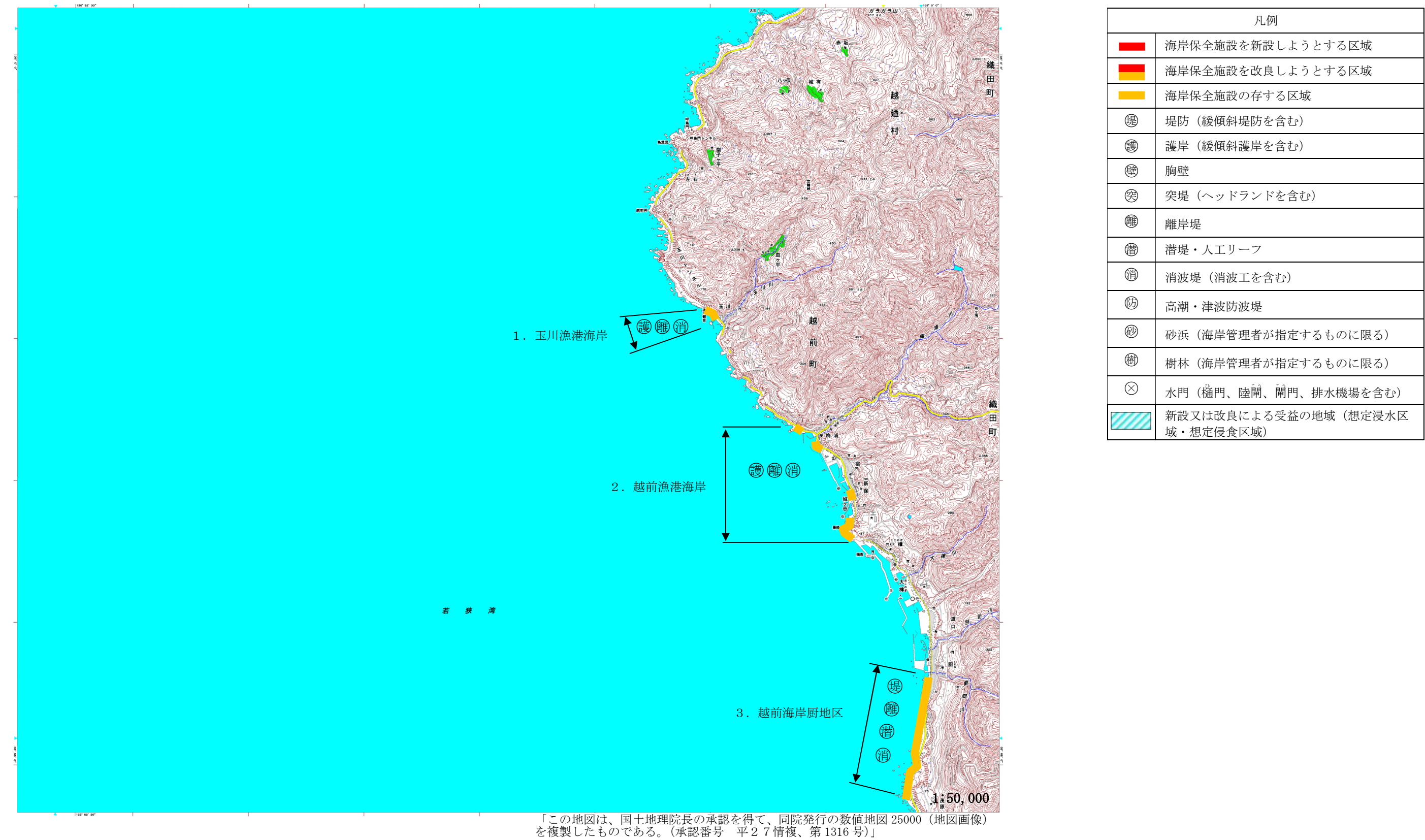
区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
52	おおい町	福井県 (農村振興局)	大飯海岸添地区海岸 (おおい町大島172号字 添浦2番地～174号の 1字大山東側1番地の 1)	堤防		100m	5.7	100m	5.7	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				根固		80m	—	80m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
53	高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸和田地区 (大飯郡高浜町和田第 127号西浦筋26の2番地 西角から東へ、大飯郡 高浜町和田第129号愛 宕山2の1(北緯35度29 分37秒 東経135度34分 46.08)から西へ)	離岸堤		1基 200m	1.5	1基 200m	1.5	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤 (潜堤)	◎	1基 128m	-0.5	2基 400m	-0.5			
				防砂堤 (潜堤)	◎	—	—	1基 100m	—			
				消波工		200m	—	200m	—			
				突堤		18基 1,378m	0.8 ～2.5	18基 1,378m	0.8 ～2.5			
				護岸		776m	2.5	776m	2.5			
54	高浜町	福井県 (水産庁)	高浜漁港海岸 (大飯郡高浜町事代3字 三の丸12番1～立石2 1字西須圭6番2)	護岸		1753.4m	4.5	1753.4m	4.5	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤		756.4m	—	756.4m	—			
				離岸堤		242.6m	—	242.6m	—			

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
55	高浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	高浜海岸高浜地区 (大飯郡高浜町難波江3 4号字鷹田2番地北端～ 畑11号字東畑後10番地 東南端)		堤防		2,515m	4.0	2,515m	4.0	高浜町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		2基 66m	—	2基 66m	—	—	—	
					離岸堤		15基 1,642m	—	15基 1,642m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					人工リーフ		3基 290m	—	3基 290m	—	—	—	
56	高浜町	高浜町 (水産庁)	小黒飯漁港海岸 (大飯郡高浜町小黒飯2 2字宮前4番)		護岸		330.0m	5.2	330.0m	5.2	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		101.3m	—	101.3m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
57	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸音海地区海岸 (高浜町音海第25字高 越1番地～第28号字中 高越3番地)		堤防		227m	5.0	227m	5.0	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
58	高浜町	福井県 (港湾局)	内浦港海岸音海地区 (大飯郡高浜町音海第 50号字朱竹2の1番地北 西角)		護岸		258m	1.5	258m	1.5	高浜町の 一部	道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		226.4m	—	226.4m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
59	高浜町	高浜町 (水産庁)	音海漁港海岸 (大飯郡高浜町音海78 字入江3番の1)		護岸		464.0m	3.0	464.0m	3.0	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

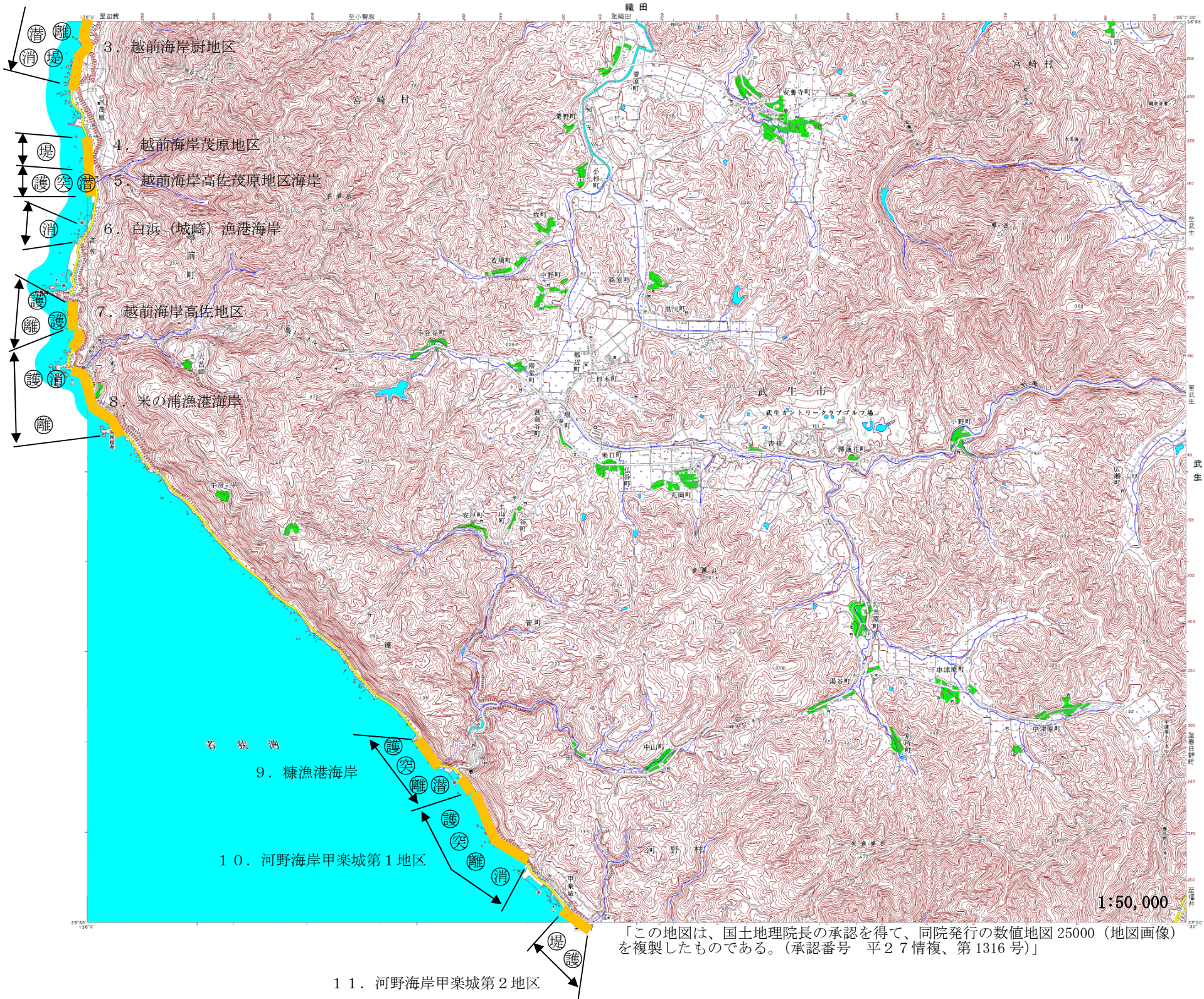
区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)	区域			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
60	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸神野浦第1地区海岸 (高浜町神野浦第2号字空14番地の2～第16号字見上山22番地)		堤防		336m	3.0	336m	3.0	高浜町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					根固		260m	—	260m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
61	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸神野浦第2地区海岸 (高浜町神野浦第14号字深田3番地～音海第5号字金切田2番地)		堤防		300m	3.0	300m	3.0	高浜町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					根固		525m	—	525m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
62	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸山中地区海岸 (高浜町山中第17号字長岩1番地～第61号字広瀬下3番地)		堤防		600m	3.0	600m	3.0	高浜町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		240m	—	240m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		2基	—	2基	—	—	—	
63	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸宮尾第1地区海岸 (高浜町宮尾39号字稲ノ浦16番地～54号向浜3番地)		堤防		269m	3.0	269m	3.0	高浜町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
64	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸宮尾第2地区海岸 (高浜町宮尾31号字力マエダ10番地～33号字下20番地)		堤防		200m	3.5	200m	3.5	高浜町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		60m	—	60m	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					根固		154m	—	154m	—	—	—	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
65	高浜町	福井県 (水管理・国土保 局)	高浜海岸日引地区 (大飯郡高浜町日引第5 字堂浜33番地北角～第 25字地下谷2番地南 角)		護岸		324m	3.5 ～2.5	324m	3.5 ～2.5	高浜町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		2基 100m	－	2基 100m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
66	高浜町	高浜町 (水産庁)	上瀬漁港海岸 (大飯郡高浜町日引5字 堂浜33番地～上瀬11 字大野30番)		護岸		425.7m	3.5	425.7m	3.5	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		82.5m	－	82.5m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

3 海岸保全施設の配置（1／14）

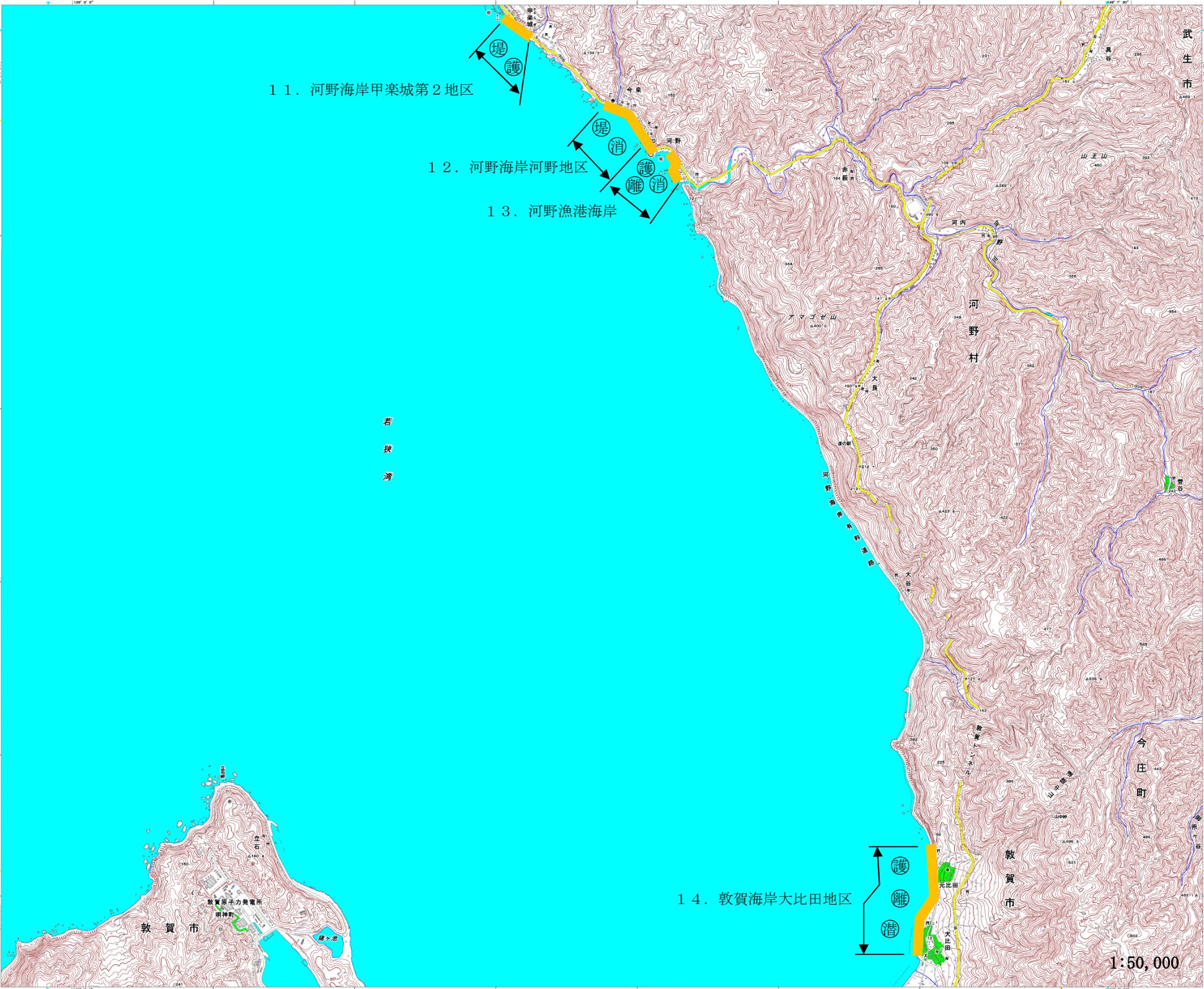


3 海岸保全施設の配置（2／14）



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

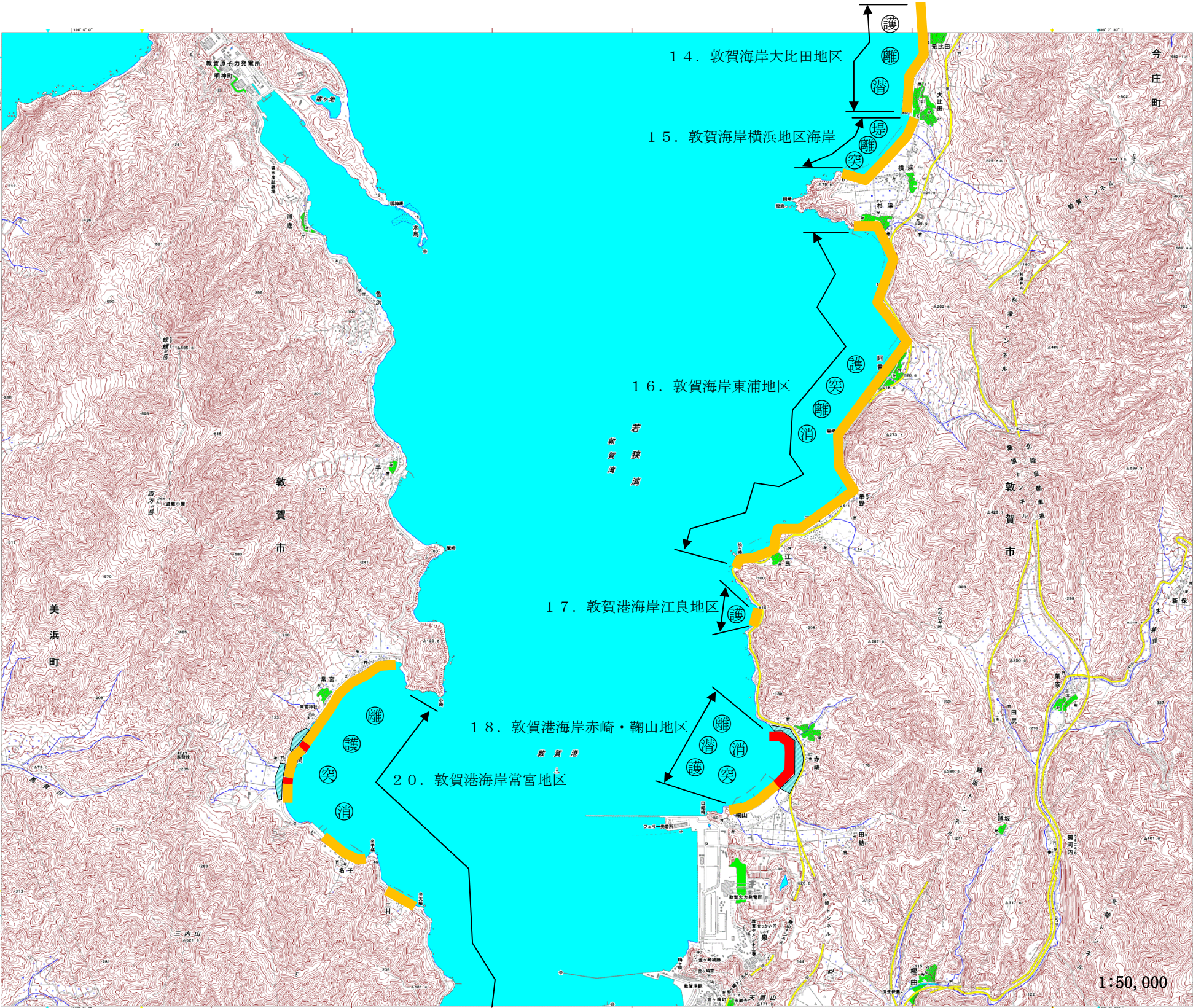
3 海岸保全施設の配置（3／14）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情復、第1316号）」

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

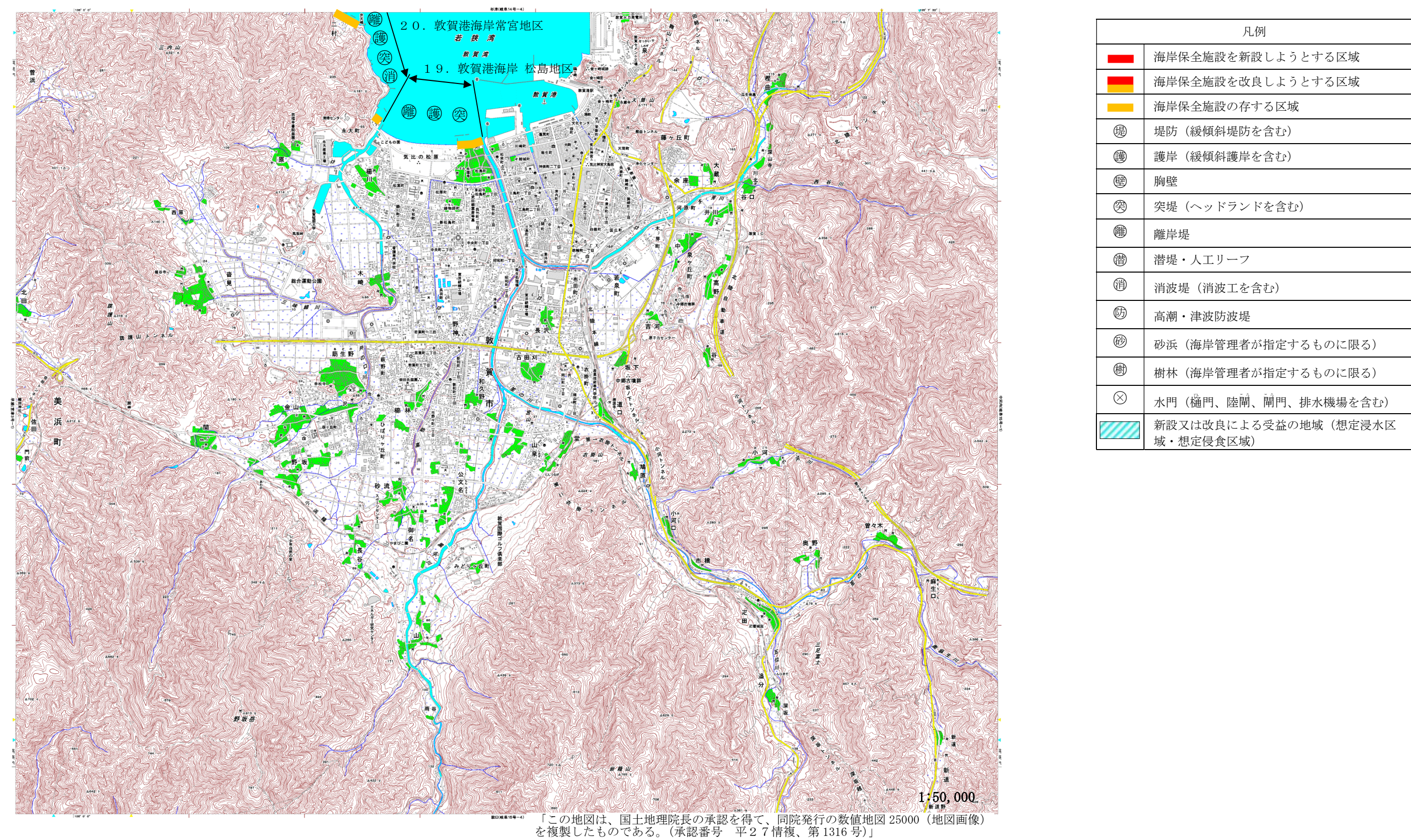
3 海岸保全施設の配置（4／14）



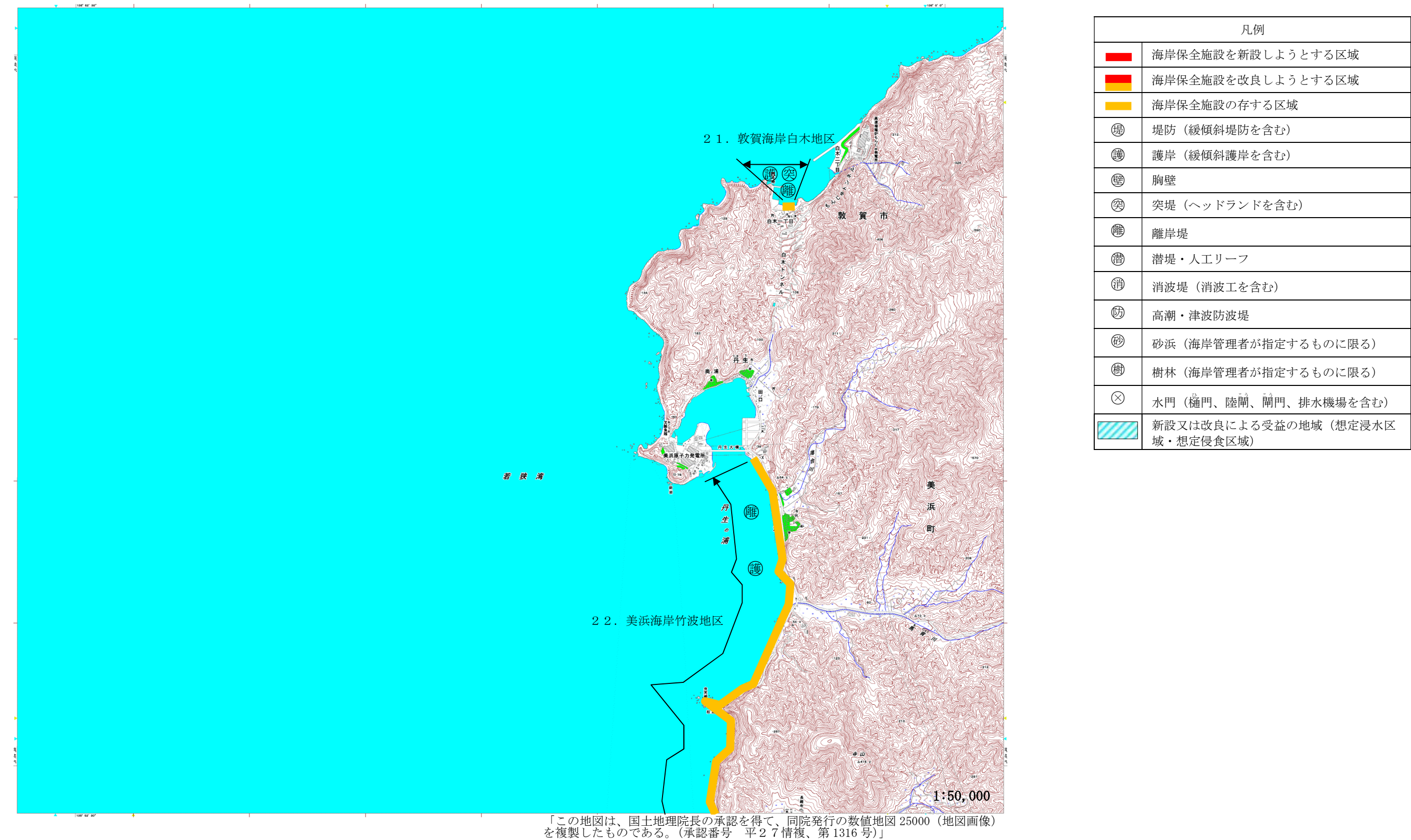
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1316号）」

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

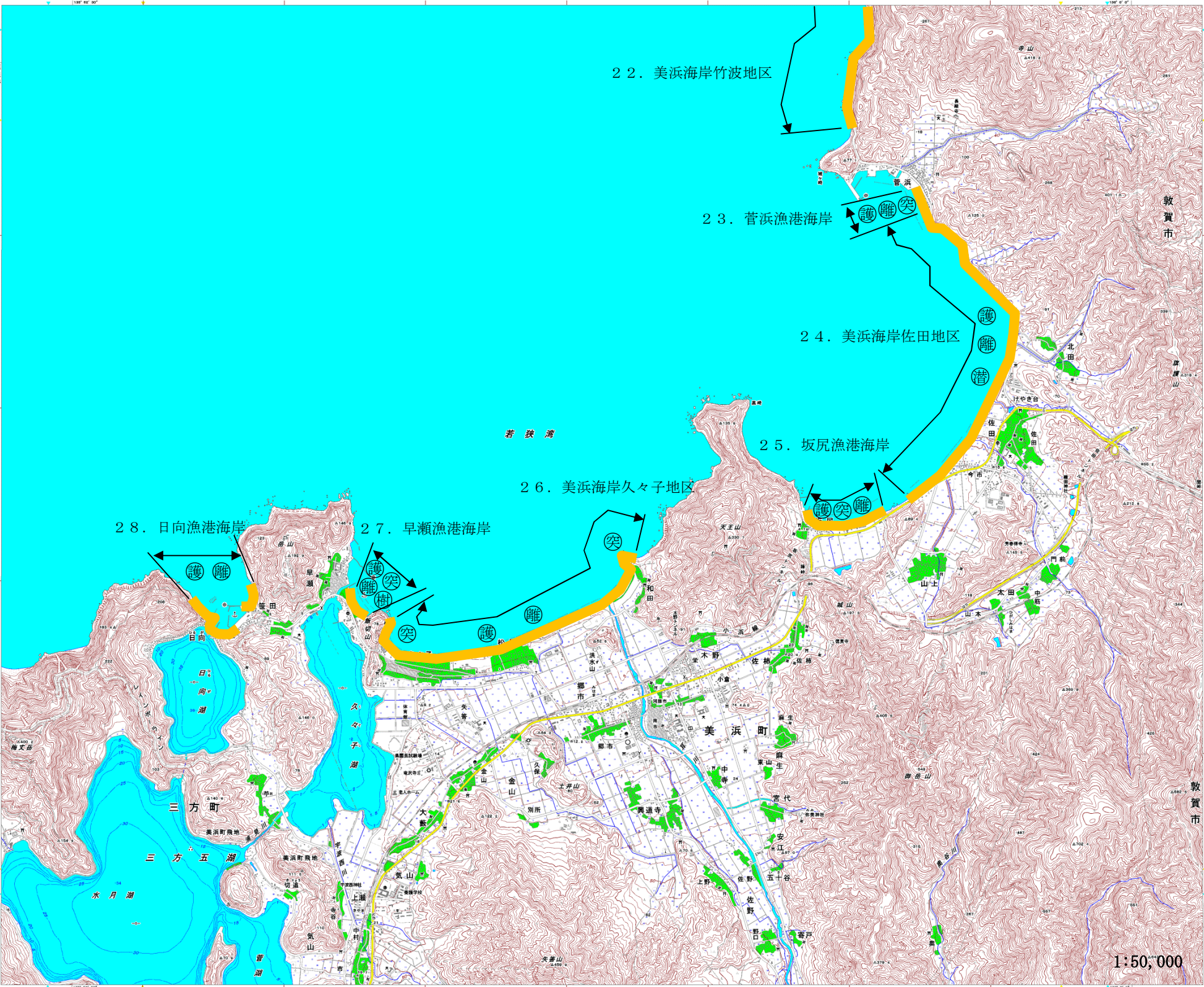
3 海岸保全施設の配置（5／14）



3 海岸保全施設の配置（6／14）



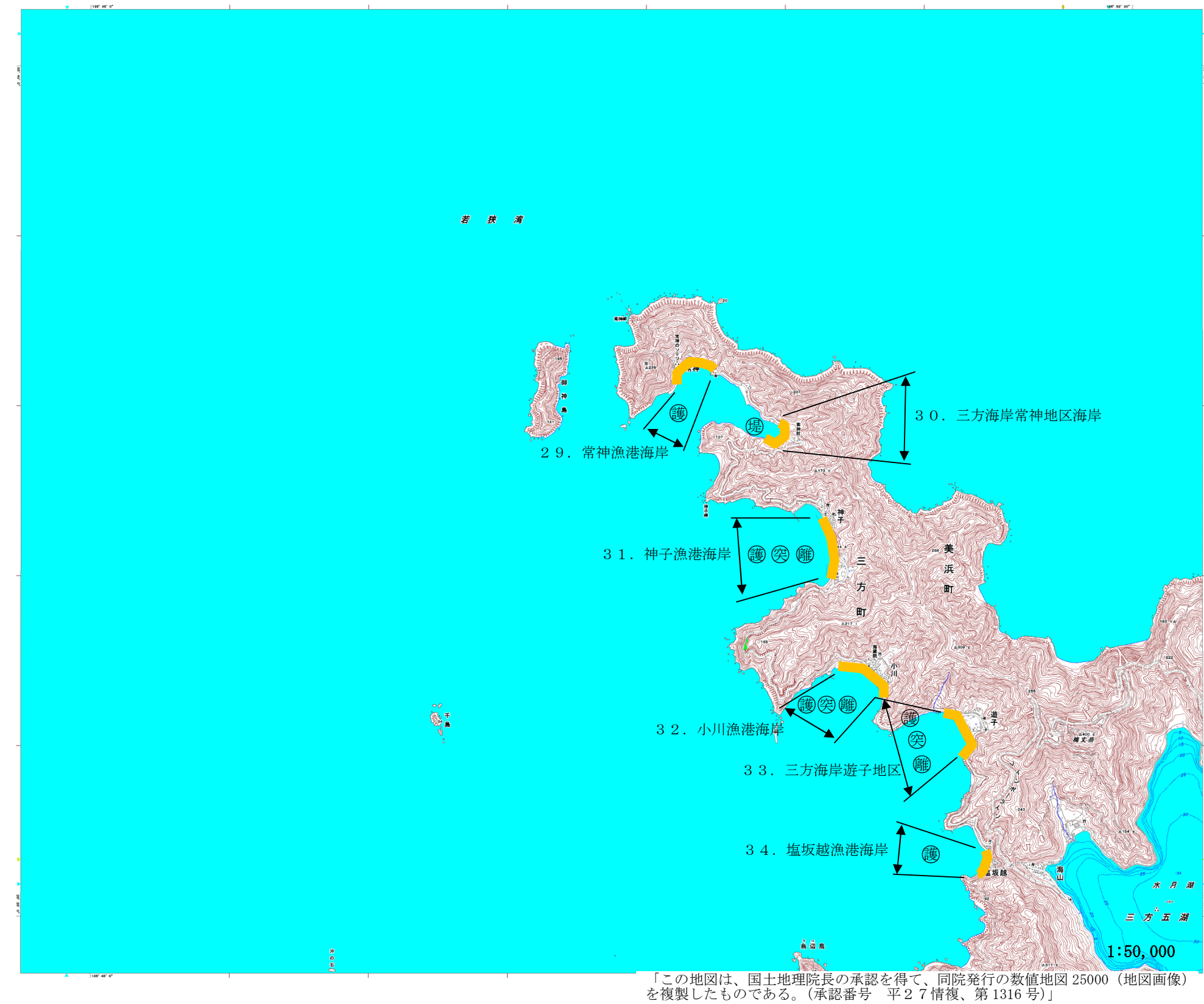
3 海岸保全施設の配置（7／14）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1316号）」

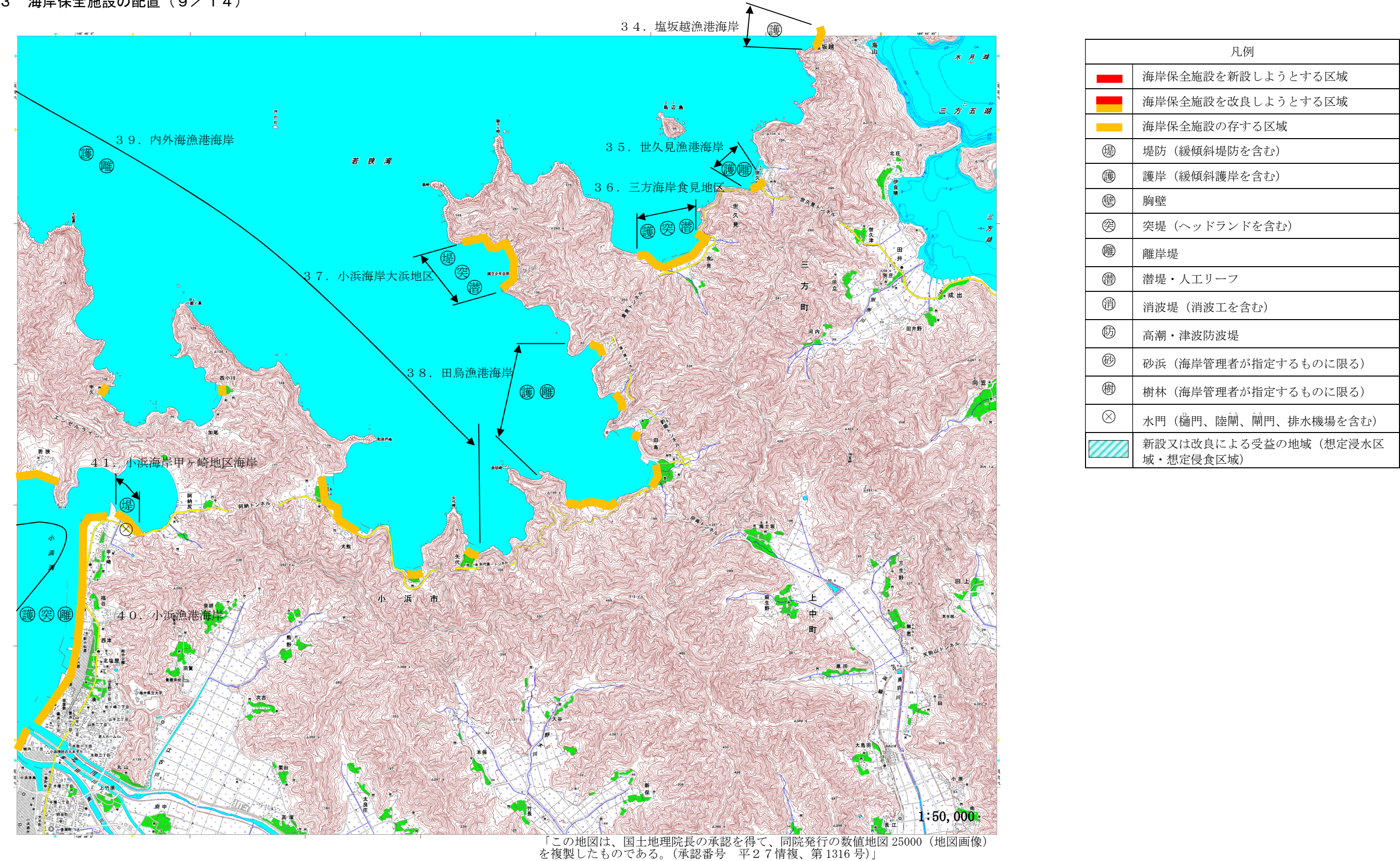
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

3 海岸保全施設の配置（8／14）

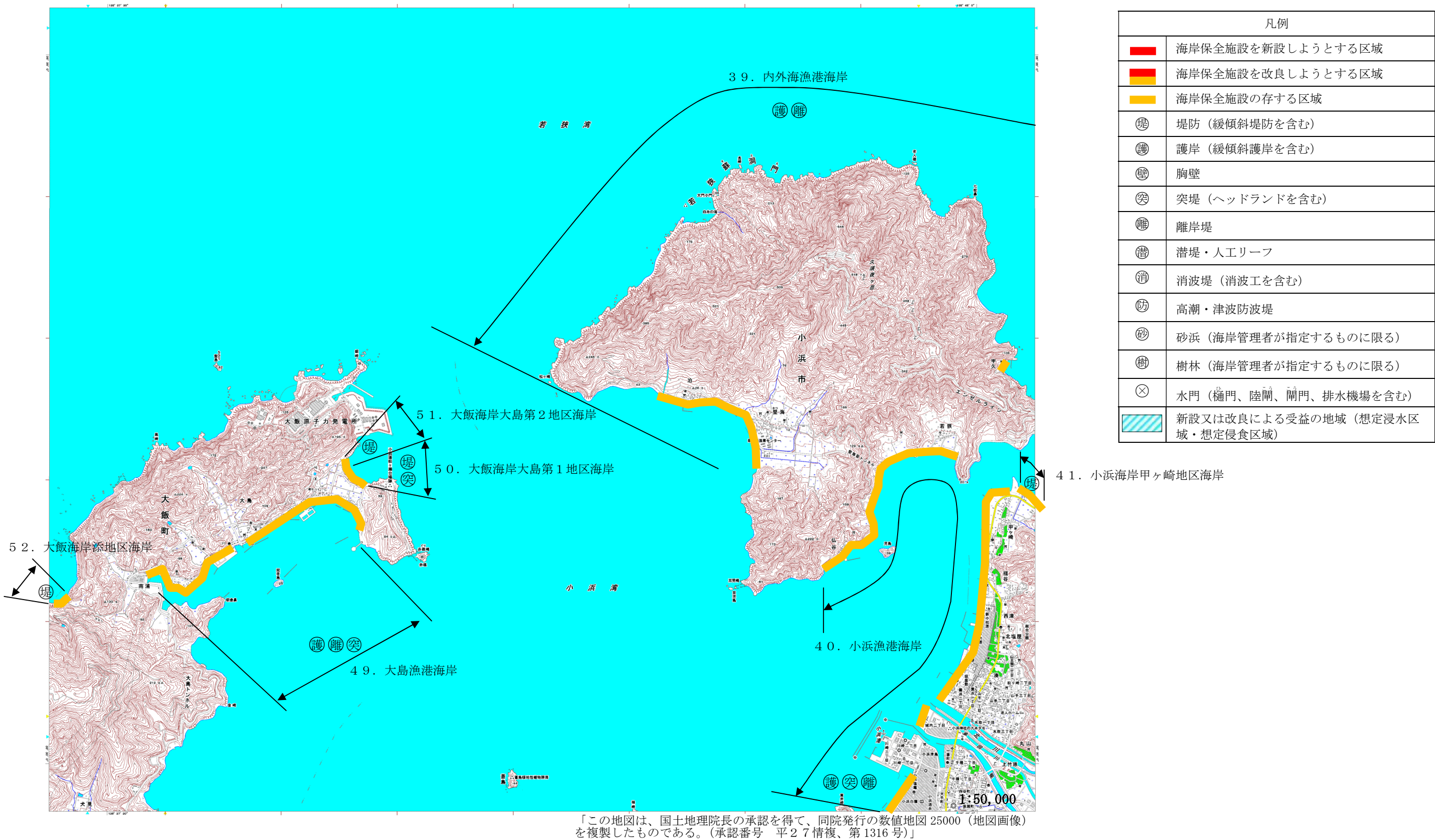


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

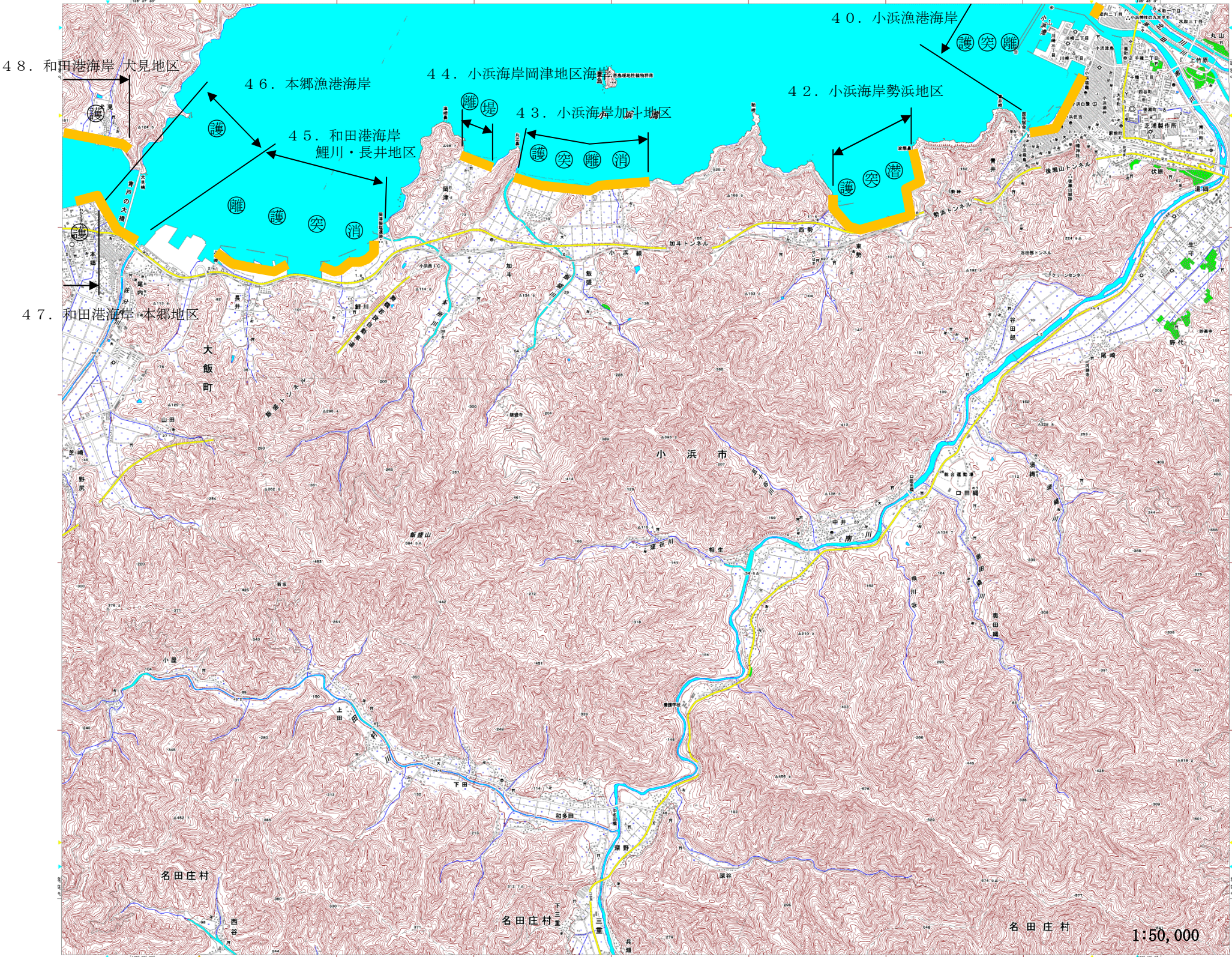
3 海岸保全施設の配置（9／14）



3 海岸保全施設の配置（１０／１４）



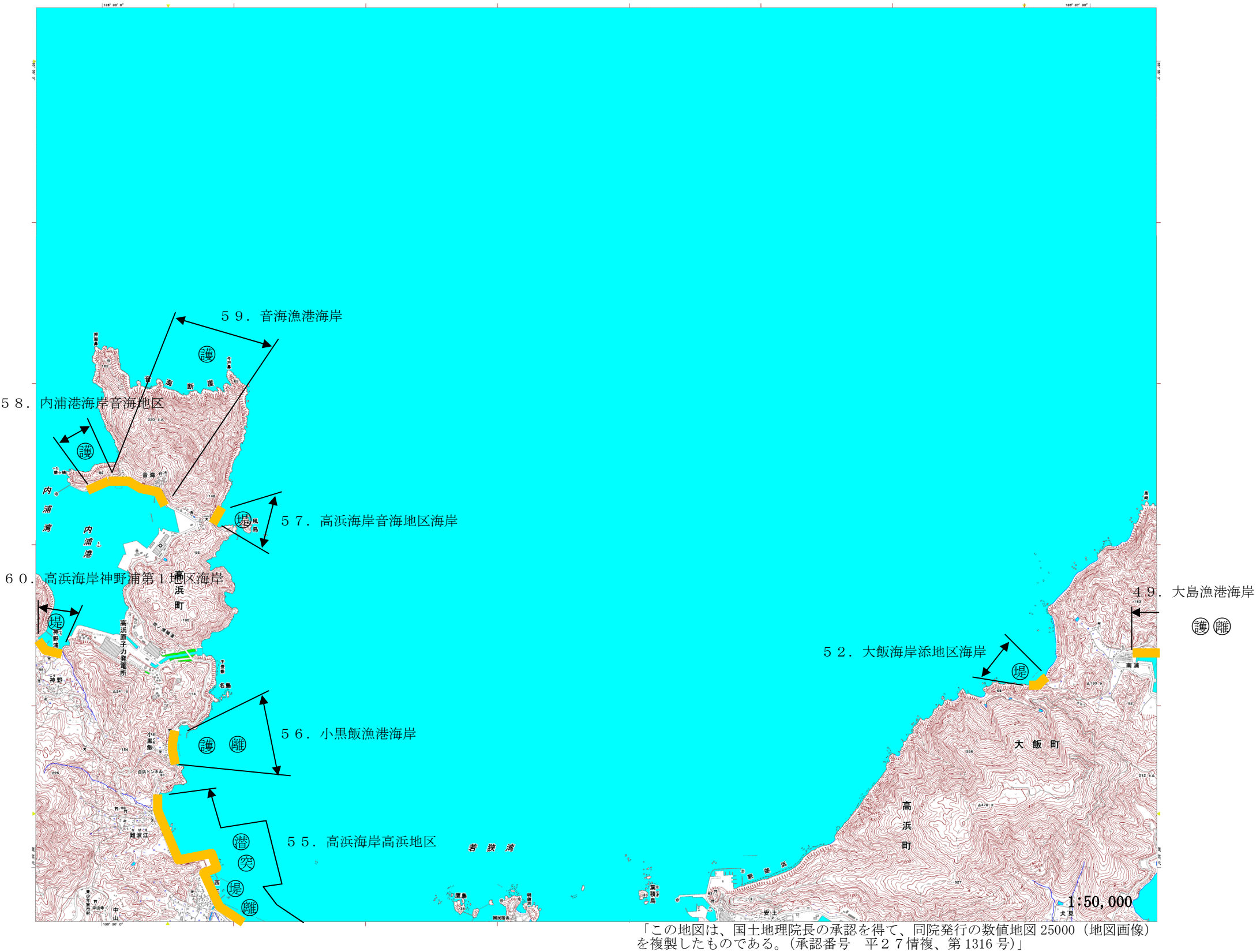
3 海岸保全施設の配置（1 1／1 4）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 2 7 情複、第 1316 号）」

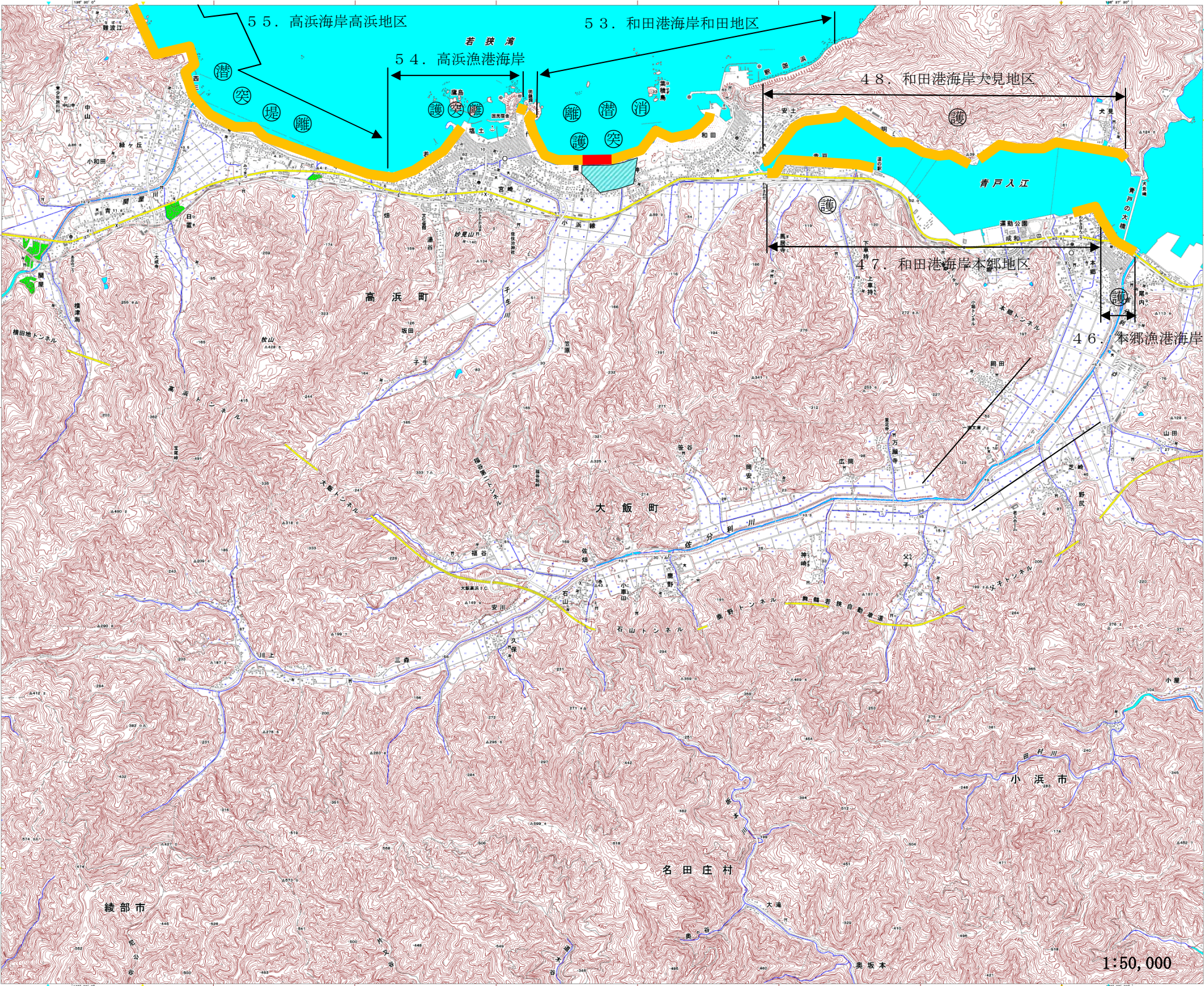
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

3 海岸保全施設の配置（12／14）



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

3 海岸保全施設の配置（13／14）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1316号）」

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

3 海岸保全施設の配置（14／14）

